

# 事案調書(決定会議)

審議日 令和4年11月10日

案件名	本市の動物愛護管理行政の今後の取組について						
所管	健康福祉 局	保健衛生 部	生活衛生 課	担当者		内線	
事業効果 総合計画との関連	事業効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民への動物愛護精神の醸成、飼養者の適正飼養の普及</li> <li>犬猫の引取頭数の減少</li> <li>多頭飼育崩壊等の緊急時の対応能力の強化</li> </ul>					
	効果測定指標	ペットの所有明示を行っている飼い主の割合			施策番号	16	
		R4	R5	R6	R7	R8	R9
	事業効果 年度目標		51.6%				61.2%

審議事項 (庁議で決定 したいこと及び 想定(希望) している結論)	<ul style="list-style-type: none"> <li>本市の動物愛護管理行政の今後の取組について</li> <li>多頭飼育届出制度の条例化の検討について</li> <li>(仮称)猫の一時保護施設の設置について</li> </ul>
決定会議 審議結果 (政策課記入)	<p>○原案のとおり承認する。</p> <p>・ただし、庁議の意見を踏まえ、資料を一部修正すること。</p>

## 事案概要

本市の動物愛護管理行政においては、これまでボランティア団体との関係や動物愛護センターを取り巻く課題整理など、長年にわたり様々な諸問題への対応が求められてきた。こうした課題解決を着実に進めるため、本市の動物愛護管理に関する施策を整理し、体系的に推進していくことが必要であることから、動物愛護管理行政の今後の取組の全体像を審議いただくとともに、早急に着手すべき取組として多頭飼育届出制度の条例化の検討、(仮称)猫の一時保護施設の設置についてあわせて審議いただくもの。

## 事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工

○事業スケジュール		R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
実施 内容	本市の動物愛護管理行政の今後の取組							
	総合計画推進プログラムへの位置づけ							
	多頭飼育届出制度の条例化の検討							
	猫の一時保護施設の整備							
	動物愛護センター機能の検討							
	猫の一時預かりボランティア制度の開始							
	新たな主体との連携 検討・推進							
	飼養動物へのマイクロチップ装着の促進							
	福祉分野との連携強化							
	多頭飼育届出制度の条例化の検討について							
庁内調整								
審議会設置(時限最長2年) 諮問～答申								
庁内検討会議								
施行予定								
(仮称)猫の一時保護施設の設置について								
施設改修								
運用開始								

○事業経費・財源

(千円)

項目	補助率/充当率	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
事業費(衛生費)		44,315	55,448	48,948				
うち任意分		44,315	55,448	48,948				
特財								
国、県支出金		0	0	0	0	0	0	0
地方債		0	0	0	0	0	0	0
その他		0	0	0	0	0	0	0
一般財源		44,315	55,448	48,948	0	0	0	0
うち任意分		44,315	55,448	48,948				
捻出する財源	2	0	600	900				
一般財源拠出見込額		44,315	54,848	48,048	0	0	0	0
元利償還金(交付税措置分を除く)								

捻出する財源概要 1. 既存の事業を縮小・廃止 2. 既存事業の終了 3. 単年度事業  
4. その他(既存事業の見直し)

○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入)

(人工)

項目		R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
実施に係る人工	A	0	2	2	2	0	0	0
局内で捻出する人工	B	0	0	0	0	0	0	0
必要な人工	C=A-B	0	2	2	2	0	0	0

局内で捻出する人工概要 獣医師1名

SDGs 関連ゴールに (は3つまで)	1	2	3	4	5	6	7	8	9
			○						
		○							

日程等 調整事項	条例等の調整	なし	議会提案時期		報道への情報提供	なし
	パブリックコメント	なし	時期		議会への情報提供	なし

事前調整、検討経過等

調整部局名等	調整内容・結果
政策課、総務法制課、財政課、アセットマネジメント推進課、危機管理課、区政推進課、こども・若者政策課、地域経済政策課、都市建設総務室、各区役所区政策課、教育総務室健康福祉総務室	令和4年5月27日課長打合せ会議 本市の現状と課題について共有した 令和4年7月15日課長打合せ会議 市の考え方や取組の進め方について要再検討
政策課、総務法制課、情報公開・文書管理課、人事・給与課、財政課、アセットマネジメント推進課、公共建築課、開発調整課、健康福祉総務室	令和4年10月24日関係課長打合せ会議 庁議に進めることについて打ち合わせ
政策課	事業内容について調整済
情報公開・文書管理課	審議会の規則設置について調整済
アセットマネジメント推進課	旧南部粗大ごみ受入施設の利用等について調整済
開発調整課	旧南部粗大ごみ受入施設の主要用途の変更について調整済

備考	その他 総務法制課、管財課、公共建築課、財政課、人事・給与課と個別に調整済
----	---------------------------------------

## 庁議におけるこれまでの議論

<p>調整会議の 主な議論 (11/7)</p>	<p>【手数料の徴収について】 現在、犬猫の引取り時に手数料を徴収していると承知している。今後市から新たな飼い主に犬猫を譲渡する際、譲渡相手から手数料を徴収できないか。 他都市では、愛護センター内での不妊去勢手術費用等を徴収している例があることから、今後検討していきたい。</p> <p>【犬の一時抑留施設について】 猫の一時保護施設を整備すると、現在の犬の一時抑留施設の運用はどうなるのか。また、犬の一時抑留施設で緊急収容していた猫がいなくなることによる委託費への影響はないのか。 犬猫を同空間で保管することは望ましくないため、犬の一時抑留施設は継続して活用する。委託費については、犬の一時抑留施設と猫の一時保護施設の管理、捕獲業務等を含めた効率的な管理等委託となるよう見直しを図る。</p> <p>【多頭飼育届出制度の条例化の効果について】 条例化することにより見込まれる効果はあるのか。また、保護施設設置により安易な引取りが誘発されることはないか。 多頭飼育崩壊を未然に防ぐには、崩壊前に事例を察知することが重要であり、条例化により一定の効果が見込まれる。また、多頭を飼育することへの抑制効果も図られる。</p> <p>【調整定数の役割について】 事務1名は条例化検討のための増員と考えるが、獣医師1名の役割はなにか。 事業立ち上げの際に必要な猫の一時保護施設等の調整等を行う。</p> <p>【財源確保について】 寄付金やガバメントクラウドファンディングなど、様々な歳入確保について、積極的に取り組むこと。</p>
----------------------------------	---

# 本市の動物愛護管理行政の今後の取組について

令和4年11月10日 決定会議

健康福祉局 保健衛生部 生活衛生課

## 審議事項

- 1 本市の動物愛護管理行政の今後の取組について
- 2 多頭飼育届出制度の条例化の検討について
- 3 (仮称)猫の一時保護施設の設置について

# I (1) 動物愛護管理行政の体系的整理

## 動物の愛護及び管理に関する法律（環境省）

第1条 この法律は、動物の虐待及び遺棄の防止、動物の適正な取扱いその他動物の健康及び安全の保持等の動物の愛護に関する事項を定めて国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資するとともに、動物の管理に関する事項を定めて動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止し、もつて **人と動物の共生する社会の実現を図る**ことを目的とする。

第5条（基本指針）

### 動物愛護管理基本指針（環境省）

- 動物の愛護及び管理の基本的考え方
- 今後の施策展開の方向
- 動物愛護管理推進計画（都道府県）の策定

動物愛護管理推進計画の策定義務

### 神奈川県動物愛護管理推進計画

法の目的の実現に向けて、保健所設置市（※）と県が中心となって取り組む。

※ 横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市

- |                    |                          |
|--------------------|--------------------------|
| 施策1 動物愛護管理に関する普及啓発 | 施策7 動物取扱業の適正化            |
| 施策2 動物の引取り数減少への取組  | 施策8 実験動物及び産業動物の適正な取扱いの推進 |
| 施策3 動物の返還・譲渡の推進    | 施策9 人と動物の共通感染症への取組       |
| 施策4 所有明示の推進        | 施策10 災害対策                |
| 施策5 動物による危害や迷惑の防止  | 施策11 人材育成                |
| 施策6 遺棄・虐待防止の取組     |                          |

第3条（普及啓発） 第9条（地方公共団体の措置）  
第四章 都道府県等の措置等 他

### 相模原市動物の愛護及び管理に関する条例

#### 総則

・目的 ・市、市民、飼養者等の責務

#### 緊急時の措置

・感染した動物の措置、事故届

#### 遵守事項

・飼養者、動物取扱業者の遵守事項

#### 通告、命令、立入検査等

#### 動物の引き取り、收容等

・負傷動物、野犬等の收容 ・動物の譲渡

#### 罰則

未来へつなぐさがみはらプラン～相模原市総合計画～ 施策16

めざす姿『人と動物との共生社会の実現』

人と動物との共生社会の実現に向けた体制を構築し、動物愛護精神の醸成と適正飼養の普及啓発を推進します。

相模原市保健医療計画（第2次後期：H30～R5）

基本方針Ⅲ 安全安心の衛生管理の推進

（目標Ⅲ 人と動物との調和のとれた共生社会の実現）

### 動物愛護管理に関する施策の展開

適正飼養の普及・啓発・指導

動物の適正な收容・譲渡

動物愛護精神の醸成

# Ⅰ (2) 本市の動物愛護管理行政の今後の取組



## 未来へつなぐさがみはらプラン～相模原市総合計画～ 施策16

### めざす姿『人と動物との共生社会の実現』

対象動物:飼養動物全般  
※ 規制措置の目的等に応じて対象が異なる。

#### <考え方・将来像>

動物を飼うことに対する関心の高まりなど社会環境の変化などを的確に捉えながら、動物愛護推進員やボランティアをはじめとした各主体との連携や適切な役割分担のもと、**長期的展望**に立って体系的に動物愛護管理行政を推進することで、**市民の動物愛護精神を醸成**するとともに、**犬猫等の引取頭数を減少**させ、**良好な生活環境を保全**することで、『人と動物との共生社会の実現』をめざす。

### ●これまでの取組経過

平成12年4月	保健所設置市へ移行。
平成20年度	『新・相模原市総合計画』において、動物愛護センター整備検討を位置付け。
平成22年4月	政令指定都市へ移行。
平成28年6月	動物の愛護及び管理に関する条例制定 市議会陳情「『動物愛護センター』の早期設置を求めることについて」採択。
平成28年7月	市長決裁（（仮称）動物愛護センター整備の方向性について）
平成29年2月	動物愛護センター整備検討について、『後期実施計画』に位置付けて推進することを決定。検討体制として「人と動物との共生社会推進懇話会」設置。
平成30年度	整備手法等についてサウンディング型市場調査の実施
令和2年度	市政モニターアンケートの実施

対応の必要性

視点	適正飼養の普及・啓発・指導	動物の適正な収容・譲渡	動物愛護精神の醸成
施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>所有明示の推進</li> <li>動物取扱業者の適正化</li> <li>人と動物の共通感染症への取組</li> <li>実験動物、産業動物の適正な取扱いの推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>動物の返還譲渡の推進</li> <li>動物引取り数減少への取組</li> <li>動物による危害や迷惑の防止</li> <li>災害対策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>動物愛護に関する普及啓発</li> <li>人材育成</li> <li>遺棄、虐待防止の取組</li> </ul>
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>犬のしつけ方教室</li> <li>猫の適正飼養ガイドラインの普及促進</li> <li>動物取扱業者への監視・指導</li> <li>犬の登録、狂犬病予防注射の啓発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>猫の相談会、譲渡面接会の実施</li> <li>“地域猫活動”の支援</li> <li>猫の不妊去勢手術の普及啓発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>動物愛護キャンペーン</li> <li>ボランティア等との協働</li> <li>SNS等を用いた情報発信</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内の多頭飼育の状況を把握できておらず、崩壊事例を未然に防ぐことが難しい。</li> <li>アニマルホーダー等への対応のため、福祉分野との更なる連携が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>猫の収容施設がなく、犬の抑留施設において一時的に猫を収容している。</li> <li>神奈川県やボランティアの収容能力に余力がない状況にある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民共通の理解の形成にまでは至っていない。</li> <li>動物を飼っていない市民等への啓発が十分でない。</li> </ul>

### ●動物愛護管理行政を取り巻く状況の変化

動物愛護精神の向上や少子高齢化の進展や核家族世帯の増加など社会情勢の変化に伴い動物愛護管理行政を取り巻く環境は変化している。

#### <社会的背景>

- 猫の飼養頭数は全国的に増加傾向
- コロナ禍からの生活困窮等による多頭飼育崩壊増加のおそれ
- ペットと飼い主の長寿化による飼養困難者の増加のおそれ

#### <動物愛護管理に関する法令の動き>

昭和48年	「動物の保護及び管理に関する法律」制定
平成12年	「動物の愛護及び管理に関する法律」へ名称変更 (業規制、飼い主責任の徹底、罰則強化など大幅に改正)
平成18年	一部改正 (罰則強化など)
平成25年	一部改正 (終生飼養の明文化、罰則強化など)
令和2年	一部改正 (責務規定の明確化、第一種動物取扱業の適正化、罰則強化、特定動物の規制強化、マイクロチップの装着など)

今の後のポイント  
 ・引取り動物の適正な収容体制を構築するとともに「殺処分ゼロ」を目指し返還・譲渡を推進  
 ・終生飼養、繁殖防止など飼い主への指導や普及啓発の強化  
 ・動物を飼っていない人にも世代や地域による偏りのない動物愛護に対する理解の普及  
 ・自治体間や庁内組織との連携、市民や関係者間の協働関係の構築及び基盤強化

- ① 多頭飼育届出制度の条例化の検討
- ② 福祉分野との連携強化  
アニマルホーダー等の早期発見を目的とした庁内の連絡会議を設置する。
- ③ 犬・猫へのマイクロチップ装着の促進
- ④ (仮称)猫の一時保護施設の整備  
保護猫の一時保護及び譲渡に向けた人馴らしの機能を備えた施設を整備する。
- ⑤ 新たな主体との連携  
民間事業者等を対象とした動物愛護行政推進に向けた課題解決等を目的とするパートナー制度等を検討する。
- ⑥ 猫の一時預かりボランティア制度の開始  
保護猫の譲渡に向けて、保護猫を自宅等で一時的に飼養管理を行う預かりボランティア制度を開始する。  
※預りボランティア…所有者は市の状態で預かり、飼養管理期間終了後、市に返還することができ。
- ⑦ 動物愛護センター機能の検討  
一時保護施設の稼働実績や市内の多頭飼育の状況を踏まえ、必要なセンター機能の検討を行う。 ※別紙参照 (参考1)

### ●年度ごとの取組スケジュール

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
③ 飼養動物へのマイクロチップ装着の促進	総合計画推進プログラム (政策的基幹事業への位置付け)		
② 福祉分野との連携強化	(仮称)相模原市動物愛護推進委員会(附属機関)の設置		
	① 多頭飼育届出制度の条例化の検討	⑦ 動物愛護センター機能の検討 (内部検討)	(外部検討)
	④ (仮称)猫の一時保護施設の整備		
	⑤ 新たな主体との連携 検討・推進		
	⑥ 猫の一時預かりボランティア制度の開始		
	※ 事務職1名、獣医師1名の定数増員を要求中 (調整定数)		

①動物取扱業の登録、届出、監督に関すること

登録等事務は生活衛生課内で実施可能。  
同一施設内に集約することで職員の削減が見込まれる

②動物の飼養又は保管をする者に対する指導、助言、勧告、命令、報告の徴収及び立入検査に関すること

指導等事務は生活衛生課内で実施可能。  
同一施設内に集約することで職員の削減が見込まれる

③特定動物の飼養又は保管の許可及び監督に関すること

許可等事務は生活衛生課内で実施可能。  
同一施設内に集約することで職員の削減が見込まれる

窓口業務・立入検査機能  
(苦情・相談等含む)

収容・処置機能

人と動物との共生社会の実現

動物愛護センター

啓発・教育的機能

④犬及び猫の引取り、譲渡し等に関すること

必要な施設・設備等

- 引取りに関すること
  - ・犬の収容室・隔離室
  - ・猫の収容室・隔離室
  - ・トリミング室
  - ・簡易処置室（ワクチン接種等）
  - ・倉庫
- 譲渡し等に関すること
  - ・譲渡会・マッチング室
  - ・譲渡対象動物展示室
  - ・譲渡準備（慣らし）室

⑥その他動物の愛護及び適正な飼養のために必要な業務

必要な施設

- ・疾病や負傷した犬、猫以外の動物収容室（いえうさぎ、鶏、いばと、あひる）

猫の一時保護施設

※センターに内包される機能

⑤動物の愛護及び管理に関する広報、啓発活動

必要な施設・設備等

- ・事務室
  - ・研修室、会議室  
(犬のしつけ方、ふれあい・体験教室、猫相談等)
  - ・動物愛護推進員やボランティア活動及び交流室
- ※災害時の同行避難ができない場合の緊急避難場所となる。

狂犬病予防法に基づくもの  
(動物愛護管理法上の求められる機能ではない)

必要な施設

- ・犬の抑留所
- ・犬の解剖室（狂犬病疑いのあるとき）



## 2 多頭飼育届出制度の条例化の検討について

### ●目的

多頭飼育の早期発見、多頭飼育崩壊の未然察知及び再発防止のため多頭飼育の届出制度を設ける。

### <本市を取り巻く状況>

平成25年 動物の愛護及び管理に関する法律改正  
(法第9条 条例における多数飼養の届出規定)

平成31年 神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例改正  
(神奈川県が届出制度を創設) ※他都市で随時制定

令和3年 「人と動物との共生社会推進懇話会」にて多頭飼育の届出制度の創設について意見

令和4年 ボランティア団体から市長へ要望書の提出  
(要望書一部抜粋)  
多頭飼育崩壊を防ぐためにも、相模原市において届出制・市職員の立ち入り権限も含めた条例化を強く希望します。  
※その他、動物愛護センターの設置、ふるさと納税の活用等について記載あり

令和4年9月議会 代表質問 答弁  
多頭飼育崩壊を未然に防ぐため、今後は、条例による多頭飼育の届出制につきましても、他都市の状況等を踏まえ検討してまいります。

対応の必要性

### ▼条例化に向けた検討事項▲

※相模原市動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正による対応を想定

#### ①規制頭数について

導入している多くの自治体では犬、猫併せて「10頭以上を届出対象としている。環境省の通知においては、多頭の目安として「概ね10頭以上」とされている。一方、「6頭以上」とより厳しい規制としている自治体がある。

#### ②過料の導入について

導入している自治体の多くが届出をしない者、虚偽の届出をした者に対する過料を設けている。  
額は1～5万円以下に設定されており、5万円が最も多い。  
なお、神奈川県は過料を設定していない。

#### ③対象動物及び届出者について

犬又は猫を飼養する市民とすることを想定している。  
届出対象外として動物病院等法令で把握している場合を除くことを想定している。

### <参考>他都市の状況について ※【補足資料1】参照

- 先行導入自治体について  
都道府県(11)、政令市(6)、中核市(5)自治体が条例等により届出義務を課している。
- 近隣自治体について  
神奈川県が条例で届出義務を課している。(政令市は対象外)  
横浜市及び川崎市は届出制度がない。
- 規制頭数について  
規制頭数を「犬猫10頭以上」としていない自治体(2)  
※佐賀県、石川県(いずれも犬猫6頭以上)

### ●審議会経費

委員数9名 353,000円 (報酬費@12,600×9名×3回+費用弁償)

### <参考>本市における多頭飼育崩壊件数(10頭以上)

年度	事件数	猫の頭数	引取頭数	引取らなかった数(※)
H29	5	102	79	23
H30	2	44	33	11
H31	4	63	56	7
R2	2	123	28	95
R3	2	33	33	0
R4(上半期)	4	91	75	16

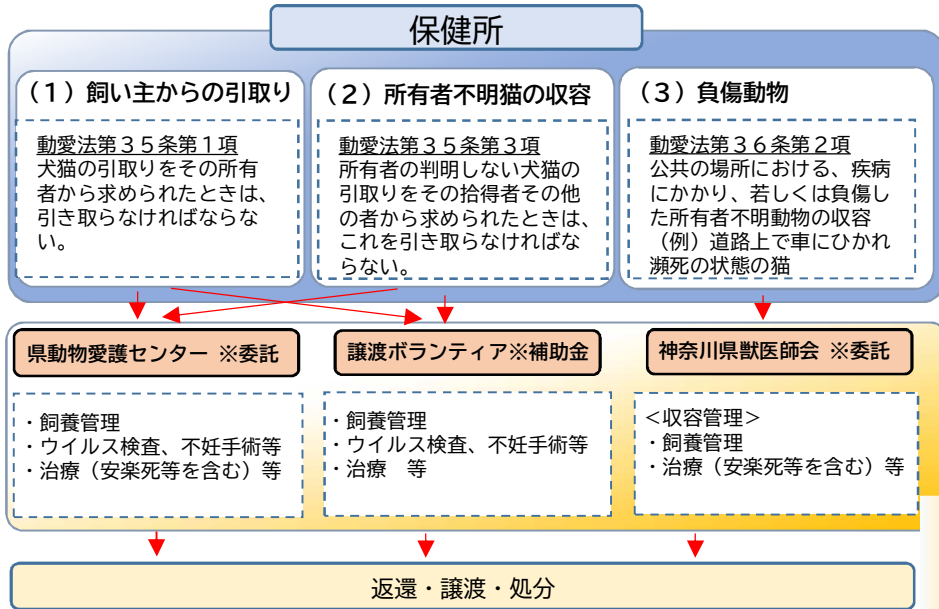
(※)猫が飼い主の元に残ったケースに対しては定期的に訪問・確認している

### ●取組のスケジュール

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
(仮称)動物愛護推進委員会(附属機関)	規則による時限設置(最長2年間)	答申	
庁内手続等	庁内検討会議(課長級)による検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>●民生部会</li> <li>●パブリックコメント</li> <li>●議会上程</li> <li>●周知期間(最低3か月)</li> </ul>	●改正条例施行

### 3 (仮称)猫の一時保護施設の設置について

#### ●現在の市の収容体制について



#### ●委託等の状況

委託・助成先	R4予算額	H29	H30	R1	R2	R3	R4上半期
神奈川県動物愛護センター	¥2,939,703 ※うち猫は¥657,880	52	29	36	2	13	0
譲渡ボランティア	¥1,500,000	54	58	147	108	72	95
神奈川県獣医師会	¥667,306	69	70	64	51	40	41

#### ●実績経過(猫の引き渡し頭数)

#### ●現状と課題

神奈川県動物愛護センターにおいても多頭飼育崩壊事案の多数発生により受入れが困難となり、その結果、ボランティアの受入れ頭数が増加していることから、市が引き取らなければならない猫が安定的に引き取れない状況となっている。

#### ●施設の必要性(目的)

現在の市の収容頭数と収容期間を拡充することにより、譲渡ボランティアの本来の役割である「譲渡活動」に取り組めるよう市の役割を担うとともに、多頭飼育崩壊等の緊急時においても円滑な引取りができるよう、体制を整える。

収容機能の強化

譲渡機能の強化

### (仮称)猫の一時保護施設 (候補地：旧南部粗大ごみ受入施設)

#### ●施設概要

所在地	南区麻溝台3-5-15	施設の機能 ①猫の一時収容に関すること ②収容した猫の飼養管理に関すること →①、②を一部民間委託 ③譲渡相談等に関すること →市職員対応(随時)
都市計画区域	相模原都市計画区域	
区域区分	市街化調整区域	
土地・建物の概要	敷地面積 2,416㎡ 事務所棟 79㎡	主要用途 畜舎
建設年月	平成13年3月	施設の運営形態 日中時間帯:委託事業者 夜間帯:機械警備 緊急時他:市職員による対応
供用終了(旧南部粗大)	平成29年3月 ※平成30年4月に、南清掃工場から生活衛生課が施設の維持管理を引き継いだ。	
		その他 市街化調整区域内の建築物につき、開発調整課と事前相談済

#### ●業務委託等 積算費用

初期費用 **850万円**

#### 【内訳】

- 施設改修費 **500万円**
- 初度調弁(ケージ、ステンレスシンク等) **150万円**
- 改修準備(樹木伐採、通電確認等) **200万円**

ランニングコスト **2,692万円**

内 増額分**428万円**

#### 【設置前(現状)内訳】 計2,264万円

- 飼養管理委託費等(犬抑留施設) **2,259万円**
- 消耗品費 **5万円**

#### 【設置後内訳】 計2,692万円

- 施設管理費(光熱水費、除草、機械警備等) **139万円(新)**
- 医療委託費 **234万円(新)**
- 飼養管理委託費等(一時保護施設及び犬抑留施設) **2,299万円(+40万円)**
- 消耗品費 **20万円(+15万円)**

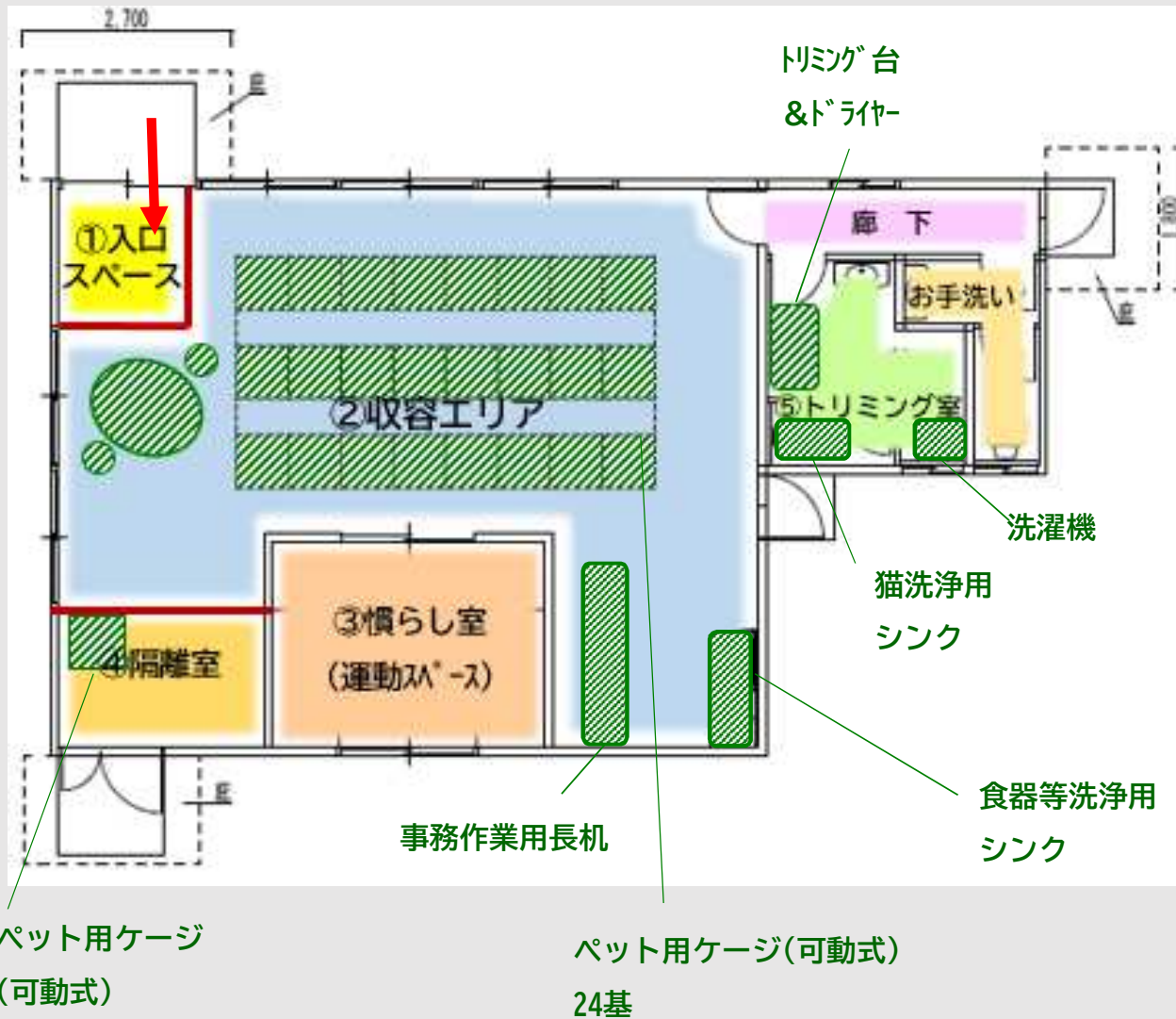
#### ●財源確保の取組

- ◎既存予算の削減
  - 委託料(神奈川県動物愛護センター) 294万円 ⇒ 264万円(Δ30万円)
  - 補助金(譲渡ボランティア) 150万円 ⇒ 120万円(Δ30万円) **計 60万円**
- ◎歳入の確保
  - 引取手数料の増額(引取数増加想定に伴う) 25万円(R4見込) ⇒ 33万円 **(+8万円)**
  - 寄付金、ガバメントクラウドファンディングの検討

#### ●スケジュール

R4.11	R5.3	R5.4	R5.10
懇話会	懇話会	施設改修	運用開始予定
予算要求			

## <参考> (仮称) 猫の一時保護施設のイメージ図



### ①入口スペース

収容猫の逸走防止かつ検収スペースとしてドア付きパーティションで区画。

### ②収容エリア

約20畳のスペースにペット用ケージ (可動式) を24基設置。飼養管理 (餌の調整や食器類の洗浄等) を行う。

### ③慣らし室 (運動スペース)

馴化が進み、譲渡が近くなった猫の馴化訓練兼運動スペース。キャットタワー等設置。

### ④隔離室

ドア付きパーティションで分割する。病気の疑いのある猫を搬入した場合、隔離室内にケージを設置し、飼養管理を行う。

### ⑤トリミング室

猫洗浄用大型シンクを設置。搬入前に著しく汚れている猫の洗浄設備。また、タオル等の洗濯機を設置する。

# 事案調書(決定会議)

審議日 令和4年11月10日

案件名	相模原市地球温暖化対策推進条例の改正について						
所管	環境経済	局 区	部	ゼロカーボン推進	課	担当者	内線
事業効果 総合計画との関連	事業効果	目的や基本理念において脱炭素社会の実現に向けた姿勢を示すことにより、2050年の脱炭素社会の実現に向けた取組みの加速化を図る。					
	効果測定指標	地域の温室効果ガス排出量			施策番号	33	
	事業効果 年度目標	R4	R5	R6	R9		
			357.4万t		331.6万t		

審議事項 <b>庁議で決定 したいこと及び 想定(希望) している結論</b>	相模原市地球温暖化対策推進条例の改正について <ul style="list-style-type: none"> <li>・条例名称の変更</li> <li>・目的規定の改正</li> <li>・気候変動適応策に係る改正</li> <li>・脱炭素社会の定義の追加</li> <li>・基本理念の新設</li> <li>・責務規定の改正</li> <li>・中小規模事業者による計画作成等に係る規定の改正</li> <li>・建築物の新設等における再生可能エネルギー導入に努めることとする規定の改正</li> <li>・市の再生可能エネルギー導入に係る規定の改正</li> <li>・法改正に伴う用語の改正</li> </ul>
決定会議 審議結果 (政策課記入)	<p>原案を一部修正し、上部会議に付議する。</p> <p>・条例名称について、「(仮称)さがみはら脱炭素社会づくり条例」から、「さがみはら地球温暖化の防止に向けた脱炭素社会づくり条例」へ修正する。</p>

## 事案概要

令和元年東日本台風による甚大な被害等気候変動の影響による災害の発生を受けて、さがみはら気候非常事態宣言において2050年の二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すことを表明するとともに、地域資源を活用した再生エネルギーの導入促進等による2050年脱炭素社会の実現に向けた具体的な道筋を示す「さがみはら脱炭素ロードマップ」を策定している。条例においても脱炭素社会の実現に向けた姿勢を示すため条例改正するもの。

## 事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工

○事業スケジュール							
実施内容	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
	<ul style="list-style-type: none"> <li>庁内調整</li> <li>庁議</li> <li>環境経済部会</li> <li>パブコメ</li> <li>議会</li> <li>施行</li> </ul>						

○事業経費・財源

(千円)

項目	補助率/充当率	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
事業費(費)								
うち任意分								
特財								
国、県支出金								
地方債								
その他								
一般財源		0	0	0	0	0	0	0
うち任意分								
捻出する財源 2								
一般財源拠出見込額		0	0	0	0	0	0	0
元利償還金(交付税措置分を除く)								

捻出する財源概要 1. 既存の事業を縮小・廃止 2. 既存事業の終了 3. 単年度事業  
4. その他( )

○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入)

(人工)

項目		R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
実施に係る人工	A							
局内で捻出する人工	B							
必要な人工	C=A-B	0	0	0	0	0	0	0

局内で捻出する人工概要

SDGs 関連ゴールに (は3つまで)	1	2	3	4	5	6	7	8	9
							○		
	10	11	12	13	14	15	16	17	
			○		○				

日程等 調整事項	条例等の調整	条例	改廃あり	議会提案時期	令和5年3月	定例会議	報道への情報提供	なし
	パブリックコメント	あり		時期	令和4年12月	議会への情報提供	部会	令和4年12月

事前調整、検討経過等

調整部局名等	調整内容・結果
関係課長打ち合わせ会議( )	改正内容について【調整済み】
政策課	事案及び庁議について【調整済み】
総務法制課	改正内容について【調整中】

備考

出席課: 政策課、総務法制課、財政課、危機管理課、区政推進課、健康福祉総務室、こども・若者政策課、地域経済政策課、都市建設総務室、緑区役所区政策課、中央区役所区政策課、南区役所区政策課  
議会総務課、教育総務室、消防総務課

庁議におけるこれまでの議論

<p>調整会議の 主な議論 (11/4)</p>	<p>【条例名称について】 ○(政策課長)名称の変更は、市の姿勢として脱炭素を強調したいという趣旨での変更か。 本市では2050年の脱炭素社会の実現を目指すという点をより強調するために改正するものである。 ○(政策課長)脱炭素という言葉が条例名称に加えることは一般的か。 他自治体では地球温暖化対策推進という名称が多いが、長野県や横浜市など脱炭素という表現をしている事例がある。</p> <p>【中小規模事業者による計画作成等に係る規定の改正について】 ○(政策課長)中小規模事業者から提出された計画の概要を公表することと規定するが、公表により企業に不利益となる恐れはないか。 計画概要の公表は、企業の積極的な取組をPRすることを目的としており、現在も実施している取組である。既存の取組を明文化する改正であり、特段、問題はないと考えている。</p> <p>【市の再生可能エネルギー導入に係る規定の改正について】 ○(政策課長)市が建築物を建設する際は、再生可能エネルギーの導入に努めるとの規定について、これは太陽光発電設備を設置するイメージか。また、予算など実現可能性についてどのように考えているか。 &gt; 太陽光発電設備の導入を想定している。また、必須条件ではなく努力義務規定であり、可能な限り対応していくこととしている。</p> <p>【関連する計画などについて】 ○(人事・給与課)地球温暖化対策推進計画の見直しに際しても、脱炭素を中心として名称等を改定する想定か。 &gt; 現在、審議会にて計画改定の審議を行っているところであるが、地球温暖化対策推進計画については、名称変更を想定していない。 &gt; (人事・給与課)本条例改正により、関連条例や計画をどう変えていくのか。整理をしておいて欲しい。 &gt; (政策課長)本条例には、地球温暖化対策推進基金なども関連すると思われるので、体系図など資料として加えていただきたい。</p>
----------------------------------	--

# 相模原市地球温暖化対策推進条例 の改正について

環境経済局 ゼロカーボン推進課

令和4年11月10日 決定会議

# 条例改正の背景

平成10年10月

地球温暖化対策推進法

公布

平成25年4月

相模原市地球温暖化対策推進条例

施行

平成30年6月

気候変動適応法

公布

令和2年3月

第2次相模原市地球温暖化対策計画

策定

・2050年までに80%削減する、低炭素社会の実現を目指す

令和2年9月

さがみはら気候非常事態宣言

表明

・脱炭素社会を目指すことを宣言

令和2年10月

第203回国会 菅総理所信表明演説において、脱炭素社会を目指すことを表明

令和3年6月

地球温暖化対策推進法

改正

令和3年8月

さがみはら脱炭素ロードマップ

策定

・2050年の二酸化炭素排出量実質ゼロに向け、第2次相模原市地球温暖化対策計画改定までの間、本市の方向性や道筋を示すもの。



## 条例改正の背景 ～状況の変化～

世界的に脱炭素社会の実現を目指す中で、本市も脱炭素社会の実現に向けた意思を表明するとともに、その方向性を条例に明示する

- 国や多くの地方公共団体においても、「脱炭素社会の実現」を表明している。
- 脱炭素社会実現のために、今以上に市・事業者・市民等が一丸となって取り組む必要がある。
- 気候変動適応法を踏まえ、その考え方について明記する必要がある。

# 条例改正の項目

## 1 条例名称の変更

- 市民、事業者等の理解を得ながら取組を加速化するため、アナウンスメント効果も考慮して、アピールできる名称とする。

## 2 「低炭素社会」から「脱炭素社会」への変更など、目的規定の改正

- 「さがみはら気候非常事態宣言」や「さがみはら脱炭素ロードマップ」で示した方向性を踏まえ、脱炭素社会の実現を目指す内容に改める。(第1条)

## 3 気候変動適応策にかかる改正

- 気候変動適応に関する定義について、気候変動適応法に準拠した表現に改める。(第2条)
- 地球温暖化対策実行計画に定める事項に、気候変動適応を追加する。(第6条第2項)
- 市として、気候変動適応に関する取組の推進について明示する。(第26条第1項)
- 市民や事業者に対し、気候変動適応の理解を深めるための情報提供等について規定する。(第26条第2項)

## 4 脱炭素社会の定義の追加

- 脱炭素社会の実現を目指すことを規定するに当たり、地球温暖化対策推進法を踏まえ、脱炭素社会の定義を行う。(第2条)

## 5 基本理念の新設

- さがみはら気候非常事態宣言の目標を踏まえ、2050年までの脱炭素社会の実現、関係者の密接な連携等を、地球温暖化対策を推進する上での基本理念として規定する。(第2条の2)

# 条例改正の項目

## 6 市、事業者、市民の責務規定の改正

- 基本理念にのっとり、地球温暖化対策の施策を加速し、着実に取組を進めるため、市、事業者、市民の責務規定を改める。(第3条～第5条)

## 7 中小規模事業者による地球温暖化対策計画の作成等に係る規定の改正

- 中小規模事業者が作成することができる地球温暖化対策計画について、計画の作成を努力義務規定に改める。(第11条第1項)
- 市は計画提出者に対し、指導、助言及び支援等に努めることを規定する。(第11条第5項)
- 事業者の脱炭素化に向けた取組の見える化を図るため、計画書等の概要を市が公表することについて規定する。(第11条第7項)

## 8 建築物の新設等における再エネ導入に努めることとする規定の改正

- 建築物を新設等しようとする者は再生可能エネルギーの導入などに努めるとともに、市は知識の普及その他の必要な措置を講ずるよう改める。(第21条)

## 9 市の再生可能エネルギー導入に係る規定の追加

- 脱炭素社会の実現のため、市は率先して再生可能エネルギーの導入に努めることについて規定する。(第23条第4項)

## 10 法改正に伴う用語の改正

- 地球温暖化対策推進法の改正内容を踏まえ、「温室効果ガスの排出の抑制」を「温室効果ガスの量の削減」に改める。

# 1. 条例名称の変更

## 改正の方向性

市民、事業者等の理解を得ながら取組を加速化するため、アナウンスメント効果も考慮して、アピールできる名称とする。



## 改正案

(仮称) さがみはら脱炭素社会づくり条例

(【現行】相模原市地球温暖化対策推進条例)

## 2. 目的規定の改正

### 改正の方向性

「さがみはら気候非常事態宣言」や「さがみはら脱炭素ロードマップ」で示した方向性を踏まえ、脱炭素社会の実現を目指すことを明示する。



### 改正案

#### 第1条

この条例は、地球環境に深刻な影響を及ぼす地球温暖化を防止することが人類共通の課題であることに鑑み、地球温暖化対策について、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、地球温暖化対策の基本となる事項を定め、地域経済の発展及び市民生活の向上との両立を図りつつ地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するとともに、地域資源及び革新的な技術などを活用することにより、脱炭素社会を実現し、もって良好な環境を将来の世代に引き継ぐことを目的とする。

### 3. 気候変動適応にかかる改正(1)

#### 改正の方向性

1. 気候変動適応に関する定義について、気候変動適応法に準拠した表現に改める。
2. 地球温暖化対策実行計画に定める事項に、気候変動適応に関する施策を明示する。



#### 改正案

##### 第2条(2)

地球温暖化対策 温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化(以下「温室効果ガスの排出の量の削減等」という。)その他の地球温暖化の防止を図るための取組並びに気候変動影響による被害の防止及び軽減その他生活の安定、社会及び経済の健全な発展並びに自然環境の保全(以下「気候変動適応」という。)を図るための取組をいう。

##### 第6条

2. 地球温暖化対策実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(4) 気候変動適応に関する施策

### 3. 気候変動適応にかかる改正(2)

#### 改正の方向性

1. 市として、気候変動適応に関する取組の推進について明示する。
2. 市民や事業者に対し、気候変動適応の理解を深めるために情報提供等を行うことを規定する。



#### 改正案

- 第26条
1. 市は、地域の特性を踏まえ、気候変動の影響に係る被害の防止及び軽減その他気候変動適応に関する取組を推進するものとする。
  2. 市は、気候変動適応に関する市民及び事業者等の理解を深めるため、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

## 4. 脱炭素社会の定義の追加

### 改正の方向性

脱炭素社会の実現を目指すことを規定するに当たり、地球温暖化対策推進法を踏まえ、脱炭素社会の定義を行う。



### 改正案

- 第2条
1. 脱炭素社会  
人の活動に伴って発生する温室効果ガスの排出量と吸収作用の保全及び強化により吸収される温室効果ガスの吸収量との間の均衡が保たれた社会をいう。



## 5. 基本理念の新設

### 改正の方向性

さがみはら気候非常事態宣言の目標を踏まえ、2050年までの脱炭素社会の実現、関係者の密接な連携等を、地球温暖化対策を推進する上での基本理念として新設する。



### 改正案

#### 第2条の2

地球温暖化対策の推進は、気候変動のもたらす影響が誰もが直面している差し迫った危機であることを踏まえ、地域特性に基づく気候変動の影響への適応に取り組むとともに、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの活用、森林の再生等に取り組み、2050年の脱炭素社会の実現に向け、市、事業者、市民等あらゆる行動の主体が相互に連携及び協力し、一丸となって行動するものとする。

## 6. 市、事業者、市民の責務規定の改正

### 改正の方向性

基本理念にのっとり、地球温暖化対策の施策を着実に進めるため、市、事業者、市民それぞれの責務規定を改める。

### 改正案

#### 市の責務

第3条第1項  
市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するとともに、自ら率先してこれに取り組み、脱炭素社会の実現を目指すものとする。

#### 事業者の責務

第4条第1項  
事業者は、基本理念にのっとり、地球温暖化対策の重要性についての理解を深めるとともに、その事業活動に関し、地球温暖化対策のための措置を自主的かつ積極的に講ずるよう努めなければならない。

#### 市民の責務

第5条第1項  
市民は、基本理念にのっとり、地球温暖化対策の重要性についての理解を深めるとともに、その日常生活に関し、地球温暖化対策のための措置を自主的かつ積極的に講ずるよう努めなければならない。

# 7. 中小規模事業者による 地球温暖化対策計画の作成等に係る規定の改正

## 改正の方向性

1. 中小規模事業者が作成することができる地球温暖化対策計画について、計画の作成を努力義務規定に改める。
2. 市は計画提出者に対し、指導、助言及び支援等に努めるよう改める。
3. 事業者の脱炭素化に向けた取組の見える化を図るため、計画書等の概要を市が公表することについて規定する。



## 改正案

### 第11条

1. 中小規模事業者は、地球温暖化対策を計画的に推進するため、規則で定めるところにより、その事業活動に伴うエネルギーの使用の合理化その他温室効果ガスの排出の量の削減等を図るための計画(以下「地球温暖化対策計画」という。)を作成するよう努めるものとする。
5. 市は、計画提出事業者に対し、当該地球温暖化対策計画に基づく地球温暖化対策の推進に関し、次に掲げる支援等を行うよう努めなければならない。
  - (1) 温室効果ガスの排出の量の削減等に関する指導及び助言
  - (2) 第2項第2号に規定する目標達成のための支援
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める措置
7. 市長は、第1項の規定により地球温暖化対策計画が提出されたとき、又は第5項の規定により地球温暖化を防止する対策の実施の状況の報告がされたときは、規則で定めるところにより、その概要を公表するものとする。

## 8. 建築物の新設等における 再エネ導入に努めることとする規定の改正

### 改正の方向性

1. 建築物を新設等しようとする者は再生可能エネルギーの導入など必要な措置を講ずることに努めるよう改める。
2. 市はその者に対し、知識の普及その他の必要な措置を講じるよう改める。

### 改正案

#### 第21条

1. 建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。)の新築、増築又は改築をしようとする者は、当該建築物について、再生可能エネルギーの導入、エネルギーの使用の合理化その他の温室効果ガスの排出の量の削減を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
2. 市は、建築物の新築、増築又は改築を行う者に対し、再生可能エネルギーの導入及びエネルギーの使用の合理化等に関する知識の普及その他の必要な措置を講じるものとする。

## 9. 市の再生可能エネルギー導入に係る規定の改正

### 改正の方向性

脱炭素社会の実現のため、市は率先して再生可能エネルギーの導入に努めることについて規定する。



### 改正案

#### 第23条

4. 市は、市が所有する施設の建設及び維持管理、施設で使用する電力及びエネルギーの調達その他事業の実施に当たっては、自ら率先して再生可能エネルギーの導入に努めなければならない。

## 10. 法改正に伴う用語の改正

### 改正の方向性

地球温暖化対策推進法の改正を踏まえ、「温室効果ガスの排出の抑制」を「温室効果ガスの量の削減」に改める。



### 改正案

#### 第2条

温室効果ガスの排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化(以下「温室効果ガスの排出の抑制等」という。)その他の地球温暖化・・・



温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化(以下「温室効果ガスの排出の量の削減等」という。)その他の地球温暖化・・・

# (参考)体系について

## 地球温暖化対策推進法

(一部抜粋)

【目的】地球温暖化対策に関し、地球温暖化対策計画を策定するとともに、社会経済活動その他の活動による温室効果ガスの排出の量の削減等を促進するための措置を講ずること等により、地球温暖化対策の推進を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献すること。

【定義】「地球温暖化対策」とは、**温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化**その他の国際的に協力して地球温暖化の防止を図るための施策をいう。

## 気候変動適応法

(一部抜粋)

【目的】気候変動適応に関する計画の策定、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の提供その他必要な措置を講ずることにより、気候変動適応を推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与すること。

【定義】「気候変動適応」とは、**気候変動影響に対応して、これによる被害の防止又は軽減その他生活の安定、社会若しくは経済の健全な発展又は自然環境の保全**を図ることをいう。

## さがみはら脱炭素社会づくり条例

※2つの法律の要素を一元化

(再定義)

「地球温暖化対策」

○緩和策 …温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化



脱炭素社会の実現

○適応策 …気候変動影響による被害の防止及び軽減その他生活の安定、社会及び経済の健全な発展並びに自然環境の保全



気候変動適応

- ・目的や基本理念において、脱炭素社会を目指すこととした。
- ・市民、事業者とともにこの脱炭素社会を目指すうえで、その目指す姿がイメージしやすい言葉であることが必要。

→ 条例名称において「**脱炭素社会**」を表面化

※ 関連する「地球温暖化対策計画」、「地球温暖化対策推進基金条例」の名称は変更しない

## 今後のスケジュール

令和4年11月

庁議

令和4年12月

部会説明(12月定例会議)

令和4年12月～  
令和5年 1月

パブリックコメントの実施

令和5年 2月

条例改正案提案(3月定例会議)

令和5年 4月

条例施行

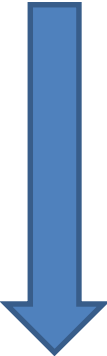


# 1. 条例名称の変更

11/14  
追加資料

## 改正の方向性

市民、事業者等の理解を得ながら取組を加速化するため、アナウンスメント効果も考慮して、アピールできる名称とする。

- 
- 脱炭素より地球温暖化の方が浸透しており、理解されやすいのではないかと。
  - タイトルと内容が離れることや解釈に疑義が生じると改正の意味がない。
  - 温暖化という広い意味合いが、脱炭素のみの名称とすると狭まって後退するイメージとなる。

## 改正案

目的や基本理念において、脱炭素社会の実現に向けた方向性を示すことから、  
さがみはら地球温暖化の防止に向けた脱炭素社会づくり条例  
とする。

# 事案調書(決定会議)

審議日 令和4年11月10日

案件名	宇宙関連事業のあり方と必要な施策等について							
所管	市長公室 教育	局 区	市長公室、 生涯学習	部 観光・シティプロモーション、博物館	課 担当者		内線	
事業効果 総合計画との関連	事業効果	○シティプロモーション(宇宙をテーマにした魅力的な事業の発信)効果 ・相模原市の認知度向上、観光意欲度の向上 ○地域活性化(地域の活力を活かした連携事業や回遊性向上の取組)効果 ・地域の魅力づくり、シビックプライドの醸成 ○教育(宇宙教育の実施)効果 ・学習意欲の向上、キャリア教育の推進、生涯学習機会の提供 ・少子化対策(子どもの居場所づくり、教育環境の充実)効果 ・子どもが安全安心に過ごせる環境や質の高い教育の提供						
	効果測定指標	観光意欲度、相模原市の認知度、地域への愛着度、将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合、学習機会があると思う市民の割合				施策番号	施策3,5,28,43,47	
	事業効果 年度目標	R4 事業全体の方向性の決定	R5 宇宙関連事業の情報集約・共有開始 宇宙教育教材の試験的活用の実施 プラネタリウム機器更新・施設改修着手 若あゆ天文台機能維持にかかるシステム等改修	R6 集約した宇宙関連事業の効果的発信 宇宙をテーマとした相模原の魅力発信	R7 リニューアルしたプラネタリウム等を活用した新たな事業の展開			

審議事項 ( <b>庁議で決定 したいこと及び 想定(希望) している結論</b> )	本市がこれまで取り組んできた宇宙関連事業を踏まえ、今後の事業の充実及び関連施設の魅力向上に関する取組の方向性について審議する。
決定会議 審議結果 (政策課記入)	○原案のとおり承認する。 ・ただし、庁議の意見を踏まえ、資料を一部修正すること。

## 事案概要

宇宙をテーマとした事業を地域活性化、教育、少子化対策につなげ、それぞれの要素を連携させ一体的な取組とするとともに、シティプロモーションの推進を図る。また、関係各課・機関で実施する事業の情報を集約・共有することにより、宇宙関連事業のさらなる充実を図る。

宇宙に関連した中核施設(市立博物館、若あゆ天文台)の魅力向上を図る。

## 事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工

○事業スケジュール								
実施 内容	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	
	シティプロモーション	魅力発信事業の実施				リニューアルしたプラネタリウム等を活用した新たな事業の展開		
	地域活性化	・地域活力の活用 ・回遊性向上						
	教育	宇宙教育資料・教材の検討及び準備	資料・教材の試験的活用	試験活用の結果を基に今後の活用を検討				
少子化対策	・こどもの居場所づくり ・宇宙をテーマにした教育環境のPR							
	予算要求・査定 (債務負担行為)	プラネタリウム更新事業者選定・決 若あゆ天文台改修	企業版ふるさと納税等 等寄附事業の実施	更新・改修				

○事業経費・財源

(千円)

項目	補助率/充当率	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	
事業費(教育費)		0	6,558	203,500	296,500				
うち任意分									
特財		事業の政策的位置づけ(まち・ひと・しごと創生総合戦略など)により 交付金の有無、地方債の種別・充当率(75~90%)が変動							
国、県支出金									
地方債									
その他				10,000					
一般財源						0	0	0	
うち任意分									
捻出する財源 2									
一般財源拠出見込額		0	0	0	0	0	0	0	
元利償還金(交付税措置分を除く)									

捻出する財源概要

1. 既存の事業を縮小・廃止      2. 既存事業の終了      3. 単年度事業  
4. その他(企業版ふるさと納税等寄附・クラウドファンディング)

○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入)

(人工)

項目		R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
実施に係る人工	A							
局内で捻出する人工	B							
必要な人工	C=A-B	0	0	0	0	0	0	0

局内で捻出する人工概要

SDGs 関連ゴールに (は3つまで)	1	2	3	4	5	6	7	8	9
				○					
	10	11	12	13	14	15	16	17	
								○	

日程等 調整事項	条例等の調整		なし	議会提案時期		報道への情報提供	
		パブリックコメント		なし	時期		議会への情報提供

事前調整、検討経過等

調整部局名等	調整内容・結果
政策課	事業の方向性について確認
財政課	財源・債務負担行為の設定について確認 債務負担行為の設定時期(R5当初又はR5.6補正)は庁内の意思決定が必要 充当する地方債については、まち・ひと・しごと創生交付金事業として位置付けられるかによって、今後検討(交付金事業への位置づけがなされれば、一般補助施設整備事業債(充当率90%、交付税措置30%)の利用を進めることを確認)。
契約課	プラネタリウム機器更新・施設改修にかかる契約スケジュール・支出の平準化を図るための分割支払の方法について確認
緑区役所地域振興課	緑区にある星空がきれいな地域の魅力をプラネタリウム等を活用し、発信することについて確認
中央区役所地域振興課	JAXA相模原キャンパスと博物館(プラネタリウム)一帯を区の地域振興・活性化に活用することについて確認
教育局内関係課	相模川ビレッジ若あゆ天文台の活用方法や機能維持について確認 学校教育及び社会教育における宇宙関連事業の必要性、JAXA宇宙教育センターとの人事交流の枠組み等を活用した教育内容の充実を図ることについて確認

備考	局内関係課:教育総務室、学校教育課、教育センター、相模川自然の村野外体験教室、生涯学習課 令和4年8月22日担当者打合せ会議、令和4年9月6日関係課長打ち合わせ会議
----	---

## 庁議におけるこれまでの議論

<p><b>調整会議の 主な議論</b> (10/3調整会議) (10/13決定会議)</p>	<p>[プラネタリウム機器更新・施設改修にかかる財源等について] (10/3調整会議)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・観光やシティプロモーションの面としても、プラネタリウムの改修は効果的であると考えられる。</li><li>・財政負担の軽減のため、予算の平準化を図るとともに、最も有利な枠組みを検討していく。</li><li>・通常枠の予算では組めるものではないため、政策的なところで位置づけが必要。現状では、総合計画推進プログラムへの位置づけがされているが、少子化対策事業として、まち・ひと・しごと創生総合戦略へ位置づけについても検討を行う。</li><li>・少しでも一般財源負担分を減らすための、クラウドファンディングや企業版ふるさと納税などの寄附については、特に企業版ふるさと納税について、事業への理解が得られればまとまった金額を期待できるため、活用をすすめるべきである。</li></ul> <p>[取り組み内容の充実と所管課について] (10/13決定会議)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・方針は良い内容であり、博物館プラネタリウムの更新時期がきていることも認められるが、具体的な取組がハード整備中心となっており、市全体をあげて取り組んでいく内容となっていない。ハード整備はあくまで宇宙関連事業を進めるにあたっての一つの手段であり、ハード整備も含め、全庁横断的に宇宙に力を入れて取り組んでいくには、観光・シティプロモーション課との連名での提案とし、市全体の取組内容について調整を図り、審議する必要がある。</li></ul>
---	--

# 宇宙関連事業のあり方と 必要な施策等について

令和4年11月10日開催 決定会議

市長公室 観光・シティプロモーション課  
教育局 生涯学習部 博物館



# 本市の宇宙をテーマとした取組

## ソフト事業

### 銀河連邦

- ・子ども留学交流、スポーツ交流 等
  - ・ **世界初**「はやぶさ」帰還カプセル公開
  - ・ 「はやぶさの日」等、  
「はやぶさの故郷さがみはら」の展開
  - ・ パブリックビューイング
  - ・ 「はやぶさ2」関連イベント
- 子どもカレッジ

## 地域、企業、大学等

にこにこ星ふちのべ商店会・はやぶさグルメ  
宇宙をイメージしたスイーツ  
淵野辺駅発車メロディー「銀河鉄道999」  
桜美林大学コンサート「宇宙と音楽の夕べ」

## JAXA 相模原キャンパス

宇宙をテーマとした取組

## 施設

### 市立博物館

- ・ プラネタリウム
  - ・ 宇宙関連展示
  - ・ 宇宙イベントの開催
- 若あゆ天文台

プラネタリウム、天文台を  
複数学年の校外学習で利用

## 学校教育

JAXA宇宙教育センター  
との人材交流  
はやぶさ給食  
宇宙教育



## 第3次観光振興計画

### 都市型観光エリアにおける基本方針

#### 調査研究施設等の観光への活用

観光ニーズの多様化が進む中、「博物館」や「JAXA相模原キャンパス」などは、知的好奇心を刺激する魅力的な観光資源として、更なる活用方策を検討します。

また、世界をリードする最先端技術を備えた企業や大学、大規模な物流施設等が集積していることから、それぞれと連携を図りながら、第一線で活躍する研究者・技術者の会議の誘致や視察ツアーを行うなど新たな観光プログラムの構築に取り組みます。

## 教育振興計画

### 基本方針1 生涯にわたる学びの推進

#### 目標4 生涯にわたって学び生かす学習機会の提供

#### 施策1.3 生涯にわたる学習機会の提供

#### 博物館における学習機会の提供

JAXA（宇宙航空研究開発機構）との連携を強化し、プラネタリウムなどの特色を生かした宇宙教育の普及を推進します。

本市が有する宇宙関連資源や、こうした資源を活用した宇宙をテーマとする取組は政令指定都市では唯一であり、本市の大きな特色及び魅力の一つである。

これまでの取組により「はやぶさの故郷さがみはら」、  
「宇宙を感じるまち、さがみはら」として定着しつつある。



## さらに推進するために

1 銀河連邦をはじめとする宇宙関連事業のさらなる充実を図る【ソフト面の強化】



他の要素と連携させ、一体的な取組が必要

2 宇宙に関連した中核施設（市立博物館、若あゆ天文台）の魅力向上

【ハード面の強化】





# 宇宙関連事業の今後の取組【事業の充実】

宇宙をテーマとした事業を地域活性化、教育、少子化対策につなげ、それぞれの要素を連携させ一体的な取組とするとともに、シティプロモーションの推進を図る。

## シティプロモーション

- **宇宙をテーマにした魅力的な事業の発信**  
JAXA等と連携した話題性のある事業の発信
- **市内外の多様な主体との連携による情報発信**  
銀河連邦による自治体間連携、民間事業者と連携したコラボレーション企画等による市内外に対する魅力発信事業の実施

## 地域活性化

- **地域の活力を活かした宇宙関連事業の実施**  
自治会や商店会、大学等と連携した宇宙に関連した事業の実施
- **回遊性を高め、まちの賑わいを創出するための取組**  
宇宙関連施設や淵野辺公園等周辺地域の回遊性を高めるための、相互PRやスタンプラリー等事業の実施

## 連携・相乗効果

それぞれの要素を連携させ、一体的な取組が必要

## 教育

- **JAXA宇宙教育センターとの人事交流の枠組みを活かした学校教育における宇宙教育の実施**  
宇宙教育資料・教材の開発及び運用、教員向け研修の実施
- **JAXA等と連携した多様な教育普及事業の実施**  
企画展・講演会・プラネタリウム・ワークショップ・パブリックビューイングの実施

## 少子化対策

- **子どもの居場所にもなる宇宙を学べる環境づくり**  
博物館等を活用した子どもが安全・安心に過ごせる環境づくり
- **教育環境の充実をPR**  
子育て世代をメインターゲットにした宇宙のまち相模原の魅力発信事業の実施

# 宇宙関連事業の今後の取組【事業の充実】

## 現状

○各局が個別又は一部連携を図りながら宇宙関連事業を実施している。

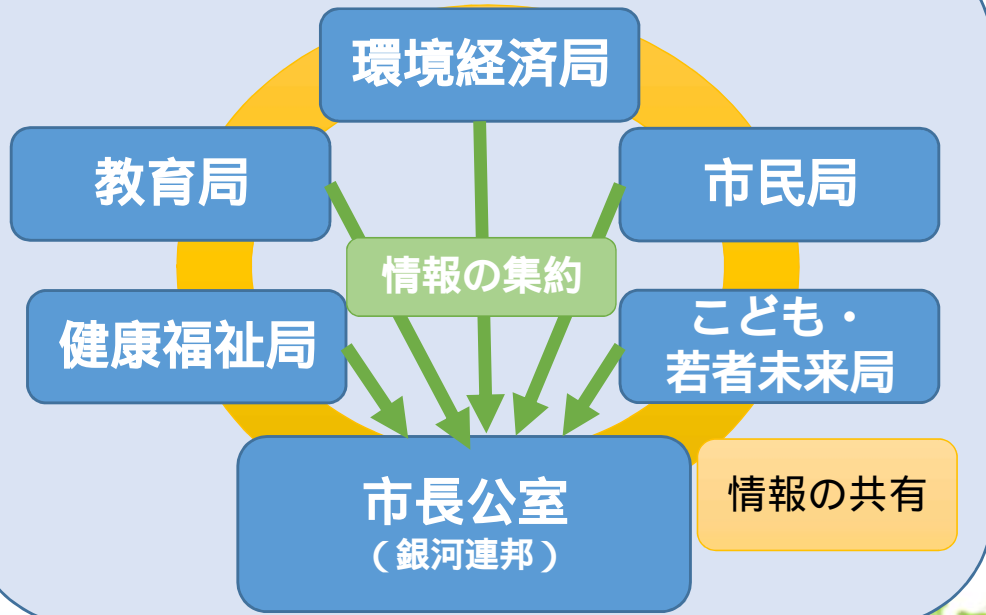
## 課題

○より一層の情報集約や共有により事業効果の最大化を図り、宇宙をテーマとしたまちの発信力の強化が必要

## 課題解決に向けた取組

関係各課・機関で実施する事業の情報を集約・共有し、複数事業の一体的実施による事業効果の最大化や広報の強化を図る。

銀河連邦の枠組みによる情報集約・共有



**宇宙をテーマとした取組の  
事業効果や発信力の強化**

シティプロモーション  
シビックプライド醸成

宇宙のまち相模原の  
ブランディング

担当レベルでの情報交換や共有により  
新たな取組を検討

# 宇宙関連事業の今後の取組【中核施設の魅力向上】

## 現状

- 全国有数の規模を誇る博物館プラネタリウムや宇宙教育の拠点である若あゆ天文台共に、開館当初に設置したものを使用しており、老朽化・陳腐化が進行
- JAXA連携事業の中核施設である博物館プラネタリウムは年間約5万5千人の観覧者があり、地域の魅力創生等に活用、市観光振興計画では独自の観光資源として位置付け
- 博物館プラネタリウム及び若あゆ天文台は、学校教育において校外学習で活用

## 課題

- 両施設共に、機能維持にかかる改修が早期に必要
- 宇宙を活用した観光やシティプロモーション・地域活性化・少子化対策を更に発展させるためには、県内最大で国内でも有数の規模を誇る博物館プラネタリウムの魅力向上が必須
- 博物館プラネタリウムにおいては、質の高い学習機会の提供や多様な連携事業の実施のため、機能・利便性の向上及び多機能化が必要

## 課題解決に向けた取組

宇宙をテーマとした取組を推進するための中核的な存在で、全国的に有数の規模を誇る博物館プラネタリウムの機器更新及び施設改修を行い機能・利便性を充実させるなど、魅力を高める。また、プラネタリウムとともに子どもたちの宇宙への関心を高め学ぶために重要な施設である若あゆ天文台の機能維持を図るため、システム等改修を行う。

相模川ビレッジ  
若あゆ天文台  
(システム等改修による機能維持)

博物館プラネタリウム  
(更新・改修による機能・利便性向上)

周辺施設と連動させ、地域の回遊性を高める宇宙をテーマとした魅力の発信  
(例：プラネタリウムにおけるパブリックビューイングや講演会、コンサート等)

学校教育における宇宙に関する体験学習の発展

JAXA

周辺施設 ( )

( ) 淵野辺駅周辺、淵野辺公園、国民生活センター、国立映画アーカイブ等

## 想定改修事業費

### 博物館プラネタリウム更新・改修

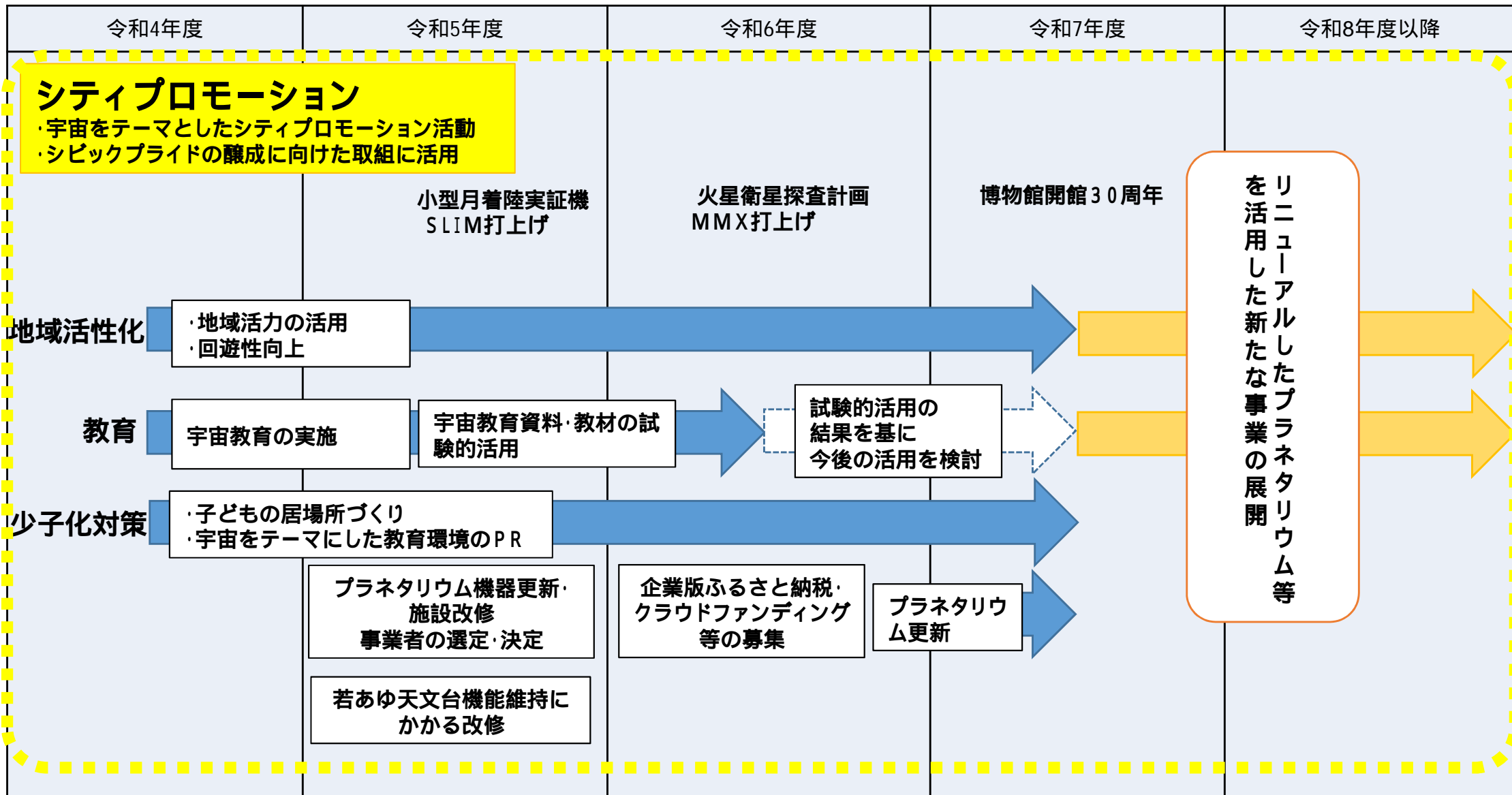
令和5年度：50千円(謝礼)

令和6～7年度：500,000千円(委託料)

### 相模川ビレッジ若あゆ天文台(銀河ドーム)機能維持

令和5年度 6,508千円(施設修繕料)

# 想定スケジュール





○事業経費・財源

(千円)

項目	補助率/充当率	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
事業費(商工費)			4,472					
うち任意分								
特財								
国、県支出金								
地方債								
その他								
一般財源		0	4,472	0	0	0	0	0
うち任意分								
捻出する財源 2								
一般財源拠出見込額		0	4,472	0	0	0	0	0
元利償還金(交付税措置分を除く)								

捻出する財源概要 1. 既存の事業を縮小・廃止 2. 既存事業の終了 3. 単年度事業  
4. その他( )

○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入)

(人工)

項目		R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
実施に係る人工	A							
局内で捻出する人工	B							
必要な人工	C=A-B	0	0	0	0	0	0	0

局内で捻出する人工概要

SDGs 関連ゴールに (は3つまで)	1 貧困の解消	2 質の高いエネルギー	3 気候変動に具体的な対策を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に	7 持続可能なエネルギー	8 働きがい、経済成長、雇用	9 産業とインフラの高度化、持続可能な消費
	10 人や国の不平等をなくそう	11 持続可能な都市とコミュニティ	12 持続可能な消費と生産	13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさも守ろう	16 平和と公正	17 パートナーシップで目標を達成しよう	
		○						○	

日程等 調整事項	条例等の調整	なし	議会提案時期	なし	報道への情報提供	資料提供
	パブリックコメント	なし	時期		議会への情報提供	資料提供

事前調整、検討経過等

調整部局名等	調整内容・結果
政策課	庁内の利用希望調査、民間ビル1階スペースについて地域貢献の意向確認、覚書作成の方向性確認、プロモーションスペースの運用方法について
経営監理課	観光協会の事務所移転と事業実施の関連性について
財政課	初期費用・ランニングコストと事業の効果について

備考	

## 庁議におけるこれまでの議論

<p>調整会議の 主な議論 (10/3)</p>	<p>【ロケーションについて】 移転予定地は駅から少し離れている。観光客が立ち寄る仕掛けが必要ではないか。 市観光協会のHP等で周知を行うなど、工夫して発信していく。</p> <p>【プロモーションスペースの名称について】 プロモーションスペースに名称を付ける予定はあるか。 名称や愛称については検討中である。</p> <p>【財源確保について】 観光協会の財源確保のためにも、物販等を行うことは考えているか。 特産品等のプロモーションになる販促イベント等の実施を予定している。</p>
----------------------------------	---

# 市観光情報等発信機能の 強化について

観光・シティプロモーション課



# 事案概要

- ・市観光協会事務所をさがみ夢大通りに建設予定の民間ビル1階に移転することで、賃料が減額となることに伴い、観光協会補助金に係る財政負担の軽減を図る。

- ・事務所前のスペースを市のプロモーションスペースとして活用することにより、市民等が観光情報等を一括して取得でき、市観光情報等発信機能の強化につなげるとともに、地域振興に係る取組の充実を図る。

# 市観光情報等発信機能の現状

緑区	観光情報コーナー(イオン橋本6階)、観光インフォメーションコーナー(橋本駅南口・北口)、藤野観光案内所、相模湖観光案内所、津久井湖観光センター
中央区	市役所本庁舎1階ロビー
南区	さがみはらアンテナショップsagamix(ボート相模大野)、地域情報コーナー(ユニコムプラザさがみはら)

# 課題

- ・現在の市観光協会は、橋本駅北口に所在するビルの3階に事務所があるため、オープンスペースがなく、イベントやワークショップを行う機能がない。
- ・相模原駅周辺では、市民が一括して観光情報等を取得できる拠点がない。

## 参考

第3次観光振興計画 基本方針4「効果的な情報発信」に基づき実施する施策

### 4-2 観光情報発信基盤の整備

…各団体等の情報を集約し、発信できる仕組みづくり

### 4-3 市民自らの情報発信の促進

…市内への情報発信も充実させ、地域の魅力や価値に気づき、自ら発信することを促進

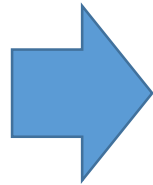
# プロモーションスペース(仮称)参考

民間金融機関から1階のスペースを地域貢献の場として提供する申し出があったもの。



# 移転前後比較

場所	橋本駅北口周辺ビル3階
面積	86.74㎡
賃料	約35万円／月 (346,236円)
営業時間	午前9時～午後6時



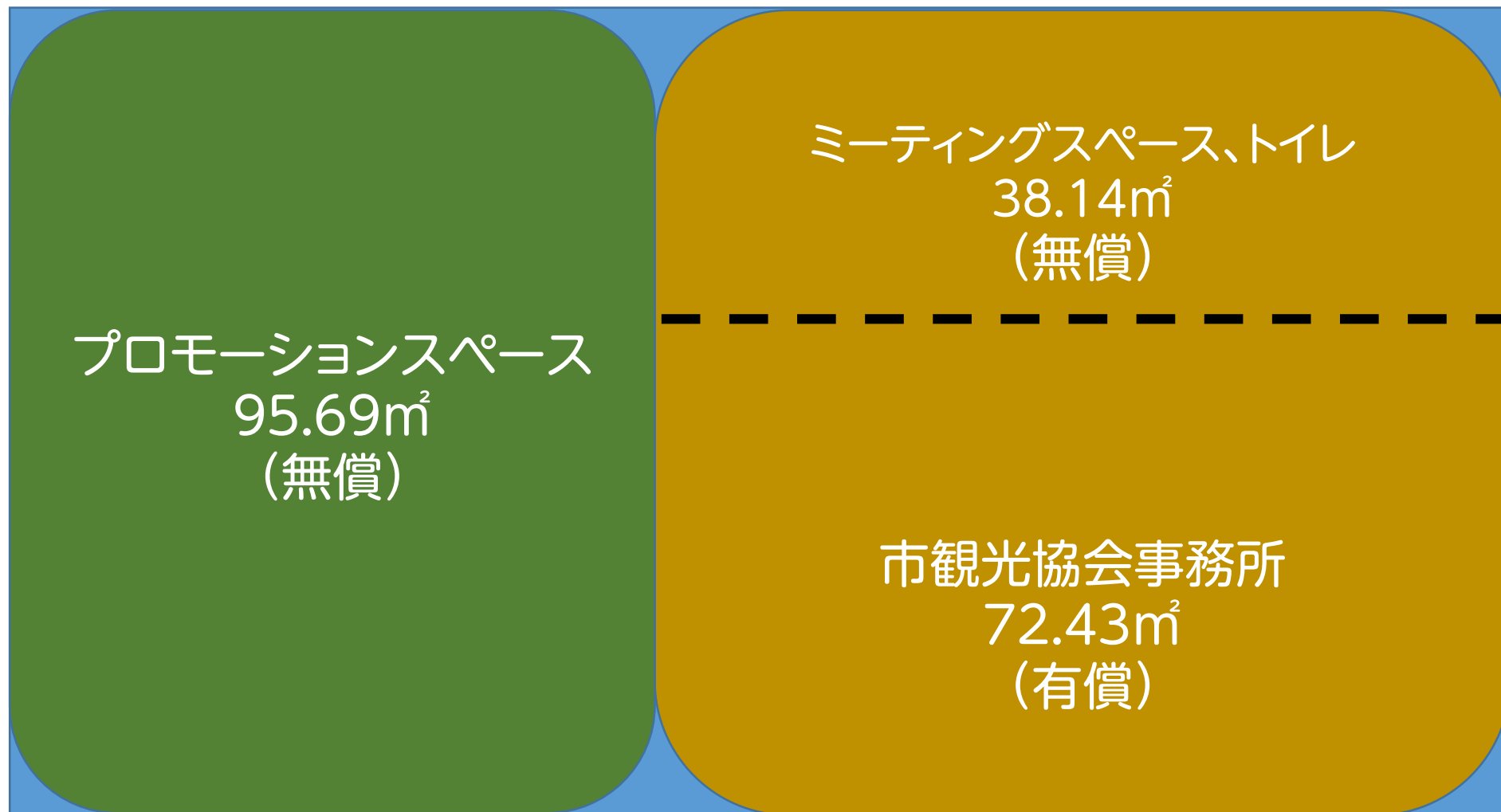
場所	さがみ夢大通りに面する民間ビル1階
面積	110.57㎡ 〔 ⇒72.43㎡(観光協会事務所) →有償 ⇒38.14㎡(MTスペース、トイレ) →無償 95.69㎡(プロモーションスペース) →無償 無償部分に賃料を支払う場合: 133.83㎡×3,936円※=526,754円／月 (※285,120円÷72.43㎡=3,936円／㎡)
賃料	約29万円／月 (285,120円) ※年間733,392円削減
営業時間	午前9時～午後6時(事務所) 午前8時～午後9時(PRスペース)

- 参考
- ・当該ビルの近傍類似価格平均値 3,000円～5,000円／㎡
  - ・移転後は、現事務所より61,116円／月の財政負担軽減となり、6年2か月で移転費用を回収できる。

# イメージ図

さがみ夢大通り

相模原駅  
徒歩6分



# プロモーションスペースの活用イメージ

○市内特産品の販促イベントやワークショップ等観光事業の実施

- ・観光プロモーション映像やポスターの掲示
- ・パンフレットラックの設置
- ・市内(緑区・中央区・南区)の観光情報の一元化と提供

○地域振興に係る各種団体との連携によるイベント

- ・SDGs関連の展示
- ・ホームタウンチームのPR
- ・地域活性化イベント

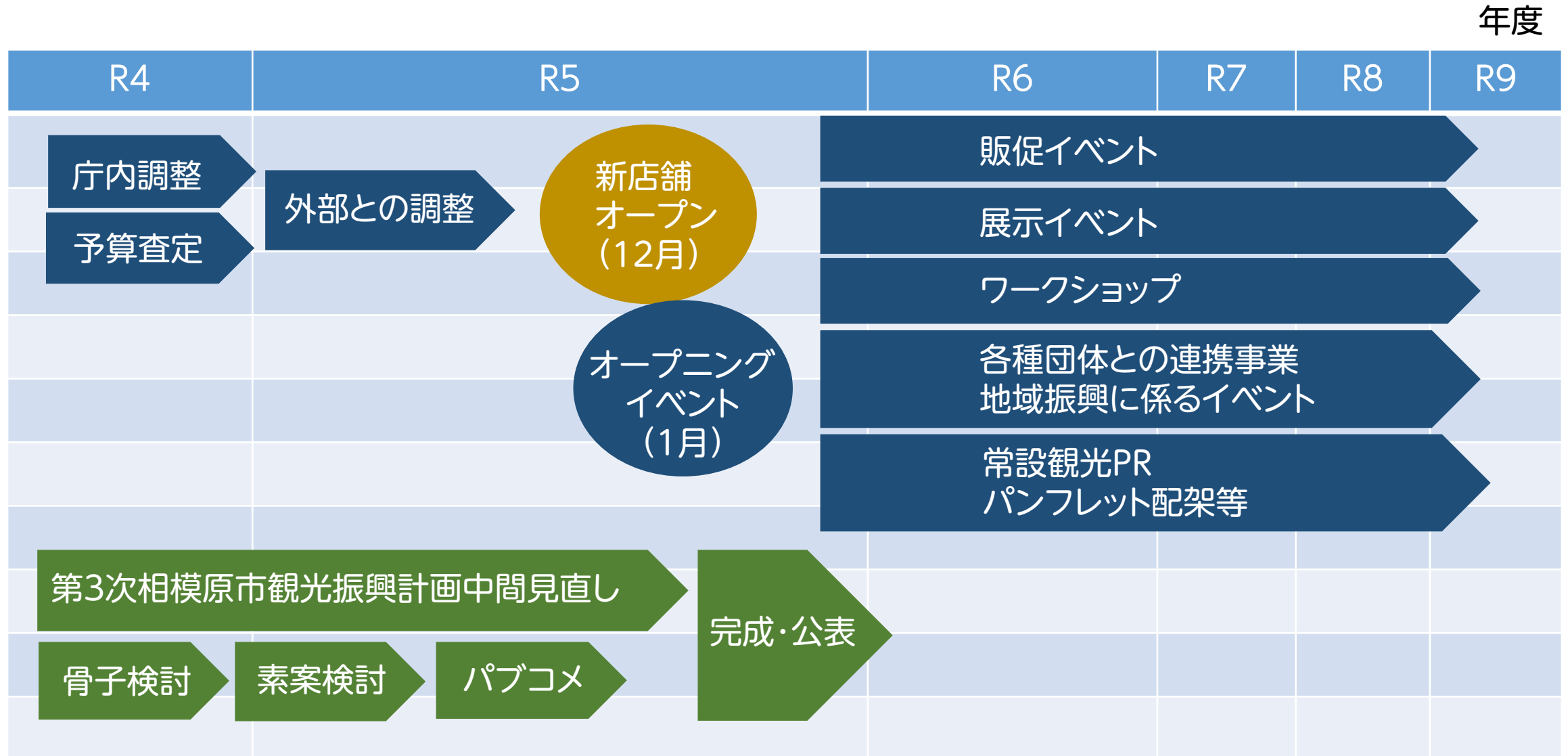
⇒ 観光プロモーションに係る事業の拡充と  
情報発信や地域振興に係る取組の充実を図る

# 今後の対応

- ・リニア駅開通や橋本駅・相模原駅周辺のまちづくりの進捗に合わせ、将来的な情報発信機能を検討する。
- ・将来的な在り方の検討については、第3次観光振興計画の中間見直し（令和5年度）の中で、基本方針4「効果的な情報発信」の充実に向け、具体的な検討を進めていく。
- ・プロモーションスペースとして、観光情報だけでなく、地域振興に繋がる取組を進める。



# スケジュール



# 概算費用(令和5年度予算)

項目	金額	内訳
引越し費用	996,226	運搬費
電話・LAN工事、設定費用	300,000	ネットワーク機器、複合機等の移設・設置工事
備品等購入費用	1,550,000	サイン工事費用(協会看板、タペストリー) 什器購入(壁面、移動式、平台、パーテーション、イーゼル、案内板)
原状回復費用	200,000	旧事務所パーテーション撤去、電気電話回線の撤去・回復、 床下配線撤去、サイン・看板撤去、壁・床・窓のクリーニング
破棄費用	200,000	什器、書類、不用品の処分費
移転諸費用	150,000	司法書士依頼費用、事務所移転の案内作成、郵送費、名刺 作成、印刷物作成
事務室家賃	1,075,659	3か月分の重複を見込む
合計	¥4,471,885	

# 事案調書(決定会議)

審議日 令和4年11月10日

案件名	(仮称)さがみはらみんなのシビックプライド向上計画の策定について						
所管	市長公室	局区	部	観光・シティプロモーション	課	担当者	内線
事業効果 総合計画との関連	事業効果	計画を策定することにより、「相模原市と関わりのあるみんな」のシビックプライドを高めるとともに、本市の魅力を発信するシティプロモーションを効果的かつ計画的に推進することで、市民などとの協働によるまちづくりが更に推進されるとともに、さがみはらファンが増えることにより将来にわたり誰からも住んで良かったと思われる魅力あふれるまちとして持続することができる。					
	効果測定指標	・地域への愛着度 ・相模原市の認知度(市外に住む20歳代から30歳代)			施策番号	47	
		R4	R5	R6			R9
	事業効果 年度目標		82.3% (地域への愛着度) 94.0% (相模原市の認知度)				85.0% 95.0%
審議事項 <b>(庁議で決定 したいこと及び 想定(希望) している結論)</b>	・(仮称)さがみはらみんなのシビックプライド向上計画の策定について						
決定会議 審議結果 (政策課記入)	○原案を一部修正し、上部会議に付議する。 ・ただし、庁議の意見を踏まえ、計画(案)を修正すること。						

## 事案概要

・令和3年4月に施行した「さがみはらみんなのシビックプライド条例」に基づき、「相模原市と関わりのあるみんな」のシビックプライドを高めるとともに本市の魅力を発信するシティプロモーションを効果的かつ計画的に推進するため、計画を定めるもの。

## 事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工

### ○事業スケジュール

年度

	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
実施 内容	シビックプライド向上計画策定委員会	(令和4年6月～令和5年3月)					
	若手職員ワーキング	(令和4年9月～令和5年3月)					
	オープンハウス	(令和4年9月)					
	庁内調整	(令和4年11月)					
	議会説明	(令和4年12月)					
	パブコメ	(令和4年12月～令和5年1月)					
	策定	(令和5年3月)					
		計画に基づく取組の推進					

○事業経費・財源

(千円)

項目	補助率/充当率	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
事業費(商工費)								
うち任意分								
特財								
国、県支出金								
地方債								
その他								
一般財源		0	0	0	0	0	0	0
うち任意分								
捻出する財源 2								
一般財源拠出見込額		0	0	0	0	0	0	0
元利償還金(交付税措置分を除く)								

捻出する財源概要 ① 既存の事業を縮小・廃止 ② 既存事業の終了 ③ 単年度事業  
④ その他( )

○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入)

(人工)

項目		R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
実施に係る人工	A							
局内で捻出する人工	B							
必要な人工	C=A-B	0	0	0	0	0	0	0

局内で捻出する人工概要

SDGs 関連ゴールに (は3つまで)	1 貧困の解消	2 質の高いエネルギー	3 気候変動に脅かされる生態系	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に	7 持続可能なエネルギー	8 働きがい、経済成長、雇用	9 産業とイノベーションにやさしい持続可能な都市づくり
	10 人や国の不平等をなくそう	11 持続可能な都市とコミュニティ	12 つくる責任、つかう責任	13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさも守ろう	16 平和と公正	17 パートナーシップで目標を達成しよう	
		○						○	

日程等 調整事項	条例等の調整	なし	議会提案時期	なし	報道への情報提供	資料提供
	パブリックコメント	あり	時期	令和4年12月	議会への情報提供	部会

事前調整、検討経過等

調整部局名等	調整内容・結果
総務法制課	議会への情報提供について
政策課	庁議・意思決定手法について
シビックプライド向上計画策定委員会	8月諮問「(仮称)さがみはらみんなのシビックプライド向上計画の策定について」10月答申
子ども・若者政策課	記載の取組について
リニア駅周辺まちづくり課	記載の取組について
リニア事業対策課	記載の取組について
文化振興課	記載の取組について
中央区地域振興課	記載の取組について
スポーツ推進課	記載の取組について

備考	
----	--

## 庁議におけるこれまでの議論

### 調整会議の 主な議論 (11/4)

【推進について】

・本計画の策定により、様々な取組を推進するということなのか。

本計画は、各所属において進められている取組を効果的かつ計画的に発信し、シビックプライドの向上、シティプロモーションの推進に繋げるものである。趣旨がより明確になるよう表現を修正する。

【事業経費について】

・新たに必要とする事業経費はないのか。

これまでの取組を、効果的かつ計画的に発信することが主眼であり、枠内で対応することとして整理している。また、今後考えられる取組についても、関係課とも確認し、新たな事業経費を要する取組はないことを確認している。

【オープンハウス型調査や若手職員ワーキングでの意見について】

・どのような点が反映されているのか。

市の強みや弱みなどの分析、打ち出すべき魅力の整理にあたり、自然は、大きな魅力と捉えられていることや、30代にとっては、子育て環境についても打ち出すべき魅力であること、発信力が不足しているなどの意見があり、こうした意見も踏まえて分析、整理を行った。

# （仮称）さがみはらみんなの シビックプライド向上計画の 策定について

令和4年11月14日（月）決定会議  
市長公室 観光・シティプロモーション課

---

# 1 概要

---

令和3年4月に施行した「さがみはらみんなのシビックプライド条例」（令和3年相模原市条例第3号）に基づき、本市と関わりのあるみんなのシビックプライドを高めるとともに、本市の魅力を発信するシティプロモーションを効果的かつ計画的に推進するため、計画を策定するもの。

## さがみはらみんなのシビックプライド条例

（計画）

第8条 市長は、相模原市と関わりのあるみんなのシビックプライドを高める取組を効果的かつ計画的に推進するための計画を定めます。

# 1 概要

---

## ◆計画の位置付け

- ▶ 総合計画の部門別計画として位置づけ

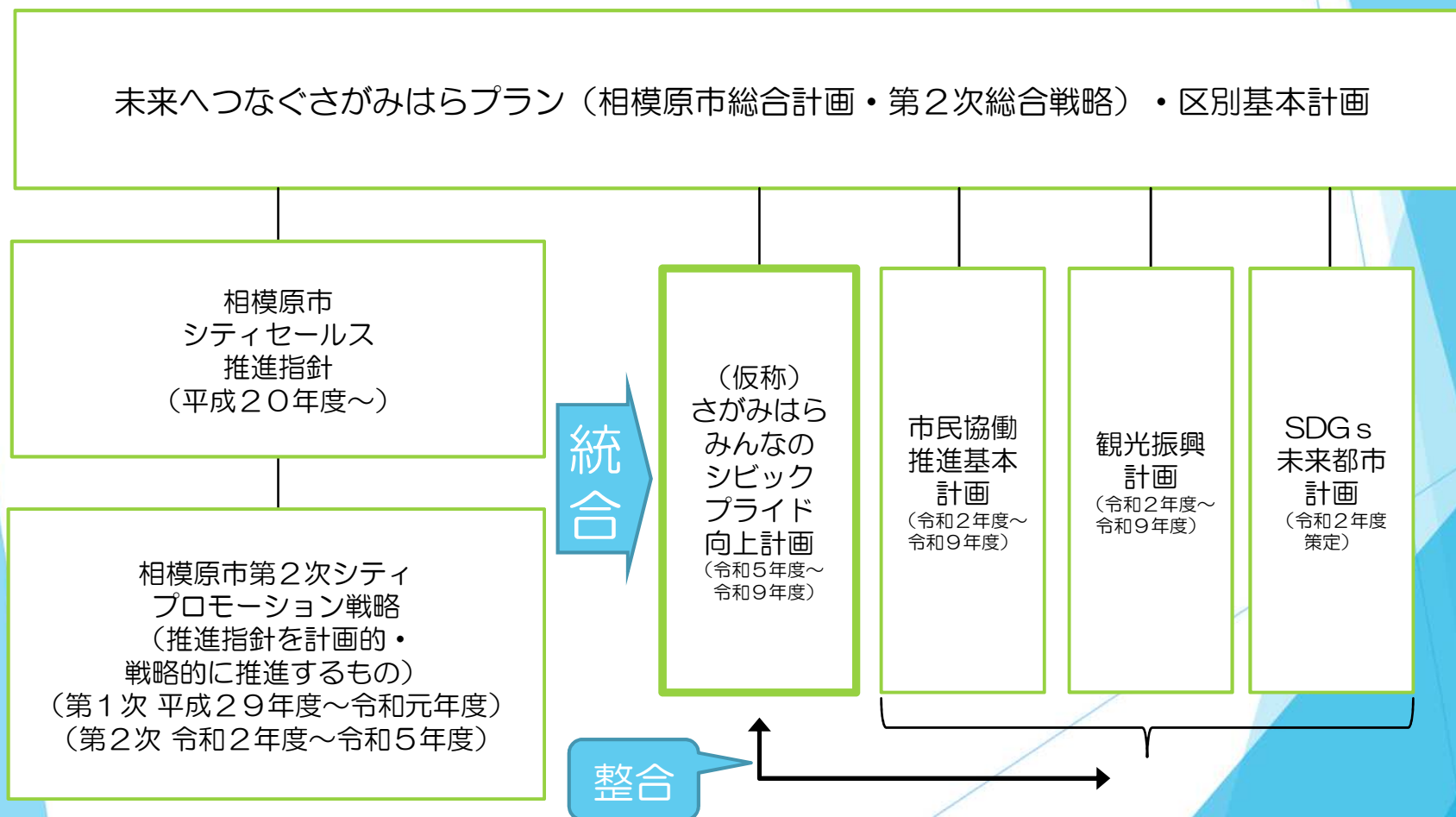
## ◆計画の期間

- ▶ 上位計画との整合を図り、令和5年度から9年度までの5年間とする。



# 1 概要

## ◆既存の計画との関係



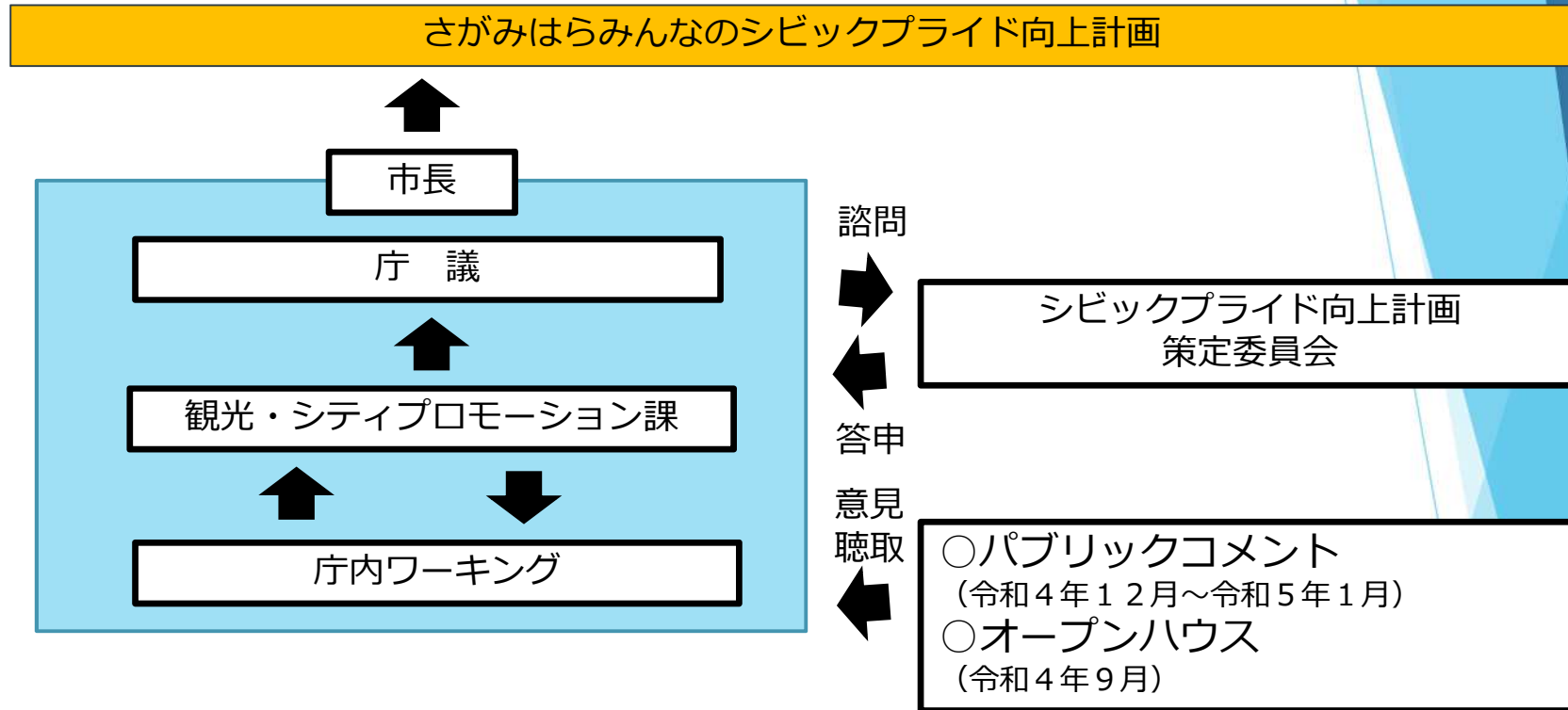
# 1 概要

## ◆持続可能な開発目標（SDGs）と本計画の関係



持続可能な開発目標（SDGs）の17のゴールのうち、本計画に関連の深いゴールとしては、シビックプライドの向上は協働によるまちづくりを進めるに当たり根源となる重要な要素であることや、その実現により将来にわたって住んで良かったと思われる魅力あるまちとして持続することができることから、特に目指すゴールとしては、「11 住み続けられるまちづくりを」「17 パートナリーシップで目標を達成しよう」とする。

## 2 計画策定体制



### シビックプライド向上計画策定委員会

- 学識経験者、公募市民（2人）、市内公共的団体等の計9人で構成
- 審議会として規則設置
- 令和4年6月から4回開催

# 3 計画の構成について

---

- 第1章 計画の策定に当たって
  - 1 シビックプライドとは
  - 2 計画策定の必要性
  - 3 相模原市のこれまでの取組
  - 4 計画の位置づけ・計画期間・新たな関連要素
- 第2章 相模原市の現状と課題
  - 1 転入・転出の状況
  - 2 市民の相模原市に対する認識
  - 3 市外の人々の相模原市へのイメージ
  - 4 第2次相模原市シティプロモーション戦略における数値目標と状況
  - 5 オープンハウス型調査における市民意見について
  - 6 若手職員ワーキングにおける検討について
  - 7 まとめ
- 第3章 基本方針・基本施策
  - 1 基本方針
    - (1) 目標
    - (2) アピールポイント
    - (3) メインターゲット
  - 2 基本施策
- 第4章 計画の推進
  - 1 発信手法
  - 2 指標
  - 3 推進体制

## 4 基本方針・基本施策について

### 目標

1

シビックプライドの醸成、継続居住促進  
(相模原市に誇りと愛着を持ち住み続けてもらう)

2

認知度向上  
(相模原市のことを知ってもらう)

3

転入促進  
(相模原市に住んでももらう)

## 4 基本方針・基本施策について

### アピールポイント

相模原市の打ち出すべき主な魅力を検討するにあたり、SWOT分析を実施

	プラス要因	マイナス要因
内部環境	(1) 強み (S) 【市民の市への愛着度、継続居住意欲が高い】 【買い物が便利、交通利便性がよい】 【自然が多い】 【JAXA相模原キャンパス】 【子育てしやすいまち】	(2) 弱み (W) 【市を特徴づける明確なイメージが弱い】 【効果的な情報発信が不足している】 【市としての一体感の不足】
外部環境	(3) 機会 (O) 【宇宙への関心の高まり】 【リニア中央新幹線新駅や相模総合補給廠一部返還地における周辺整備】 【サイクルツーリズムへの関心の高まり】 【アウトドアやマイクロツーリズムへの関心の高まり】 【2021年転入超過（全国第10位）】 【ホームタウンチームの存在】	(4) 脅威 (T) 【少子高齢化・人口減少の進行】 【自治体間競争】

# 4 基本方針・基本施策について

## アピールポイント

SWOT分析から、アピールポイントを導出

	強み	弱み
機会	<p>「強み (Strength)」×「機会 (Opportunity)」</p> <p>(S)【市への愛着、継続居住意欲】【買い物が便利、交通利便性がよい】【自然が多い】【JAXA相模原キャンパス】【子育てしやすいまち】</p> <p style="text-align: center;">×</p> <p>(O)【リニア中央新幹線新駅や相模総合補給廠一部返還地における周辺整備】【サイクルツーリズムへの関心の高まり】【宇宙への関心の高まり】【アウトドアやマイクロツーリズムへの関心の高まり】【ホームタウンチームの存在】【2021年転入超過(全国第10位)】</p> <p style="text-align: center;">▼</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市の利便性と豊かな自然の両方を享受できるまちをPR</li> <li>・ホームタウンチームの応援機運の醸成によるさらなる愛着心、継続居住意欲の向上</li> <li>・JAXA相模原キャンパスや市立博物館を中心に宇宙を感じられるまちをPR</li> <li>・子育てしやすいまちをPR</li> </ul>	<p>「弱み (Weakness)」×「機会 (Opportunity)」</p> <p>(W)【市を特徴づける明確なイメージが弱い】【効果的な情報発信が不足している】【市としての一体感の不足】</p> <p style="text-align: center;">×</p> <p>(O)【リニア中央新幹線新駅や相模総合補給廠一部返還地における周辺整備】【サイクルツーリズムへの関心の高まり】【宇宙への関心の高まり】【アウトドアやマイクロツーリズムへの関心の高まり】【ホームタウンチームの存在】【2021年転入超過(全国第10位)】</p> <p style="text-align: center;">▼</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の情報発信能力を高める。(職員研修、スキルを持った職員の配置・登用など)</li> <li>・関心が高まっている絶好の機会を捉え、アピールする市の魅力を戦略的に絞って、市のブランディングをする。</li> <li>・ホームタウンチームの応援機運を高めるなど、さらなる愛着心と継続居住意欲の向上を図る。</li> </ul>
脅威	<p>「強み (Strength)」×「脅威 (Threat)」</p> <p>(S)【市への愛着、継続居住意欲】【買い物が便利、交通利便性がよい】【自然が多い】【JAXA相模原キャンパス】【子育てしやすいまち】</p> <p style="text-align: center;">×</p> <p>(T)【少子高齢化・人口減少の進行】【自治体間競争】</p> <p style="text-align: center;">▼</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多くの市民が市に愛着を持ち住み続けたいと思っており、買い物や交通など生活しやすく、身近な自然やJAXAの施設など、子育てに適したまちであることをPR</li> </ul>	<p>「弱み (Weakness)」×「脅威 (Threat)」</p> <p>(W)【市を特徴づける明確なイメージが弱い】【効果的な情報発信が不足している】【市としての一体感の不足】</p> <p style="text-align: center;">×</p> <p>(T)【少子高齢化・人口減少の進行】【自治体間競争】</p> <p style="text-align: center;">▼</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の情報発信能力を高める。(職員研修、スキルを持った職員の配置・登用など)</li> <li>・関心が高まっている絶好の機会を捉え、アピールする市の魅力を戦略的に絞って、市のブランディングをする。</li> </ul>

## 4 基本方針・基本施策について

相模原市の主な魅力として、次のアピールポイントを設定し、あらゆる発信手段を用いて取り組みを推進します。

### (1) 【子育てしやすいまち さがみはら】

相模原麻溝公園



冒険遊び場



相模原スポーツ・レクリエーションパーク



**妊娠期から学齢期まで  
「子育て ひとつなぎ の安心」**

#### 妊娠期も安心

- 妊娠中の健康診査費用助成
- さがみはら子育てきずなLINE

#### 出産も安心

- 出産後保健師訪問

#### 乳幼児期も安心

- 定期的な乳幼児健康診査
- 子育て広場

#### 学齢期も安心

- 特色ある学校教育

#### いつでも安心

- 子育て支援センター
- 子ども食堂、無料学習支援（塾）

**子どもがのびのび育つ環境があります。**

- 児童館、こどもセンター
- 特色ある公園 など



## 4 基本方針・基本施策について

### (2) 【都市と自然のベストミックス さがみはら】

リニア中央新幹線



中央区の桜並木

緑区の津久井湖



南区の木もれびの森

都市の利便性 豊かな自然  
どちらも楽しめるまち

#### 都市と自然のベストミックス

○都心から約1時間 都市の利便性と豊かな自然

#### 大きな将来性

○リニア中央新幹線の駅設置とまちづくり

#### 豊かな自然

○鮎釣り 花火 相模川  
○神奈川県の水源地  
○道志川 キャンプ サイクリング  
○美しい山なみ ハイキング など

## 4 基本方針・基本施策について

### (3) 【宇宙を身近に感じられるまち さがみはら】

相模原市では、宇宙を身近に感じることができます。

#### 宇宙を感じられるまち

○淵野辺公園周辺から最寄り駅であるJR淵野辺駅周辺までのエリアを中心とした、宇宙を感じられるまちづくり（宇宙に関連した通りの名称、案内用路面シート、発車メロディ「銀河鉄道999」）

#### 宇宙開発の拠点

○JAXA相模原キャンパス

#### 銀河連邦

○相模原市など5市2町で銀河連邦を組織

#### 宇宙教育

○JAXAや相模原市立博物館で、宇宙教育を実施



JAXAの宇宙科学探査交流棟

## 4 基本方針・基本施策について

### (4) 【スポーツに親しめるまち さがみはら】



小山公園ニュースポーツ広場



相模原市をホームタウンとするプロチームが  
5チームあります。

#### アメリカンフットボール

○ノジマ相模原ライズ

#### ラグビー

○三菱重工相模原ダイナボアーズ

#### サッカー

○SC相模原  
○ノジマステラ相模原

#### 自転車ロードレース

○TeamUkyoSagamihara

#### 特色あるイベント・施設

○ツアー・オブ・ジャパン相模原ステージ  
(自転車ロードレース)  
○小山公園ニュースポーツ広場  
(スケートボード等のコース)

## 4 基本方針・基本施策について

### メインターゲット（重点対象）

世代

20歳代～30歳代  
(シビックプライドの醸成は10歳代以下も含める。)

シティ  
プロモーション  
エリア

東京都・神奈川県（相模原市を除く）

## 4 基本方針・基本施策について

### 基本施策

1

#### 本市の魅力の発掘と更なる発信

- ・ JAXA周辺施設（市立博物館、国立映画アーカイブ、国民生活センター、淵野辺公園等）の連携
- ・ サイクルツーリズムの推進
- ・ 総合計画推進プログラムに基づく取組の推進
- ・ 分野横断的に取り組む重点テーマ（少子化対策等）の着実な推進

2

#### シティプロモーションの新たな展開

- ・ シティプロモーションの着実な展開
- ・ メディアリレーションの取組やSNS活用の推進

3

#### 市民等多様な主体との協働による取組

- ・ 多様な主体が連携・協働をし、地域課題の解決をはじめ、区・地域の個性を生かした魅力的なまちづくり、担い手の育成、参加しやすい環境づくりを推進

## 5 発信手法について

次の手法により取組みを推進します。

**【ホームページ】**  
市の魅力がア  
ピールできるよう、  
欲しい情報がすぐ  
見つけられるよう、  
努めます。

**【動画配信】**  
冒頭で興味を引  
く内容にするなど、  
最後まで視聴して  
もらえる動画づく  
りに努めます。

**【各種SNS  
活用】**  
LINE、Twitter、  
InstagramなどS  
NSの効果的な活  
用を行います。マ  
ニュアルの整備、  
実践的な研修を通  
じてSNSアカウ  
ントの効果的な活  
用に努めます。

**【メディア  
リレーション】**  
各種メディアを  
対象に、プレスツ  
アーの開催や首都  
圏メディアとの交  
流会などを行い、  
関係性の構築とメ  
ディアへの露出に  
繋げる取組を推進  
します。

**【各種広告】**  
ターゲットエリ  
アや年代層など  
様々な条件設定に  
より媒体を選択し、  
広告を行います。

**【ファンサイト】**  
「さがみはらF  
AN FUN F  
AN」については  
市の魅力をより一  
層アピールできる  
よう、コンテンツ  
の見直しなどを検  
討します。

**【イベント】**  
市内外の人に  
とって魅力的なイ  
ベントの開催や、  
転入促進につな  
がるイベントへの出  
展を行います。

**【紙媒体】**  
保管しやすく、  
繰り返し読みやす  
い紙媒体による情  
報発信についても  
引き続き効果的に  
活用します。

**【新たな媒体の  
活用】**  
仮想空間上での  
PRなど、新たな  
媒体の活用につい  
ても検討が必要で  
す。

**【多様な主体との  
連携】**  
市民、地域、団  
体、学校、企業な  
どそれぞれが相模  
原市に愛着を持ち、  
連携して市の魅力  
を発信します。

## 6 指標について

- ▶ 本計画の推進状況や施策の成果を把握し評価するため、総合計画で設定した指標に基づき成果指標を設定

(%)

	成果指標	基準値 (令和3年度)	最終目標 (令和9年度)
	【シビックプライド醸成・継続居住促進】		
対象…20～30歳代の市民 市内向け調査	住んでいる地区に愛着を感じている市民の割合 →相模原市総合計画基本計画の指標（全年代対象）	80.7	85.0
	住んでいる地区に愛着を感じている市民の割合 →20～30歳代	75.3	79.3
	市への「愛着」を感じている市民の割合	76.5	80.6
	「共感」を持つ市民の割合	59.3	62.5
	「誇り」を持つ市民の割合	49.3	51.9
	「継続居留意向」を持つ市民の割合	79.0	83.2
	「他者推奨意向」を持つ市民の割合	64.8	68.3

## 6 指標について

(%)

	成果指標	基準値 (令和3年度)	最終目標 (令和9年度)
対象…東京・ 神奈川在任の20～30歳代 市外向け調査	【認知度向上】		
	相模原市の認知度 →相模原市総合計画基本計画の指標	90.1	95.0
	相模原市の資源や施策についての認知度 →何か知っている人の割合	64.0	67.5
	相模原市のイメージ量（イメージ選択肢の総和） →イメージを持っている人の割合	80.7	85.1
	相模原市の訪問魅力度	62.6	66.0
	【転入促進】		
	相模原市への居留意欲度	23.6	24.9



## 7 今後のスケジュール

時期	内容
令和4年 11月	庁議
12月	議会への情報提供（総務部会）
令和4年12月 ～令和5年1月	パブリックコメントの実施
3月	策定



○事業経費・財源

(千円)

項目	補助率/充当率	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
事業費(衛生費)		81,228	313,382	517,830	224,733	318,563	248,583	
うち任意分								
特財			203,257	284,455	116,920	209,250	139,270	
国、県支出金								
地方債								
その他			48,150	48,150	48,150	48,150	48,150	
一般財源		81,228	61,975	185,225	59,663	61,163	61,163	0
うち任意分								
捻出する財源 <sup>2</sup>								
一般財源拠出見込額		81,228	61,975	185,225	59,663	61,163	61,163	0
元利償還金(交付税措置分を除く)								

捻出する財源概要 1. 既存の事業を縮小・廃止 2. 既存事業の終了 3. 単年度事業 4. その他( )

○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入)

(人)

項目		R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
実施に係る人工	A	0	2	2	2	2	2	0
局内で捻出する人工	B	0	0	0	0	0	0	0
必要な人工	C=A-B	0	2	2	2	2	2	0

局内で捻出する人工概要

SDGs 関連ゴールに (は3つまで)	1 貧困をなくそう	2 気候変動に具体的な対策を	3 持続可能な消費と生産	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	8 働きがいも、経済成長も	9 産業と雇用イノベーション
							○		
	10 人や国の不平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを	12 つくばないで、つかうものを減らそう	13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさも守ろう	16 平和と公正な社会を築こう	17 パートナーシップで目標を達成しよう	
				○		○			

日程等 調整事項	条例等の調整	なし	議会提案時期	-	定例会議	報道への情報提供	なし
	パブリックコメント	なし	時期	-	議会への情報提供	なし	-

事前調整、検討経過等

調整部局名等	調整内容・結果
気候変動部会 1	「青根緑の休暇村いやしの湯」への木質バイオマスボイラー導入に関する検討について【調整済み】
気候変動部会 2	脱炭素社会推進加速化事業について【調整済み】
SDGs推進検討会議	総合計画推進プログラムにおけるSDGsに係る基幹事業候補について【調整済み】

備考	1出席課: 政策課、みんなのSDGs推進課、経営監理課、財政課、アセットマネジメント推進課、契約課、公共建築課、森林政策課、津久井地域環境課、津久井クリーンセンター、緑区役所区政策課
	2出席課: 政策課、みんなのSDGs推進課、財政課、地域経済政策課、公園課、学校施設課

## 庁議におけるこれまでの議論

調整会議の

主な議論

(11/8)

【公共施設等への太陽光発電設備の設置について】

○(総務法制課)事業期間終了後は、発電設備を撤去することだが、どのように担保するのか。事業者負担により撤去することを契約書に明記する。

○(総務法制課)湖月荘に太陽光発電設備を設置する事業者をプロポーザル方式で選定することだが、事業内容からすると提案の範囲が少なく、価格競争でも良いと思われるがいかがか。

災害時の電気供給の仕組みや空きスペースの活用、公園的機能の導入など民間提案の余地は多くあると考えている。

○(人事・給与課長)湖月荘への太陽光発電設備の設置について、PPAモデルを活用すると20年間の事業を担保する必要があると思われるが、「公園整備までの暫定事業」という位置づけと相反しないか。また、事業用地は行政財産の目的外使用により提供することだが、貸付けではないのか。

他市事例でもPPAモデルに際しては、行政財産の目的外使用許可による事業用地の提供が行われている。

(総務法制課)事業者選定に際しては、自由提案ではなく、ある程度、市の考え方を示すことをお願いしたい。また、価格競争が行われる仕組みを検討してほしい。

(アセットマネジメント推進課長)価格面で競争が働く仕組みとすれば、財政的に有利となるので、事業用地の提供手法について検討してほしい。

(総務法制課)PPAモデルにより、電気料が削減されるとのことだが、削減分来年度予算に反映されるのか。

民間提案による部分が大きく、現時点で、具体的な削減額を反映するのは難しい。

(政策課長)これまでの意見を踏まえ、電気料の削減効果などを整理するとともに、契約方法や事業者選定方法、事業用地提供方法を検討し、事業実施に際しては、より有利な手法を選択するようお願いしたい。

【中小規模事業者による省エネルギー対策等の推進支援について】

○(経営監理課長)上限額を100万円に改めることで、インセンティブになるのか。

既存の枠組みだと、LED照明導入などの省エネルギー対策が中心となってしまっていた。上限額を上げることにより、高効率設備導入を促してまいりたい。

○(人事・給与課長)国や県の制度と重複しないのか。

国は大企業を対象としており重複しない。県とは重複するが、県補助と併用可能な仕組みとし、市内での設置を促進してまいりたい。

○(政策課長)実績や事業効果を確認し、常に事業スキームを見直すことをお願いしたい。

【木質バイオマスボイラーの導入について】

○(総務法制課)貯木場の設置場所が確定しておらず、チップ供給体制にも懸念があると思うが、調整状況は。

貯木場は、場合によっては、市で用意する必要が生じる可能性もあるが、基本的に林業事業体に用意いただくよう調整中である。チップ供給体制についても、参入意向がある事業者へヒアリングを行っている。基本的に事業実施に問題は無いと考えている。

○(アセットマネジメント推進課長)公共施設の延べ床面積が増加する事業とのことだが、事前協議が終わっていない。事業スキームも含めて、調整が十分に整っていない懸念がある。

リスクと考えられる部分を含め、少なくとも実施可能という点までは整理している。事業手法等の詳細部分については引き続き精査を行い、より有利な手法を選択してまいりたい。

○(アセットマネジメント推進課長)チップ生産場所の防音壁は市が設置する必要があるのか。

エネルギーの地産地消を実現するために必要な施設であると捉えている。

【電気自動車充電設備等導入奨励事業について】

○(総務法制課)事業ニーズは把握しているか。

カーシェアリングを実施している事業者等においてニーズがあると確認している。

○(人事・給与課長)公共施設への設置はどのような状況か。

藤野総合事務所、緑区役所、南区役所、本庁舎に設置している。今後も設置個所数の増加に向けて検討したい。

【事業効果等について】

○(人事・給与課長)今回の取組によって、どの程度、二酸化炭素排出量を削減できるのか。目標に対して、どの程度の効果があるのか。

2030年において、2013年比で排出量を1/2とする目標があり、市の取組によって18.1万tを削減することとしている。今回の取組によって削減できる排出量は約1万t程度であるが、その他波及効果や技術革新等により、引き続き、目標達成に向けた取組を進めてまいりたい。

(人事・給与課長)今回の事業パッケージ以外にも取組があるのか。

普及啓発など、その他の取組も実施していく予定である。

# 脱炭素社会推進加速化事業の実施について

環境経済局 ゼロカーボン推進課  
R4.11.14 決定会議

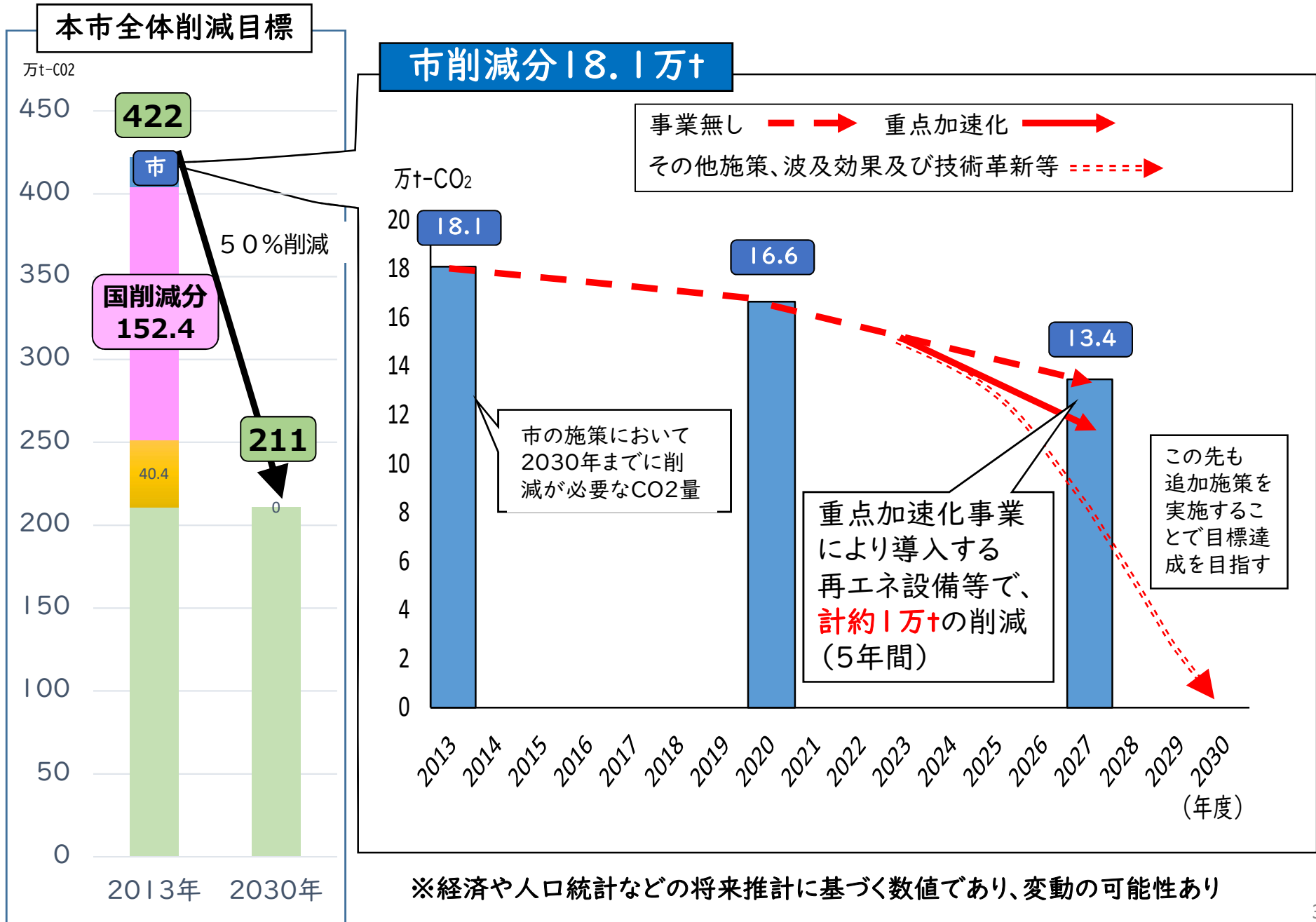
# 脱炭素社会推進加速化事業について

## R5事業概要

さがみはら脱炭素ロードマップに掲げた、取組の推進・加速化を図るため、令和4年度に新設された、国の〔地域脱炭素移行・再エネ推進交付金を活用し、脱炭素社会に向けた取組を行うもの。【R5想定事業費：313,382千円】

構成事業	R 5 想定事業費 (千円)						R 4 事業費 (千円)	
	総事業費	交付金	基金	うち一財	CO2削減量 (5か年)	追加人工	総事業費	うち一財
① 公共施設等への太陽光発電設備の設置【拡充】	164,290	164,290	0	0	1,600 t	0.4人	38,826	9,706
② 中小規模事業者による省エネルギー対策等の推進支援【新規・拡充】	83,863	16,300	20,650	46,913	3,600 t	0.4人	17,902	17,902
③ 住宅用スマートエネルギー設備の導入支援【新規・拡充】	41,100	12,100	26,000	3,000	3,600 t	0.4人	23,000	23,000
④ 木質バイオマスボイラーの導入【新規】	15,879	10,567	0	5,312	1,100 t	0.4人	0	0
⑤ 電気自動車充電設備等導入奨励事業【新規】	6,750	0	0	6,750		0.4人	0	0
⑥ 次世代クリーンエネルギー自動車の導入支援【既存事業】	1,500	0	1,500	0	20 t		1,500	1,500
計	313,382	203,257	48,150	61,975	9,920 t (約1万t)	2人	81,228	52,108

# 重点加速化事業によるCO2削減見込量について



# 脱炭素社会推進加速化事業について

## 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（令和4年4月～）

事業区分	重点対策加速化事業
対象事業	① 屋根置きなど自家消費型の太陽光発電 ② 地域共生・地域裨益型再エネの立地・・・etc
交付率	2/3～1/3、定額など
事業期間	概ね5か年

### ★脱炭素社会推進加速化事業 新規拡充一覧

#### ① 公共施設等への太陽光発電設備の設置【拡充】

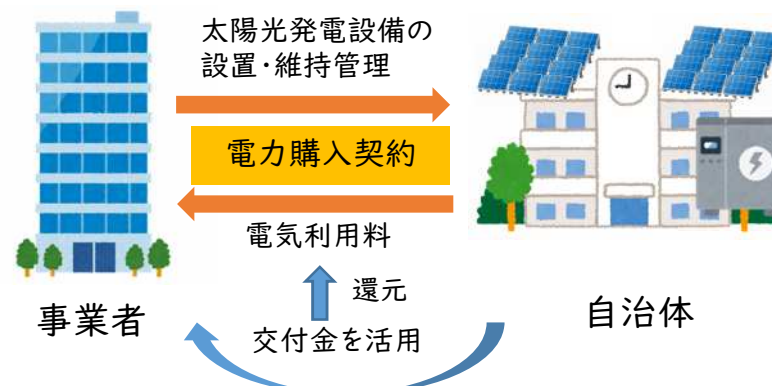
【事業費：164,290千円】

【CO2削減効果(5年間)：1,600t】

- ・公共施設や未利用地へ太陽光発電設備（約1,160kw）の設置を行うもの。
- ・導入の加速化を図るため、PPA手法を基本に導入を進め、学校施設、遊休地等を予定。
- ・交付金を活用し事業者に補助を行うことで、事業者の初期投資分を抑え、市の電気利用料削減を図る。



#### ※PPA手法





# 脱炭素社会推進加速化事業について

## ② 中小規模事業者による省エネルギー対策等の推進支援【新規・拡充】 【事業費:83,863千円】 【CO2削減効果(5年間):3,600+】

事業者が  
計画書作成及び認証登録

市温対条例に基づく  
地球温暖化対策計画書の作成

または

環境省のEA21への登録  
認証登録【新規】  
・全額補助(上限25万円)、12件

設備  
導入補助

### 省エネ設備【拡充】

- ・補助率:1/3(上限額:100万円)、50件
- ・対象設備:高効率照明、高効率空調等

### 太陽光発電設備【新規】【交付金活用】

- ・太陽光:5万円/kw(上限20kw,100万円)、10件
- ・蓄電池:6.3万円/kw(上限10kw,63万円)、10件

## ③ 住宅用スマートエネルギー設備の導入支援【新規・拡充】

【事業費:41,100千円】  
【CO2削減効果(5年間):3,600+】

### 住宅用スマートエネルギー設備等導入奨励金

- ・以下の設備を導入した**市民**が奨励金を申請するもの

補助額:① 自家消費コース:各3万円、600件  
(太陽光、蓄電池、V2H)  
② ZEHコース:15万円、50件

### 初期費用ゼロ太陽光【新規】【交付金対象】

- ・初期費用なしで、住宅に太陽光発電設備を設置するサービスを提供する**PPA事業者**に市が補助し、**市民**に還元するもの。

補助額:太陽光:7万円/kw(上限5kw,50万円)、20件  
(※市内事業者が施工の場合、3万円を追加補助)  
蓄電池:5.1万円/kw(上限5kw,25.5万円)、20件

# 脱炭素社会推進加速化事業について

## ④ 木質バイオマスボイラーの導入【新規】

【事業費:15,879千円】

【CO2削減効果(5年間):1,100t】

・青根緑の休暇村いやしの湯の中規模改修にあわせ、木質バイオマスボイラー(約400kw)を導入するもの。

### 事業費

【R5】設計費: 15,879千円



【R6概算事業費】建設費:308,797千円

※うち、防音壁36,170千円を含む(※交付金の対象となるよう、環境省と協議中)

## ⑤ 電気自動車充電設備等導入奨励事業【新規】

【事業費:6,750千円】

### 集合住宅

機器	普通充電器
要求額	3,750千円
補助率	1/3
予定件数	25件
補助上限額	150千円

### 商業施設等

機器	急速充電器
要求額	3,000千円
補助率	1/3
予定件数	3件
補助上限額	1,000千円

事業者向けの補助



# 脱炭素社会推進加速化事業について

## 公共施設等への太陽光発電設備の設置事業(湖月荘跡地活用事業)

### ① 経過

- ・昭和47年に神奈川県が老人保養所として設置した「湖月荘」(緑区中沢708-1ほか、全体1.3ha)について、跡地が平成19年に本市へ無償譲渡された。
- ・県との覚書において、当該土地は公園施設やスポーツ施設を整備する利活用計画を定めているが、譲渡から10年以上が経過し、未だ未整備となっている。
- ・令和元年度に実施したサウンディング調査において、公園的要素のある施設としての利活用は困難であるという結果であったが、事業者より発電事業を想定した活用案の提案があったところであり、発電事業を基本とした活用に向け検討を進めてきたところ。

### ② 実施概要

- ・公園の本格整備までの暫定事業として実施する。
- ・本市の喫緊の課題である脱炭素社会の実現のため、太陽光発電設備の設置を基本とし、あわせて公園予定地や発電設備があるという立地特性を踏まえ、災害時に市民が利用できる充電設備などを整備することとし、具体的な整備内容は事業者の提案により実施する。
- ・公募により決定した事業者が設備の設置や維持管理を実施することとし、基本的には市の負担はないものとする。
- ・太陽光発電設備の設置に当たっては、オフサイトPPAモデルを活用し進める。
- ・事業者の技術力、知識等を活用し、最大限の質を追求するためプロポーザル方式により事業者を選定する。

### ③ 事業用地の提供方法

○行政財産の貸付や目的外使用により提供(手法は引き続き管財課と調整)

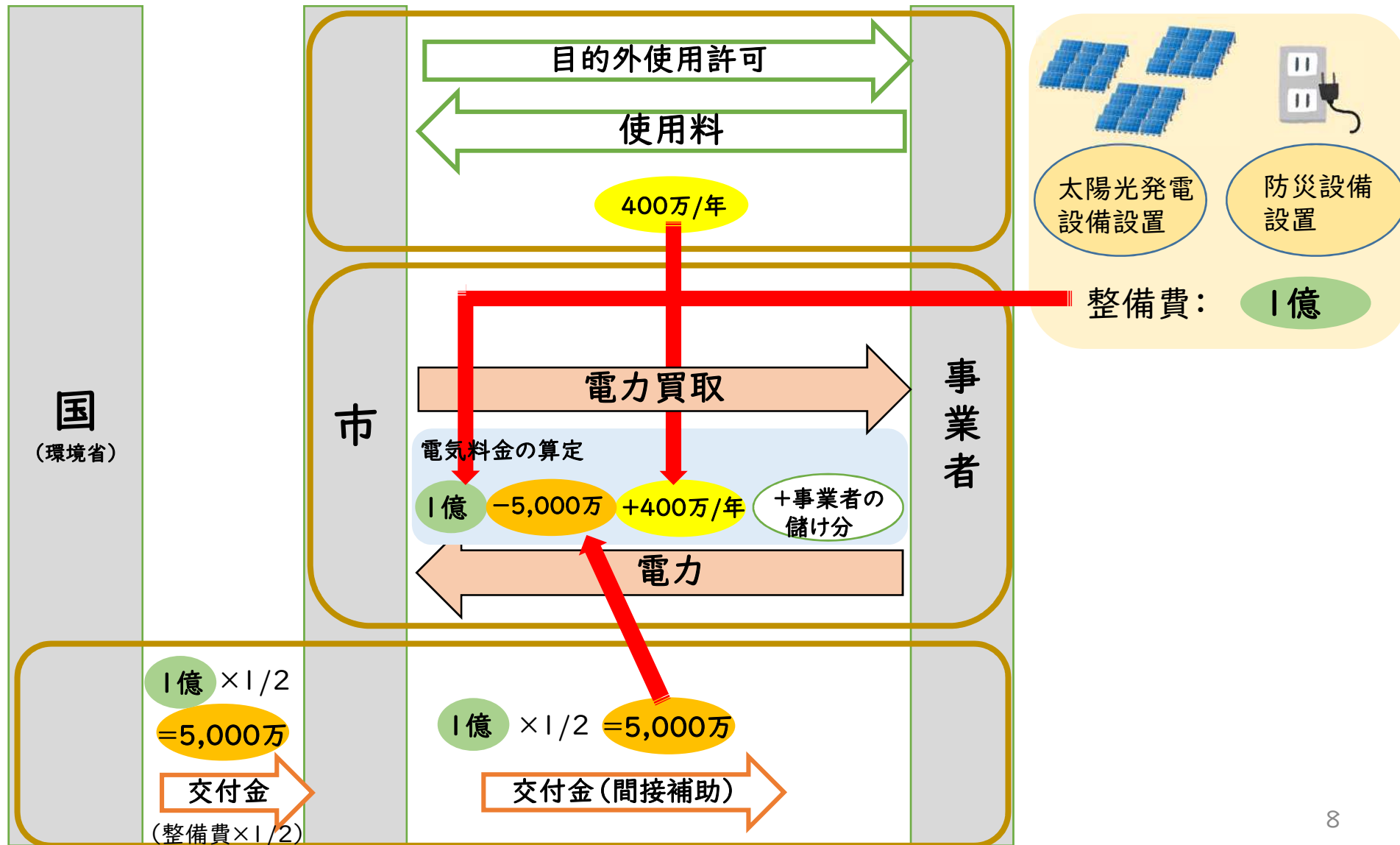
仮に目的外使用の場合、使用料は「近傍類似地の固定資産課税台帳に登録された固定資産税評価額に100分の3を乗じて得た額」(市有財産条例第6条)となる。

(1.3haの場合、 $10,375\text{円}/\text{m}^2$ (固定資産税評価額) $\times 3/100 \times 13,000\text{m}^2 = 4,046,250\text{円}/\text{年}$ )

# 脱炭素社会推進加速化事業について

## 公共施設等への太陽光発電設備の設置事業(湖月荘跡地活用事業)

### 全体スキーム



# 事案調書(決定会議)

審議日 令和4年11月10日

案件名	包括的支援体制整備について(継続審議)						
所管	健康福祉	局区	地域包括ケア推進 生活福祉	部	地域包括ケア推進 高齢・障害者福祉 中央高齢・障害者相談 生活福祉	課担当者	内線
事業効果 総合計画との関連	事業効果	地域共生社会の実現に向けて、包括的な支援体制の整備を図るもの ・庁内関係課・機関の連携の強化 ・課題を抱える世帯へのケースワーク、アウトリーチの強化					
	効果測定指標	福祉コミュニティづくりの推進度				施策番号	6,7,9
	事業効果 年度目標	R4	R5	R6	R7	R8	R9

審議事項 (庁議で決定 したいこと及び 想定(希望) している結論)	<input type="checkbox"/> 相談支援包括化推進員の配置について <input type="checkbox"/> 自立支援相談窓口の強化について <input type="checkbox"/> 中央障害者相談支援キーステーションの設置について <input type="checkbox"/> 相談課業務の一部委託化について
決定会議 審議結果 (政策課記入)	<input type="checkbox"/> 原案のとおり承認とする。 ・ただし、人工及び費用については、関係各課と引き続き調整すること。

## 事案概要

資料のとおり

## 事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工

○事業スケジュール							
	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
実施内容	資料のとおり						

○事業経費・財源

(千円)

項目	補助率/充当率	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
事業費(費)								
うち任意分								
特財								
国、県支出金								
地方債								
その他								
一般財源		0	0	0	0	0	0	0
うち任意分								
捻出する財源 <sup>2</sup>								
一般財源拠出見込額		0	0	0	0	0	0	0
元利償還金(交付税措置分を除く)								

捻出する財源概要 1. 既存の事業を縮小・廃止 2. 既存事業の終了 3. 単年度事業  
4. その他( )

○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入)

(人工)

項目		R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
実施に係る人工	A							
局内で捻出する人工	B							
必要な人工	C=A-B	0	0	0	0	0	0	0

局内で捻出する人工概要

SDGs 関連ゴールに (は3つまで)	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	○		○						
								○	

日程等 調整事項	条例等の調整		議会提案時期		報道への情報提供	なし
	パブリックコメント	なし	時期		議会への情報提供	なし

事前調整、検討経過等

調整部局名等	調整内容・結果
地域包括ケア推進部内ワーキンググループ	本市に相応しい包括的支援体制の検討
保健衛生部関係課長打合せ会議	包括的支援体制について、原案のとおり庁議に諮ることとされた。
生活福祉部関係課長打合せ会議	包括的支援体制について、原案のとおり庁議に諮ることとされた。
こども・若者未来局関係課長打合せ会議	包括的支援体制について、原案のとおり庁議に諮ることとされた。
関係課長打合せ会議	原案を一部精査し、庁議に諮ることとされた。

備考


### 庁議におけるこれまでの議論

#### 調整会議の 主な議論 (10/3)

- 委託化による追加の経費が発生するのであれば、人員や時間外経費の削減などの効果を併せて議論することが必要と考える。  
時間外経費については一定程度の削減が可能と考えるが、人員については現状において課題となっている業務へ人工を割り当てることを目的に委託するものであることから、人員の削減は困難と考えている。
- 令和6年度以降の人員の増員については改めて調整すること。  
承知した。
- 扶助費をはじめとした社会保障施策等の見直しに継続して取り組むとのことであるが、見直しを確実に進めて欲しい。

# 包括的支援体制整備について

## 【相談支援・地域づくり・参加支援の一体的実施】

### 1 本市における包括的支援体制について

#### (1) 相談支援

ア 本市における相談支援体制の目指す姿(イメージ)

イ 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組(案)

相談支援包括化推進員の配置

自立支援相談窓口の強化

障害者相談業務の一部委託化によるアウトリーチ要員の創出

中央障害者相談支援キーステーションの設置

#### (2) 地域づくり

#### (3) 参加支援

### 2 包括的支援体制整備に向けた予定

### 3 令和5年度新規取組に係る経費見込(一般財源ベース)

地域包括ケア推進部  
生活福祉部



# 1 本市における包括的支援体制について

## 背景～課題の複合化・複雑化～

- ・少子高齢化の進展や人口減少による世帯構成の変化、地域の関係性の希薄化などにより、8050問題、介護と育児のダブルケアなど、世帯の抱える課題が複合化、複雑化
- ・コロナ禍により、さらに複雑化(孤独・孤立が顕在化)

地域共生社会の推進に向けて、国において社会福祉法の改正(H29・R2)  
包括的支援体制の整備の位置付けと実現手段として重層的支援体制整備事業が創設(R3)

## 包括的支援体制(相談支援×地域づくり×参加支援)の整備に向けて

### ○総合計画推進プログラムへの位置付け

- ・R3～地域包括ケア推進部でワーキンググループを設置し、包括的支援体制の案を検討
- ・R4～地域づくりについて、市社会福祉協議会にモデル事業を委託

### ○行財政構造改革プランを踏まえた取組

○地域共生社会の実現を目指し、包括的支援体制の整備を段階的に進める。

### 相談支援(行政中心)

現行の組織体制を基本としながら、職員意識の醸成と情報共有を図り、分野横断的な連携を強め、早期の課題発見と継続的支援に取り組むアウトリーチ型の「相談支援」の体制を整える。

### 参加支援(行政・地域問わず)

既存の制度では社会参加が困難な人などへの社会とのつながりを回復する「参加支援」に取り組む。

### 地域づくり(地域中心)

地域での福祉課題の解決の取組を支援・充実し、「地域づくり」を推進する。

# 1 本市における包括的支援体制について～国と本市の取組～

	国の取組	本市の対応・取組
平成28年	平成28年6月 「ニッポン一億総活躍プラン」(閣議決定) ・地域共生社会の実現が盛り込まれる。	【これまで取組んできたこと】 個別分野ごとに体制を強化 ○平成18年 地域包括支援センター(現在29か所)の設置 ○平成24年 基幹相談支援センター(中央区)の設置 ○平成26年 障害者相談支援キーステーション(緑区、南区)の設置 ○平成29年 コミュニティソーシャルワーカーの配置(22地区)
平成30年	<b>平成29年5月 社会福祉法改正(平成30年4月施行)(厚労省)</b> ・包括的な支援体制の整備が位置付け(多機関が協働し課題解決ができる相談支援体制、地域社会の主体的な課題解決力の強化) ・地域福祉計画に福祉の各分野における共通事項を定める旨が規定	
令和2年		令和2年3月 地域福祉計画の重点的な取組に包括的な支援体制の整備を位置付け  <b>令和2年4月 地域包括ケア推進部の設置</b> ・包括的支援体制の構築に向けて、高齢・障害・地域福祉の所管をひとつの部に

体制整備を段階的に推進(具体化)

# 1 本市における包括的支援体制について～国と本市の取組～

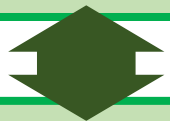
	国の取組	体制整備を段階的に推進(具体化)	本市の対応・取組
令和3年	<p><b>令和2年6月 社会福祉法改正</b> (令和3年4月施行)(厚労省)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・包括的支援体制を実現するための手法として重層的支援体制整備事業が創設</li> <li>・多様な関係者との連携を意識する必要性を規定</li> </ul> <p>令和3年3月～重層的支援体整備事業と各分野との連携通知を発出 (ひきこもり支援、自殺対策、教育施策、地方創生などとの連携の通知が関係省庁の連名で市所管局部長あてに)</p>	体制整備を段階的に推進(具体化)	<p>令和3年3月 第8期高齢者保健福祉計画、さがみはら障害者プラン(改訂版)に包括的支援体制の整備を位置付け</p>
	<p>令和3年12月 孤独孤立対策の重点計画策定(内閣府)</p> <p>(コロナ禍において社会に内在していた孤独・孤立の問題が顕在化・深刻化)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画の中でアウトリーチ型支援の推進、官・民・NPO等の連携が位置付け</li> </ul>		<p><b>令和3年度～地域包括ケア推進部でワーキンググループを設置</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本市に相応しい包括的な支援体制の検討</li> </ul>
			<p>令和4年3月 総合計画推進プログラムの政策的基幹事業に包括的な支援体制の整備を位置付け</p>
令和4年			<p>令和4年度 地域づくりのモデル事業を開始(社会福祉協議会への委託)</p>

# 1(1) 相談支援

## ア 本市における相談支援体制の目指す姿(イメージ) 緑の部分

(1) 市圏域

重層的支援会議(課題の解きほぐしやスーパーバイズ、役割分担)  
区ごとの多機関連携の支援(連絡調整・情報共有)



地域で解決できない課題を  
**各区圏域**で、世代や属性に関わらず  
包括的に受け止め「相談支援」する体制

中央 緑 南

【福祉保健事務所体制】区ごとの相談支援・連携の強化  
**ワンストップ機能** 可能な限り各分野の機能を連携から統合へ  
生活困窮・生活保護、高齢・障害、こども・子育て、成人保健、国保・年金  
**アウトリーチ(訪問支援)機能**  
自立支援相談窓口を中心に課題の早期発見、伴走(継続的)支援

**区ごとの多機関連携機能**  
・区役所、市社会福祉協議会、地域包括支援センター、地域子育て支援拠点 等  
・**障害者相談支援キーステーション(現在、中央区未設置)**

社会とのつながりをつくる参加支援

区圏域(3)

住民に身近な圏域(22)

住民が主体的に地域課題を把握し、解決を試みる **地域づくり**  
住民、自治会、地区社協、ボランティア、老人クラブ、PTA、民生委員・児童員、CSW・・・

# 本市における相談支援体制の目指す姿(イメージ)

## ～今後の取組～

### < 包括的支援体制検討の視点 >

- ・ コロナ禍による生活様式の変化、孤立化等による新たな課題の顕在化
- ・ 圏域(市全体・区ごと等)に対応した相談支援体制の強化

### 【施策の方向性】

#### ワンストップ機能の構築

庁内連携・情報共有体制の強化  
福祉の相談窓口を可能な限り近接に集約

#### アウトリーチ(訪問支援)の推進

自立支援相談窓口の強化  
業務効率化によるアウトリーチ業務拡充  
早期発見・伴走支援意識醸成

#### 区ごとの多機関連携機能の強化

障害者相談支援センターの全区設置(中央区未完)  
分野を超えた連携強化

### 【事業内容】

R4  
相談支援包括化推進員の  
配置

R5  
自立支援相談窓口の強化

R5  
業務委託  
による支援  
要員の創出

DX推進等による  
効率化  
R6～

R5  
障害者相談支援センターの  
中央区への設置

R5  
重層的支援会議・多機関  
連携組織の設置検討

# 1(1)イ 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組(案) 相談支援包括化推進員の配置

## 包括的相談支援事業(社会福祉法第106条の4第2項第1号)

- ・属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める
- ・支援機関のネットワークで対応する
- ・複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ

## 本市の対応

- R2 組織再編(高齢・障害・地域福祉分野を統合、地域包括ケア推進部の設置)  
福祉分野での連携とその共通認識を推進、今後は福祉分野以外とも連携の強化等が必要
- R4 地域共生社会の推進に向けた共通認識を図り、横断的な連携や情報共有のため、全庁的に**相談支援包括化推進員**( )を配置  
世帯全体の複合化する課題の解決に向け、包括的に相談支援することを推進する職員。

全庁的な職員の意識共有を図り、相談につながっていない人や世帯の課題を分野横断的に受け止め、複合化、複雑化する前に早期対応を行う。  
福祉保健分野内では、連携を更に強化

各所属職員  
の対応

意識や情報を共有する組織の範囲を明確化  
その上で、多機関が連携して支援を進める。 R5多機関連携支援、重層的支援会議を検討  
(多機関連携支援の調整は当面、地域包括ケア推進課が行う。)

組織的な対応

### 【推進員の役割】

福祉分野以外の部署の職員(相談支援包括化推進員)への研修、他部署の事業内容の情報共有(相互理解)  
自所属で受けた相談者について、他部署で支援できる課題に**気づく**。関連する部署へ**つなぐ**。  
(課題が深刻化、複雑化する前に発見、対応が可能。支援につながりにくい方へのアプローチが可能。)

# 相談支援包括化推進員の配置

## 全職員を対象とする課・機関(健康福祉局及びこども・若者未来局の福祉相談窓口等を担う部署)

### 【健康福祉局】

- ・地域包括ケア推進課 ・在宅医療・介護連携支援センター ・精神保健福祉センター
- ・緑高齢・障害者相談課 ・中央高齢・障害者相談課 ・南高齢・障害者相談課 ・津久井高齢・障害者相談課
- ・城山福祉相談センター ・相模湖福祉相談センター ・藤野福祉相談センター ・緑生活支援課
- ・中央生活支援課 ・南生活支援課 ・緑保健センター ・中央保健センター ・南保健センター

### 【こども・若者未来局】

- ・緑子育て支援センター ・中央子育て支援センター ・南子育て支援センター

## 1名を選任する課・機関(包括的支援に向けた情報共有を図ることが有益な市民対応等を担う部署)

### 【総務局】

- ・人材育成課

### 【財政局】

- ・税制・債権対策課 ・納税課 ・市民税課 ・資産税課 ・緑市税事務所 ・南市税事務所

### 【市民局】

- ・区政推進課 ・市民協働推進課 ・人権・男女共同参画課 ・交通・地域安全課 ・消費生活相談センター
- ・国際課

### 【健康福祉局】

- ・健康福祉総務室 ・高齢・障害者福祉課 ・高齢・障害者支援課 ・精神保健福祉課 ・介護保険課
- ・生活福祉課 ・国保年金課 ・地域保健課 ・疾病対策課 ・感染症対策課 ・健康増進課 ・生活衛生課

### 【こども・若者未来局】

- ・こども・若者政策課 ・こども家庭課 ・こども・若者支援課 ・保育課 ・子育て給付課 ・児童相談所総務課
- ・児童相談所相談支援課 ・陽光園

### 【環境経済局】・産業・雇用対策課 ・資源循環推進課

### 【都市建設局】・建築・住まい政策課 ・市営住宅課 ・下水道料金課

### 【緑区役所】・区民課 【中央区役所】・区民課 【南区役所】・区民課

### 【教育委員会】・学務課 ・学校教育課 ・青少年相談センター

### 【消防局】・消防総務課

## 相談支援包括化推進員の配置～今後の取組～

令和4年11月 相談支援包括化推進員の配置(要綱設置)

横断的な連携・情報共有

- 11月～
- 包括的支援に関する研修の実施
    - ・包括的支援の必要性
    - ・具体的な事例
    - ・他課・機関の事業内容の共有(相互理解) 等
  - 情報共有を行う仕組みづくり(ポータルサイトの活用)
  - 事例検討による連携方法の研究
  - 多機関連携の試行実施



# 自立支援相談窓口の強化

複雑化・複合化する課題を抱える方が「制度の狭間」に陥らないよう、できる限り幅広く対応する。

## ○自立支援相談窓口を強化し、区内の連携体制を構築

相談者の状況

相談件数	
R元年度	618件
R2年度	5,628件
R3年度	5,643件

顕在化

【従来】

- ・生活保護に至らない方
- ・ホームレス など

【近年】(上記に加え)

- ・非正規労働者
- ・フリーランス
- ・個人事業主
- ・外国籍の方 など

【従来～近年】

- ・ひきこもり状態にある方
- ・孤独・孤立している方

見えにくい

相談窓口の強化

R6～

### 窓口相談員の増員

従来の相談者、近年顕在化してきた方の相談・支援に対応

R6～

### 正規職員の配置

複合的な課題を抱える方の支援を関係各課等が連携し対応するためのコーディネート機能を強化

連携

障害者  
高齢者  
子ども  
等の  
担当課

関係機関

R5

### アウトリーチ支援員配置継続

アウトリーチを継続し、課題が見えにくい方を早期支援に繋げる

# 自立支援相談窓口の強化

## ○自立支援相談窓口の実施体制 令和4年度、令和5年度予定

緑区自立支援相談窓口	
相談員	相談員
アウトリーチ支援員	アウトリーチ支援員

中央区自立支援相談窓口	
相談員	相談員
アウトリーチ支援員	アウトリーチ支援員

南区自立支援相談窓口	
相談員	相談員
アウトリーチ支援員	アウトリーチ支援員

## 令和6年度予定

緑区自立支援相談窓口		
	正規職員	
相談員	相談員	相談員
アウトリーチ支援員		アウトリーチ支援員

中央区自立支援相談窓口		
	正規職員	
相談員	相談員	相談員
アウトリーチ支援員		アウトリーチ支援員

南区自立支援相談窓口		
	正規職員	
相談員	相談員	相談員
アウトリーチ支援員		アウトリーチ支援員

- ・自立支援相談窓口の相談員：**窓口**における相談業務、支援プランの作成
- ・アウトリーチ支援員：**アウトリーチ**による生活困窮者自立支援事業や関係機関への繋ぎ

# 自立支援相談窓口の強化

## 相談窓口の強化

### R 5 年度の実施内容

#### アウトリーチ支援員（6名）の配置継続

【課題】国庫補助率の変更10/10 3/4 一般財源の増加（R5～）

配置経費見積額（6名分）

歳出：16,936,783円 歳入：12,702,587円 一財：4,234,196円

【財源確保の考え方】早期支援で生活保護費を抑制

生活困窮者自立支援事業の効果

住居確保給付金 3人家族10世帯に1年間給付した場合 一財：1,590,000円

生活保護を利用 " 一財：5,847,900円

生活困窮者事業に繋ぐことで生活保護費を抑制 一財の差額：4,257,900円

住居確保給付金支給決定とその後の状況  
R2年度 1,186件 至生保申請 57件  
R3年度 405件 " 28件

### R 6 年度に向けて調整

#### 正規職員主体の相談体制へ移行するための人員配置を実施

常駐の正規職員が未配置の状況から各区正規職員1～2名配置（生活保護相談班所属など）

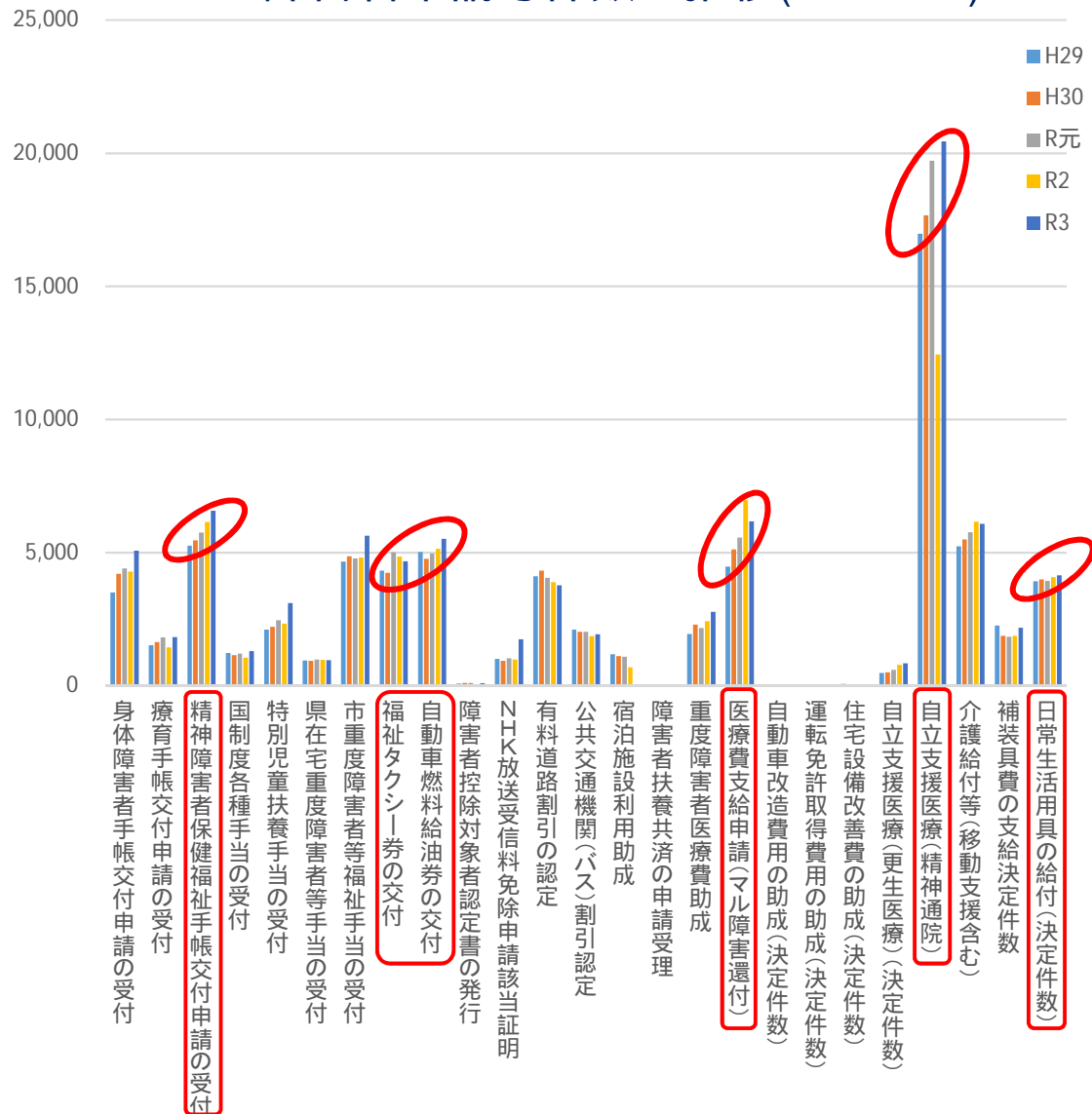
#### 更なる支援体制の充実に向けた窓口相談員の増員（各区2名 3名）

増員3人分配置経費見積額 財源確保の考え方はアウトリーチ支援員と同様

歳出：9,622,491円 歳入：7,189,398円 一財：2,396,466円

# 障害者相談業務の一部委託化によるアウトリーチ要員の創出

障害者申請等件数の推移(H29～R3)



- ・障害者関係業務の申請受付数は増加傾向特に精神保健福祉の分野において増加が著しい
- ・全体として毎年約3,000件程度の増加が見込まれており、職員約0.3人分の業務量増加がある
- ・相談は、一度話を聞いて終結ではなく、その後も継続的に支援するアウトリーチ(訪問支援)が重要
- ・各区の高齢・障害者相談課/相談センター職員はこうした申請処理の対応に追われており、アウトリーチ業務に取り組む時間が不足している
- ・申請件数5,000件超を目安に、業務フローが類似する5項目を委託対象として検討

# 障害者相談業務の一部委託化によるアウトリーチ要員の創出

## 【課題】

障害者窓口の利便性向上  
 (待ち時間解消/申請手続等の負担軽減)  
 障害者数/申請処理が増加しており、  
 職員が十分なケースワークに取り組めない

## 【取組の方向性】

業務委託やDX推進による便利な窓口/業務効率化  
 「待ち」の相談体制からアウトリーチ型相談支援へ  
 ○R5は中央で試行、R6は緑、南へ

## 【取組内容】

### 第一段階: 業務委託 (R5 予算額: 27,700 千円)

・郵送申請の導入・申請処理の外部委託

### 第二段階: 相談窓口 DX の推進 (検討中・仕様未定)

・障害福祉のサービス案内等に関するアプリ導入  
 ・電子申請導入によるスマホ/タブレットからの申請

### 第三段階: コールセンター機能の導入 (検討中・仕様未定)

・一次問合せに係る受電対応の外部委託

## 【期待される効果】

・障害者福祉に従事する職員の半分の時間をアウトリーチ型支援に  
 ・専門職による相談支援の充実・向上  
 ・時間外勤務時間数の削減  
 ・DX推進等による障害者福祉事務に従事する職員数の削減

	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
実施スケジュール (案)	業務委託		業務委託追加	窓口相談DX	コールセンター		
				基幹システム標準化			
行政改革	時間外勤務削減			DX推進等により職員数減に取り組む			

## (1) 業務効率化(時間・人工)

委託効果(全市で委託)	
業務名	効率化(h)
1 自立支援医療(精神通院医療)更新	6,338
2 精神保健福祉手帳交付	1,806
3 医療費支給申請(マル障還付)	2,033
4 日常生活用具(ストマ等)支給申請	1,065
5 タクシー/燃料券支給カウンター業務	805
<b>計</b>	<b>12,047</b>

3について、緑・南区は各区民課も実施

上記区民課分を除き、委託により効率化される人工は  
**約5.4人**

## (2) アウトリーチ転換人工

委託範囲を全市に展開した場合のアウトリーチ業務への転換可能人工

R5	R6	R7	R8	R9	R10
5.4	5.1	4.8	4.5	4.2	3.9
(中央のみ) 2.4					

申請件数増により、毎年度約+0.3人分の業務増があるため、委託費が一定の場合効果が逡減する(アウトリーチ職員が従来業務に回帰)

受電/待ちの相談から訪問支援、重篤ケースへの早期対応、関係機関(地域包括センター、キー・ステーション等)との連携など、アウトリーチ型業務に転換

### (3) 業務効率化(人件費換算)

前頁で示した効率化できる時間数の人件費換算及び時間外勤務削減効果の金額換算結果は以下の通り。

委託効果(全市で委託)	
業務名	人件費(円)
1 自立支援医療(精神通院医療)更新	21,398,241
2 精神保健福祉手帳交付	6,096,718
3 医療費支給申請(マル障還付)	6,863,492
4 日常生活用具(ストマ等)支給申請	3,595,046
5 タクシー/燃料券支給カウンター業務	3,380,463
時間外勤務15%削減	10,914,819
<b>計</b>	<b>52,248,780</b>

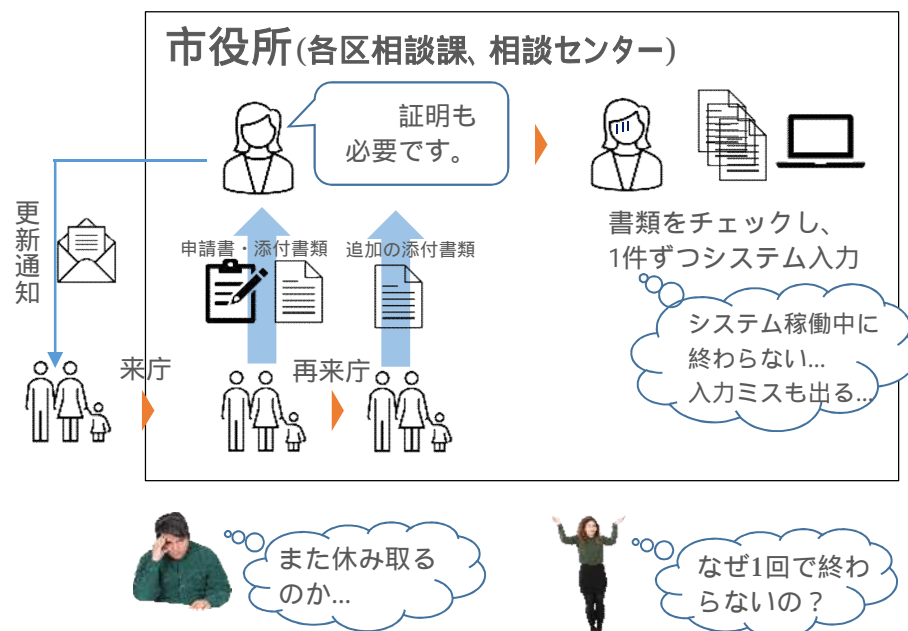
時間外勤務削減: R3相談課・センター-時間外勤務時間数17,243時間の約15%(2,586時間)の削減を見込む

# (参考) 窓口における申請手続等のDX推進のイメージ

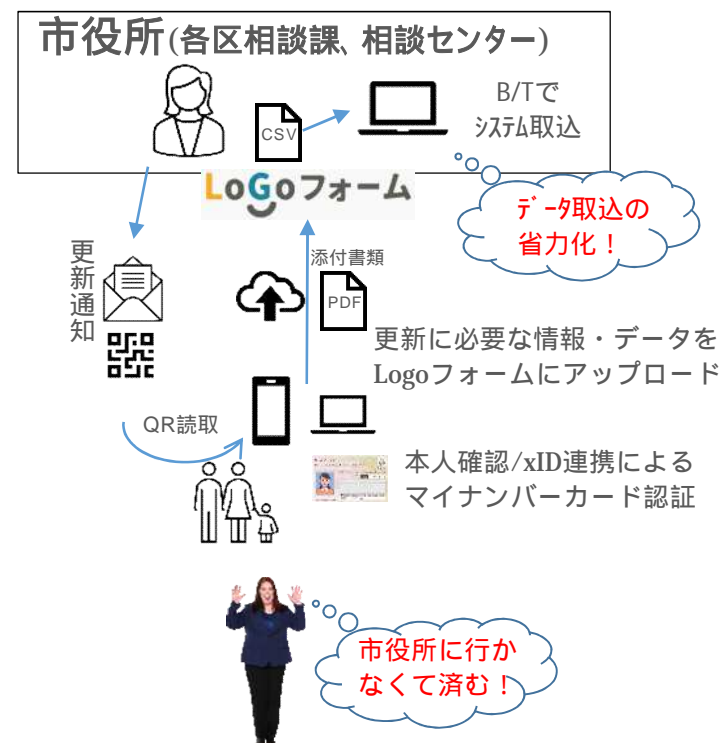
## < 障害児通所サービス手続の例 >

- ・ 障害児通所サービスの更新手続は保護者が来庁し、申請書や添付書類を窓口へ提出
- ・ 証明等の添付漏れにより、1度で完結しないことが多い
- ・ 申請に必要な内容をデバイスによる入力・送信とし、添付書類はPDFや画像データで提出でき、添付漏れも防げる電子申請モデルを検討する

### 【現在】



### 【DX化】



### 実施に向けた課題

- ・ データ取込に要するシステム修正
- ・ 添付書類電子化の可否
- ・ 本人確認/認証手続の検討
- 等



## (参考) コールセンターによる業務効率化のイメージ

- ・ 相談課/センターには多くの電話による問い合わせが寄せられている。
- ・ 障害者手帳の申請や障害者サービス/制度に関する問い合わせ等、軽易なものも多い
- ・ 受電による問い合わせ内容をマニュアル化し、コールセンターに委託することで職員のアウトリーチ業務時間を創出する  
受電内容がケースワーク業務に係るものについては、引き続き職員が対応を行う
- ・ 合わせて、問い合わせ内容のデータベース化及び傾向分析を行い、市ホームページの内容や福祉の手引き等の情報コンテンツがニーズに沿っているかを踏まえた更新を行う



# 中央障害者相談支援キーステーションの設置

## 相談支援体制の現状・課題

### 基幹相談支援センター

#### 【重要な役割】

- ・市内唯一の相談支援の中核的な機関として、市域の相談支援体制を強化  
相談支援事業所に対する専門的な指導 / 研修実施による相談支援専門員の人材育成 等  
センターの機能強化等が盛り込まれた法改正 (R6.4) が予定  
**更なる体制強化が必要!**

#### 【運営上の課題】

- ・障害者の増加(相談件数：平成29年度6,494件 令和3年度10,420件)  
相談対応に追われ**【重要な役割】を果たせていない / 中央区の相談支援体制が不十分**

市域

人材育成 等

連携

連携

**緑** 緑障害者相談支援  
キーステーション  
(医ケアコーディネーター配置)

**南** 南障害者相談支援  
キーステーション  
(医ケアコーディネーター配置)

**中央**

- ・中央区はキーステーション未設置  
基幹相談支援センターが同機能を担っているが、**中央区内のアウトリーチ支援、他機関連携の実施が不十分**  
また、利用者(障害者)の**利便性が悪い**

区域

#### 【重要な役割】

- ・身近な区域のワンストップ窓口として、**様々なニーズに応じた相談に対応**
- ・行政機関や民間事業所と**連携した相談支援**
- ・ひきこもりの障害者や8050問題を抱えた家庭への**アウトリーチ支援**

相談支援事業所  
(相談支援専門員)

高齢・障害者相談課  
包括支援センター 等

8050問題を抱えた家庭等

# 中央障害者相談支援キーステーションの設置

## 課題解決に向けた検討

### 【職員追加配置の検討】

#### 案1 基幹相談支援センター職員の追加配置

- × センターへの職員の追加配置が可能であれば、工事費等の費用はかからないが、事務室にスペースのゆとりがないため、追加の人員配置が困難（同建物内の他の部屋も活用不可）
- × キーステーションは「身近な区域のワンストップ窓口」としての役割を有しているが、高齢・障害者相談課と離れた位置にあるため、連携の課題が解消しない / 障害者の利便性が向上しない

#### 案2 中央障害者相談支援キーステーションを新たに設置し相談員等の職員を配置

- キーステーションが3区に設置されることにより、区ごとの多機関連携が促進  
高齢・障害者相談課の近接地に設置することにより、連携促進 / 障害者の利便性向上
- × 新たに整備することになるため、場所によっては工事費等の整備費用がかかる



### 案2を採用し、設置場所を検討

(他のキーステーションと同様、医療的ケア児等コーディネーターの配置も検討)

### 【設置場所の検討】

- ・ **選定条件** 中央高齢・障害者相談課等に近接した場所であること  
市民に分かりやすくアクセスしやすい場所であること  
障害者の文化活動の拠点であり、ウェルネスさがみはらに近接する

**けやき体育館内(けやきカフェ運営箇所)** で検討

指定管理者と調整中

# 中央障害者相談支援キーステーションの設置

## 必要予算

- 経常的経費40,780千円、初年度のみ経費5,000千円
- 障害者相談支援キーステーションの運営及び医療的ケア児等コーディネーターの配置は、国の地域生活支援事業等補助金(国1/2、県1/4)の対象事業である。

当該補助金の補助金額は、国庫の予算の範囲内で決定された金額とされており、現状、市全体の補助金対象事業の総事業費に対して満額の補助が出ていない状況であるため、当該事業費は一般財源で見込む。

### (経常的な経費に係る予算(A)) (円)

項目	予算
人件費(キーステーション)	32,000,000
人件費(医ケアコーディネーター)	4,000,000
小計	36,000,000
事務費(キーステーション)	4,180,000
事務費(医ケアコーディネーター)	600,000
小計	4,780,000
合計	40,780,000

### (初年度経費に係る予算(B)) (円)

項目	予算
工事費(キーステーション)	2,000,000
小計	2,000,000
備品等(キーステーション)	3,000,000
小計	3,000,000
合計	5,000,000

### (令和5年度必要経費) (円)

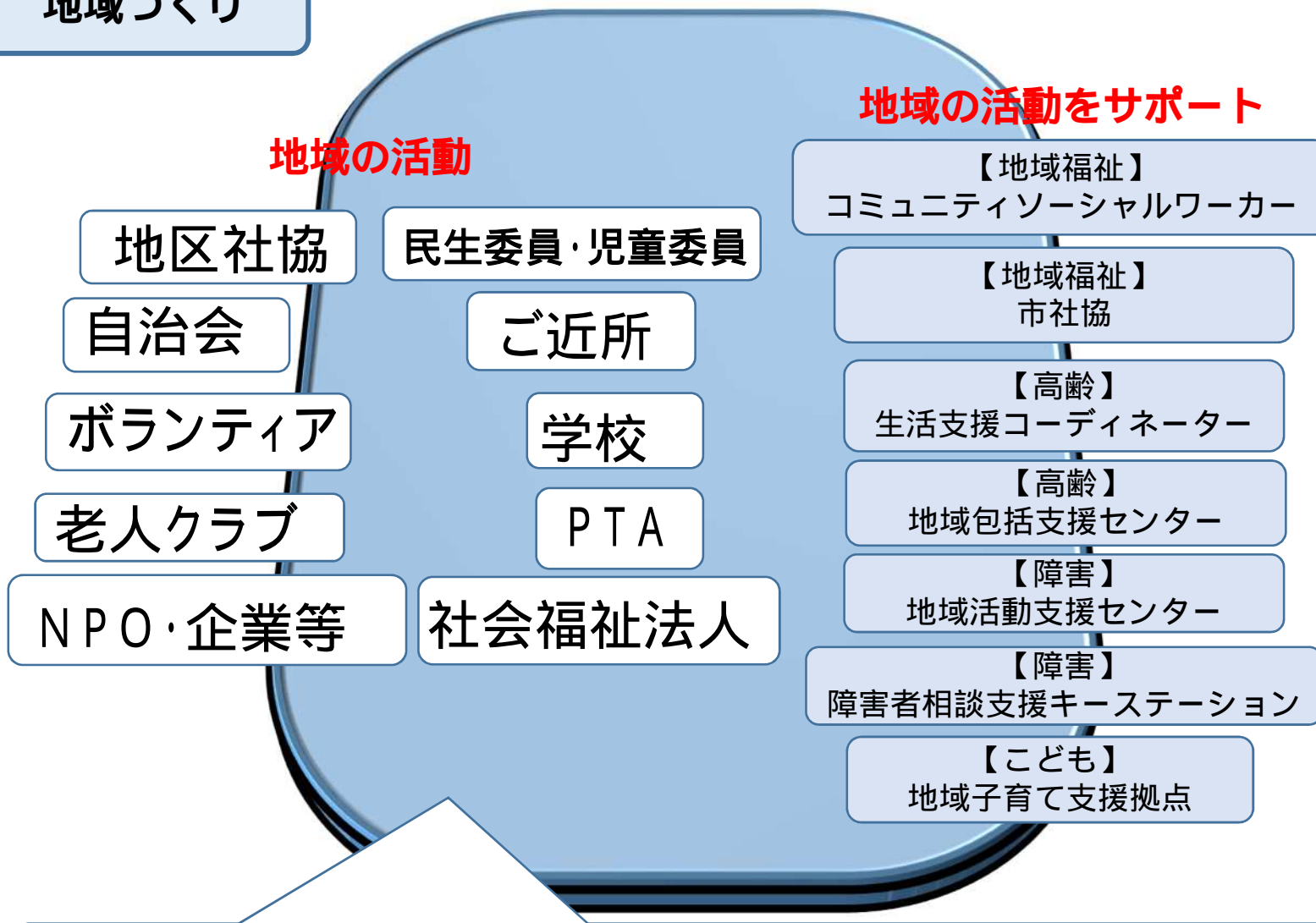
項目	予算
(A) × 6か月 / 12か月	20,390,000
(B)	5,000,000
小計	25,390,000

キーステーションの事務室設置工事期間や受託者との調整期間を踏まえ、令和5年度については、令和5年10月～の委託開始を想定しているため、経常的な経費である人件費と事務費を6か月分として見込んでいる



# 1(2)地域づくりについて

## 地域づくり



### 地域づくりのプラットフォーム

地域内のそれぞれの取組、団体等の情報の共有を図り、連携・交流促進して取組を進める土台をつくる。(情報共有の仕組みづくり 例:オンラインによる地域資源情報等の共有)

## 1(2)地域づくりについて

### 地域づくり事業(社会福祉法第106条の4第2項第3号)

- ・世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する
- ・交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする
- ・地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図る

### 本市の対応

- R4市社協に地域づくりのモデル事業を委託し、  
地域における各分野の取組を整理(モデルで3地区を選定)  
地域づくりのプラットフォーム( )を検討

地域内のそれぞれの取組、団体等の情報の共有を図り、連携・交流促進して取組を進める土台をつくる。

- R5は、市社協への業務委託を継続(案)し、検討を全地区へ広げる。  
(予算 10,000千円(R4と同))

# 1(3) 参加支援について

## 参加支援

### 既存の取組

いきいき百歳体操  
などの通いの場

認知症カフェ

地区社協サロン

シルバー人材  
センター

老人クラブ

障害分野の福祉的  
就労支援

生活困窮分野にお  
ける就労準備支援

など

- ・ 既存の各制度の支援では把握できない利用者のニーズや課題など丁寧に把握
- ・ 既存の社会資源の拡充や新たな社会資源などをコーディネート
- ・ 本人と支援メニューとのマッチング

例) 障害分野や生活困窮分野の就労支援事業等に、本来の対象者ではない若年性認知症・がん患者・  
難病患者などを受け入れ支援する取組(福祉的就労、地域活動へのつなぎ)

例) 片麻痺のある方の料理教室の開催～参加するための支援が必要な方への取組～

### これからの取組

## 1(3) 参加支援について

### 参加支援事業(社会福祉法第106条の4第2項第2号)

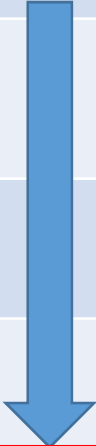
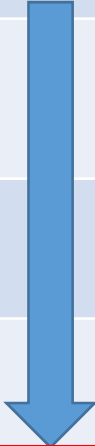
- ・ 社会とのつながりをつくるための支援を行う
- ・ 利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる
- ・ 本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う

### 本市の対応

- R6からの福祉分野就労的活動支援コーディネーターの配置を検討
  - ・ 就労のみではなく、地域活動へのつなぎを含め、それぞれの対象者に合わせた活動のコーディネートを行う(市就職支援センターとの連携を検討)



## 2 包括的支援体制の整備に向けた予定

時期	相談支援	地域づくり	参加支援
R4.4	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談支援体制の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域資源(地域活動含む)の把握、整理</li> <li>地域づくりのプラットフォームのモデル検討</li> <li>地域福祉ネットワークの推進</li> <li>地域活動の担い手に対する研修(地区社協、社会福祉法人、地域福祉ネットワーク)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉分野就労的活動支援コーディネーターの配置の検討</li> <li>その他参加支援の検討</li> </ul>
9~10	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談支援包括化推進員の配置、自立支援相談窓口の強化の検討</li> <li>関係課長打ち合わせ会議</li> <li>庁議</li> </ul>		
11	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>相談支援包括化推進員の配置(要綱設置)</u></li> <li>推進員に対する研修の実施</li> </ul>		
11~	<ul style="list-style-type: none"> <li>多機関連携(重層的支援会議等)の試行実施(継続的な検討)</li> </ul>		
R5.4~	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>自立支援相談窓口の体制維持</u></li> <li>多機関連携支援班の設置に向けた調整</li> <li>重層的支援体制整備事業の活用(重層的支援体制整備計画の策定)</li> <li><u>障害者相談課業務の一部委託化</u></li> <li><u>中央障害者相談支援キーテーションの設置</u></li> </ul>		
R6.4~	<b>重層的支援体制整備事業の本格実施</b>		

### 3 令和5年度新規取組に係る経費見込(一般財源ベース)

単位:千円  
( )は総事業費

取組	令和5年度	令和6年度	令和7年度
相談支援包括化推進委員の配置(研修費等) 配置はR4中	100 (100)	100 (100)	100 (100)
自立支援相談窓口の強化	4,234 (16,937)	6,631 (26,559)	6,631 (26,559)
障害者相談業務の一部委託化	27,700 (27,700)	43,500 (43,500)	43,500 (43,500)
中央障害者相談支援キーステーションの設置	25,390 (25,390)	40,780 (40,780)	40,780 (40,780)
地域づくりモデル事業	10,000 (10,000)	0	0
<b>合計</b>	<b>67,424 (80,127)</b>	<b>91,011 (110,939)</b>	<b>91,011 (110,939)</b>

○行財政構造改革プランを踏まえ、業務の効率化とともに扶助費をはじめとした社会保障施策等の見直しに継続して取り組む

○令和6年以降の人員等については、業務効率化(委託化、DX化)に継続して取り組む

# 事案調書(決定会議)

審議日 令和4年11月14日

案件名	グリーンスローモビリティの実証運行について							
所管	都市建設	局区	まちづくり推進	部	交通政策	課	担当者	内線
事業効果 総合計画との関連	事業効果	高齢化や地域特有の地理条件などから、コミュニティ交通の導入には至らないものの、身近な移動に困難さを抱える地域が多い中、こうした移動に関する課題解決策のひとつとして、グリーンスローモビリティの実証運行を通じて、地域主体で導入可能な移動手段の確保を図るもの。						
	効果測定指標	(本格導入に向けた考え方) グリスロ利用者数、運行頻度等を踏まえ総合的に判断					施策番号	22
		R4	R5	R6				
	事業効果 年度目標		グリスロ利用者へのアンケート調査等により把握					

審議事項 <b>庁議で決定したいこと及び想定(希望)している結論</b>	若葉台地区及び新磯地区におけるグリーンスローモビリティの実証運行について
決定会議 審議結果 (政策課記入)	○原案のとおり上部会議へ付議する。 ただし、スケジュールについては別途調整すること。

## 事案概要

本市では交通不便地域(鉄道駅1km、バス停300m)解消のため、民間バス路線への公費負担や、コミュニティ交通の導入を進めてきた。  
その結果、90%以上の人口を公共交通網によりカバーしているが、高齢化や地域特有の地理条件などから、身近な移動に困難さを抱える地域は依然として多い。  
こうした移動に関する課題解決策のひとつとして、地域主体でのグリーンスローモビリティの実証運行を通じて、本市における活用可能性を検討するもの。

## 事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工

○事業スケジュール		R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
実施内容	若葉台	環境省モデル地区選定 → 住民アンケート・交通事業者調整 → 運行計画案作成 → テスト運行(環境省と要調整)	実証運行(2カ月程度) → 効果検証 → 実証運行(2カ月程度)	再度実証運行または本格運行				
	新磯		アンケート・交通事業者調整 → 運行計画案作成 → 実証運行(2カ月程度) → 効果検証 → 実証運行(2カ月程度)	再度実証運行または本格運行				
		法定協議会への報	庁議 → 手引作成	他地域への展開				
		環境省 令和4年度グリスロの導入に係る調査・普及促進事業						

○事業経費・財源

(千円)

項目	補助率/充当率	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
事業費(委託費)		0	27,005					
事業費(修繕費)		環境省事業のため市負担なし	1,000	本格導入時の経費については改めて庁議予定				
うち任意分								
特財								
国、県支出金								
地方債								
その他								
一般財源		0	28,005	0	0	0	0	0
うち任意分								
捻出する財源 2								
一般財源拠出見込額		0	28,005	0	0	0	0	0
元利償還金(交付税措置分を除く)								

捻出する財源概要 1. 既存の事業を縮小・廃止 2. 既存事業の終了 3. 単年度事業  
4. その他( )

○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入)

(人工)

項目		R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
実施に係る人工	A							
局内で捻出する人工	B							
必要な人工	C=A-B	0	0	0	0	0	0	0

局内で捻出する人工概要

SDGs 関連ゴールに (は3つまで)	1 貧困をなくそう	2 健全なエネルギー	3 健康と長寿を促す	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	8 働きがい、経済成長、雇用	9 産業とインフラの高度化、持続可能な消費
10 人や国ごとの格差をなくそう	11 持続可能な都市と地域づくり	12 持続可能な消費と生産	13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさも守ろう	16 平和と公正な社会を築こう	17 パートナーシップで目標を達成しよう		

日程等 調整事項	条例等の調整		なし	議会提案時期		報道への情報提供		資料提供	
		パブリックコメント		なし	時期		議会への情報提供		資料提供

事前調整、検討経過等

調整部局名等	調整内容・結果
政策課	実証運行、役割分担について(調整済み)
財政課	”(調整済み)
地域包括ケア推進課	”(調整済み)
緑区役所、城山まちセン	”(調整済み)
若葉台自治会、城山まちセン	”(調整中)
南区役所、南区まちセン	”(調整済み)
新磯自治会、新磯まちセン	”(調整中)

備考	

## 庁議におけるこれまでの議論

### 調整会議の 主な議論 (11/8)

#### 【運転手、利用の見込みについて】

地域で運転手を確保してもらうことは可能なのか。また、地域の利用は見込めるのか。  
地域主体で運行してもらうことが本事業のポイントであるが、若葉台・新磯地区との調整では、運転手の確保ができるものと考えている。利用については、若葉台地区には地域内に商店がないことがネックとなるが、その中でどれだけ利用を伸ばせるかも含めて検証したい。

#### 【安全性について】

地域での運行に関して、安全性の確保についてはどう考えているか。  
運行にあたっては、走行ルートの事前検討や運転者への講習等を通じて、安全性を確保したい。また、ボランティアによる運行としては松戸市が先進的に行っており、近日中に視察を行う予定であり、こうした先行事例も参考にしながら考えていきたい。

#### 【今後の地域選定について】

本事業が開始された場合、他地域からも導入要望が挙がるのが予想されるが、全市で導入可能とするのか。  
今後作成する導入の手引きの中で要件を整理していきたいと考えているが、グリス口は時速20キロ未満の低速での走行となることから、エリアが広く目的地も点在している中山間地域での導入は、難しいのではないかと考えている。

#### 【導入条件について】

地域で導入する際の条件として想定しているものはあるか。  
利用者数や一定の運行頻度等を設定することが考えられるが、実証運行を踏まえて検討していく。このほか、導入にあたっての運行ルートの考え方や運行継続条件等も手引きで整理したい。

#### 【運転手への謝礼について】

運転手への謝礼はあるのか。  
本事業は道路運送法上の許可・登録を要しない無償運行のため、運転手への謝礼はない。ただし、充電に係る電気料等の実費相当額であれば利用者から受け取ることは可能。

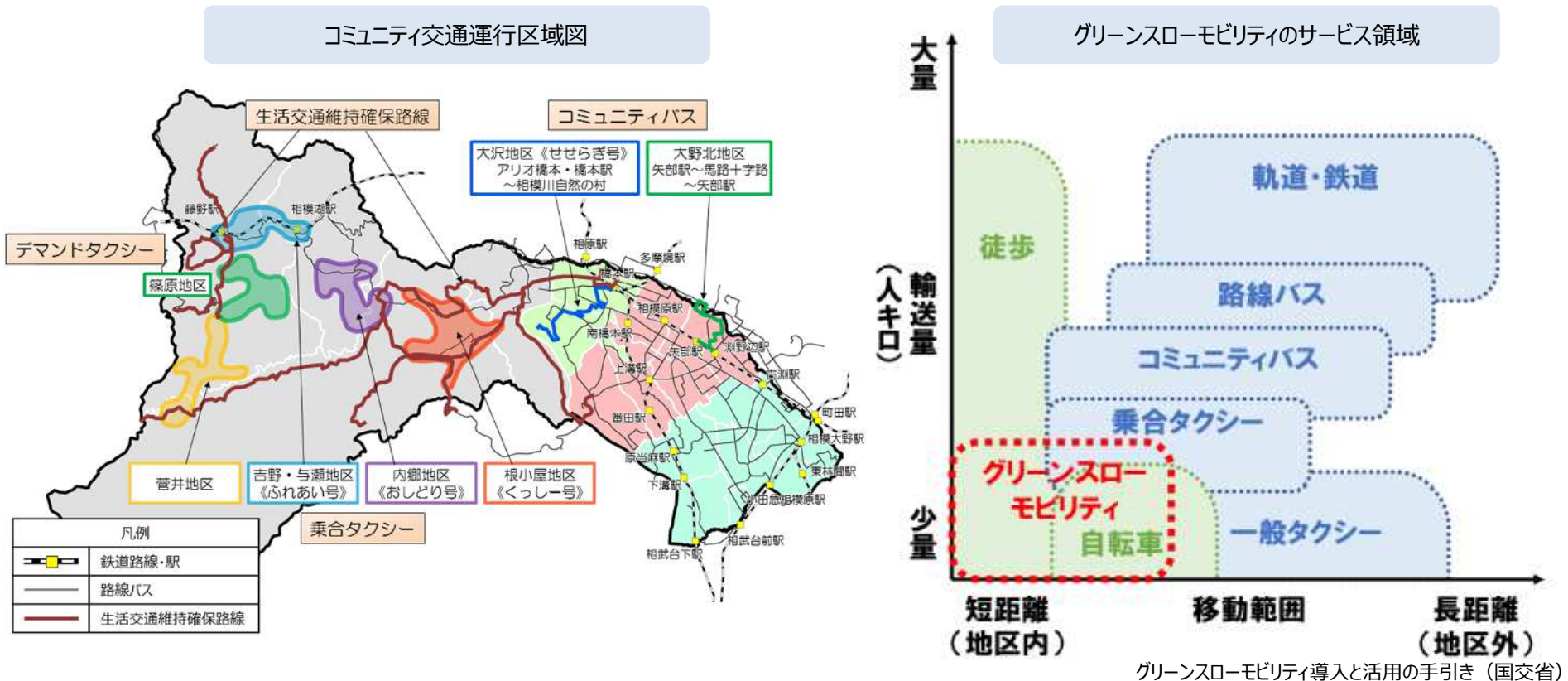
# グリーンスローモビリティの実証運行について

## 実証運行の趣旨

本市では交通不便地域（鉄道駅1km、バス停300m）の解消のため、民間バス路線への公費負担や、コミュニティ交通の導入を進めてきた。

その結果、90%以上の人口を公共交通網によりカバーしているが、高齢化や地域特有の地理条件などから、身近な移動に困難さを抱える地域は依然として多い。

こうした移動に関する課題解決策のひとつとして、地域主体でのグリーンスローモビリティの実証運行を通じて、本市における活用可能性を検討するもの。



## 関連計画との整合

本取組の位置付けについては、「総合計画推進プログラム」内、検討を進める事項として「地域の実情に応じた持続可能な移動手段の確保」の記載があるほか、「総合都市交通計画」においても、「小さな移動需要に対する地域主体の移動手段確保策の導入支援」を位置付けたところ。

### 総合計画推進プログラム（R4～R6）

#### 施策22 安心して移動できる地域交通の形成

取組の方向

##### 1 地域をつなぐ公共交通ネットワークの形成

効率的で利便性の高いバス路線網を構築するとともに、自動運転などの新技術による今後の新たな交通手段の動向を踏まえ、地域に応じた公共交通を導入することにより、地域をつなぐ公共交通ネットワークの形成を図ります。

#### 検討を進めている主な事項

##### ○ 地域の実情に応じた移動手段の確保に向けた取組

誰もが移動しやすい交通環境の実現のため、交通不便地域をはじめ、地域の実情に応じた持続可能な移動手段の確保について検討する。

### 総合都市交通計画（R4～R13）

#### 小さな交通の検討実施

##### 小さな移動需要に対する地域主体の移動手段確保策の導入支援

小さな移動需要や、様々な移動のニーズに対応するためには、地域の輸送資源を総動員する取組が有効となります。

既存の公共交通との競合に配慮しつつ、通院や買い物、私事活動などの日常行動を支えるため、ボランティアによる移動手段の確保や、福祉事業者等が保有する送迎車の空き時間を活用した取組など、新たなモビリティサービスの活用も含め、交通事業者以外の協力も得ながら、地域主体で検討する移動手段の確保策などの取組を支援します。

## グリーンスローモビリティとは

グリーンスローモビリティ（グリスロ）とは、時速20km未満で公道を走ることができる電動車を活用した小さな移動サービス。

環境への負荷が少なく、狭い路地も通行が可能なことから、高齢者の移動手段の確保や観光客の周遊に資する「新たなモビリティ」として期待されており、全国119市町において走行実績がある（R4.3末時点）。

軽自動車	小型自動車	普通自動車
 4人乗り	 5人乗り	 10人乗り
 4人乗り	 6人乗り	 11人乗り
 4人乗り	 7人乗り	 18人乗り

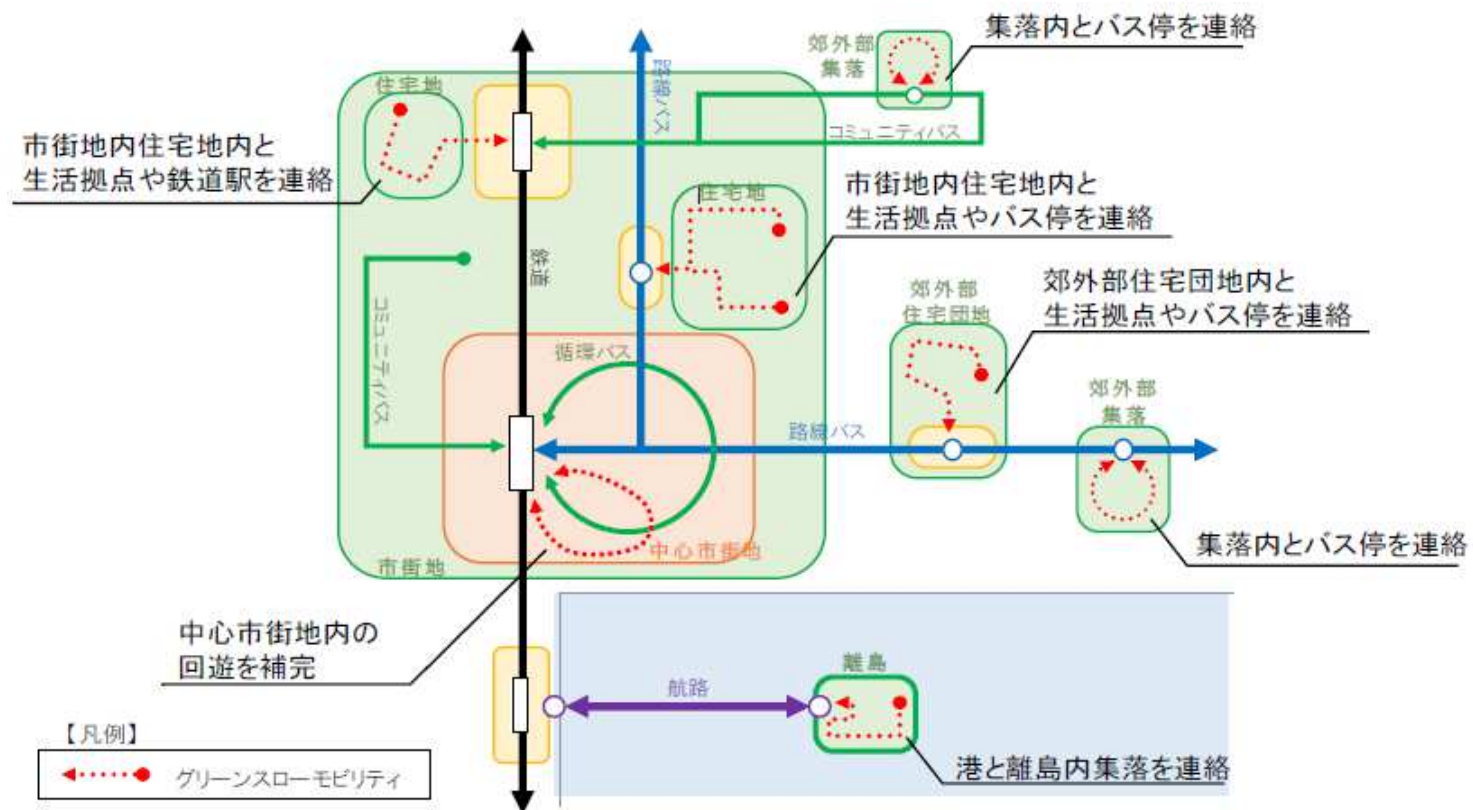
※11人乗り以上の車両の運転には、中型自動車免許が必要になります。



# グリーンスローモビリティとは

## 《国土交通省のグリーンスローモビリティの政策コンセプト》

1. 従来の公共交通ネットワークを補完する「低速の小さな移動サービス」
2. 運転手と乗客や乗客同士、乗客と歩行者などのコミュニケーションが弾む機能を持つ「乗って楽しい移動サービス」
3. 福祉面でのお出かけ支援、地域の賑わい創出、観光客の満足度向上、高齢者の見守り、地域防災・防犯のための絆の強化等の多様な副次的効果を持つ「コミュニケーション装置」



## 実証運行について

環境省の事業である「令和4年度グリス口の導入に係る調査・普及促進事業」の導入可能性検証地域として、**若葉台地区が全国9地域のうちのひとつに選定**された。

当該事業では調査によって得た知見を全国の自治体で活用するための事前調査の方策ガイドとしてとりまとめることを目的としているが、グリス口を活用した地域の移動手段確保の可能性を検証するため、若葉台地区のほか、新磯地区においても、**住民ニーズや有効性を検証した上で、令和5年度に実証運行を実施する。**

### 実証運行の想定案

車両	7人程度乗車の電動カート
運行形態	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域のボランティアドライバーによる、道路運送法上の許可・登録を要しない輸送（無償運行）</li><li>・住民アンケートの結果を踏まえ、運行内容は地域主体で検討（⇒<b>地域主体で地域の特性に応じた活用が可能</b>）</li></ul>
運行ルート	既存バス路線を考慮の上、住宅地内を周回し、バス停、商店、医療機関等に接続
実証運行に必要な経費	委託料 27,005千円（2地区分） <ul style="list-style-type: none"><li>・直接人件費（住民アンケート、運行計画作成、運行管理、効果検証、手引き作成等） 12,013千円</li><li>・車両レンタル（若葉台1台、新磯2台、各4カ月）、車両輸送費、保険料等 10,956千円</li><li>・直接経費（アンケート実施費、周知等） 4,036千円</li></ul> <p>このほか、電圧改良工事費（5箇所 計1,000千円）が別途必要</p>
国補助金	環境省等の活用可能な支援制度について検討中

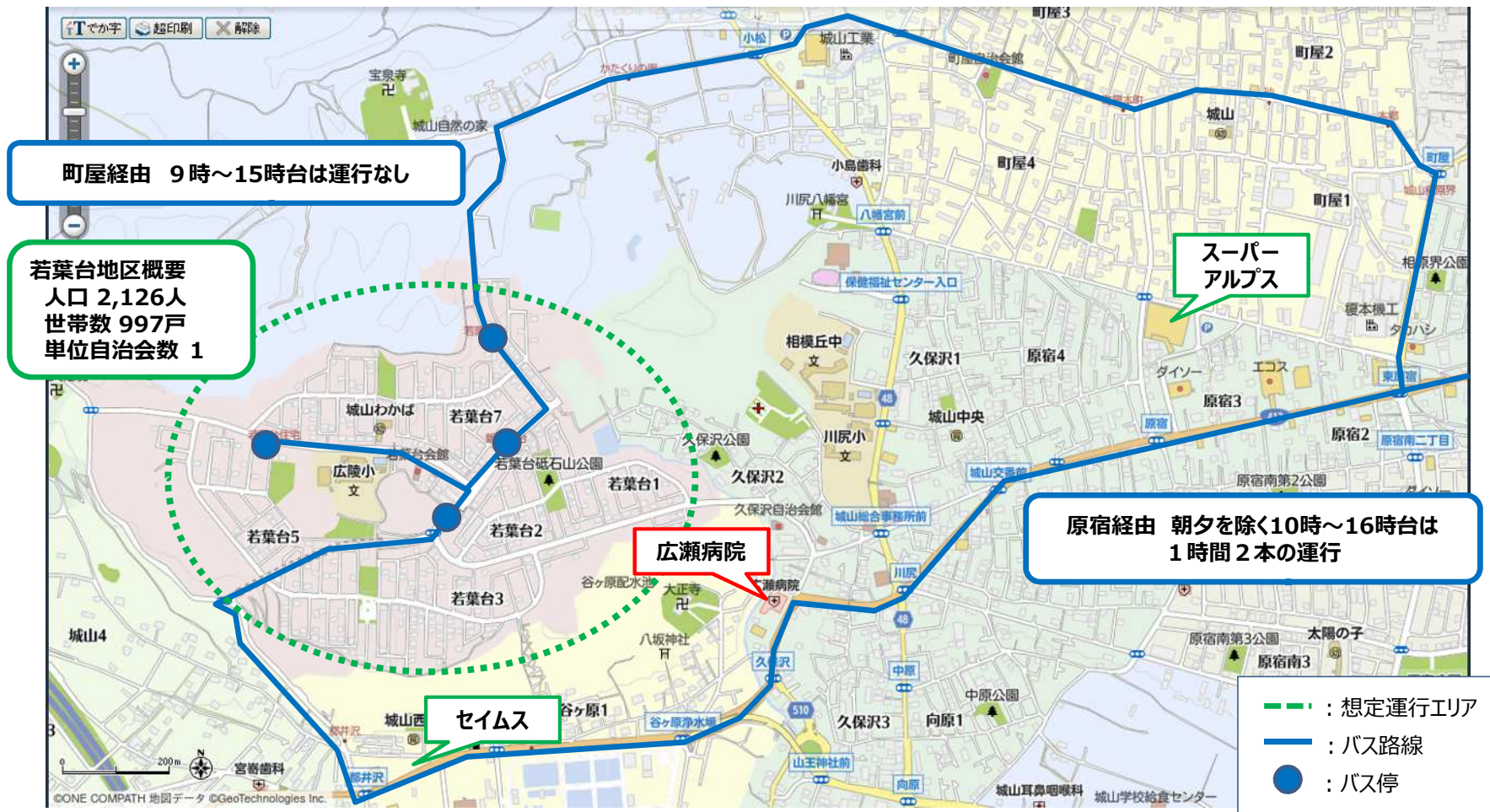
# 若葉台地区について

## ・地域主体での運行可能性の検証

自治会組織とは別に「若葉台住宅を考える会」が活動しており、最近では毎週水曜日の朝市の開催や、子育て世代向けのイベント等を企画している。

## ・自動運転等の実証実験フィールドとしての活用希望

コミュニティバスの導入や、高齢者の自宅からバス停までの移動に関する相談のほか、自動運転等の実証実験の場としての活用希望の声が寄せられている。



## 新磯地区について

### ・グリスロ導入による公共交通利用転換の検証

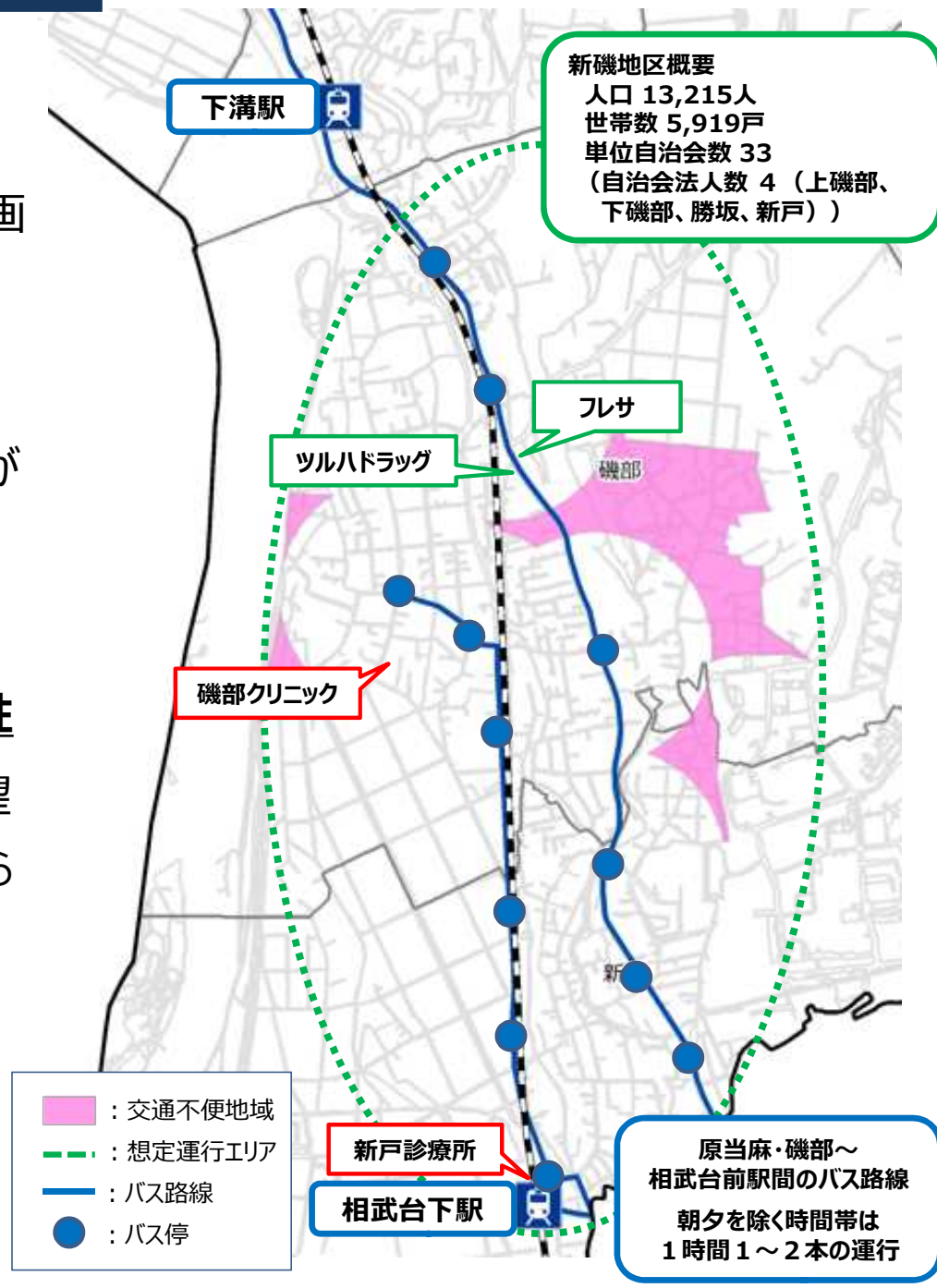
相模原都市計画区域内では自動車利用率が最も高い（新磯地区 71.5% 相模原都市計画区域平均 48.7%）。

### ・要支援認定者数の増加率が32.8%

高齢人口に占める要支援認定者数の増加率が32.8%と高い（2017年→2020年 第8期高齢者保健福祉計画）。

### ・既存の路線バスを補完する移動手段の必要性

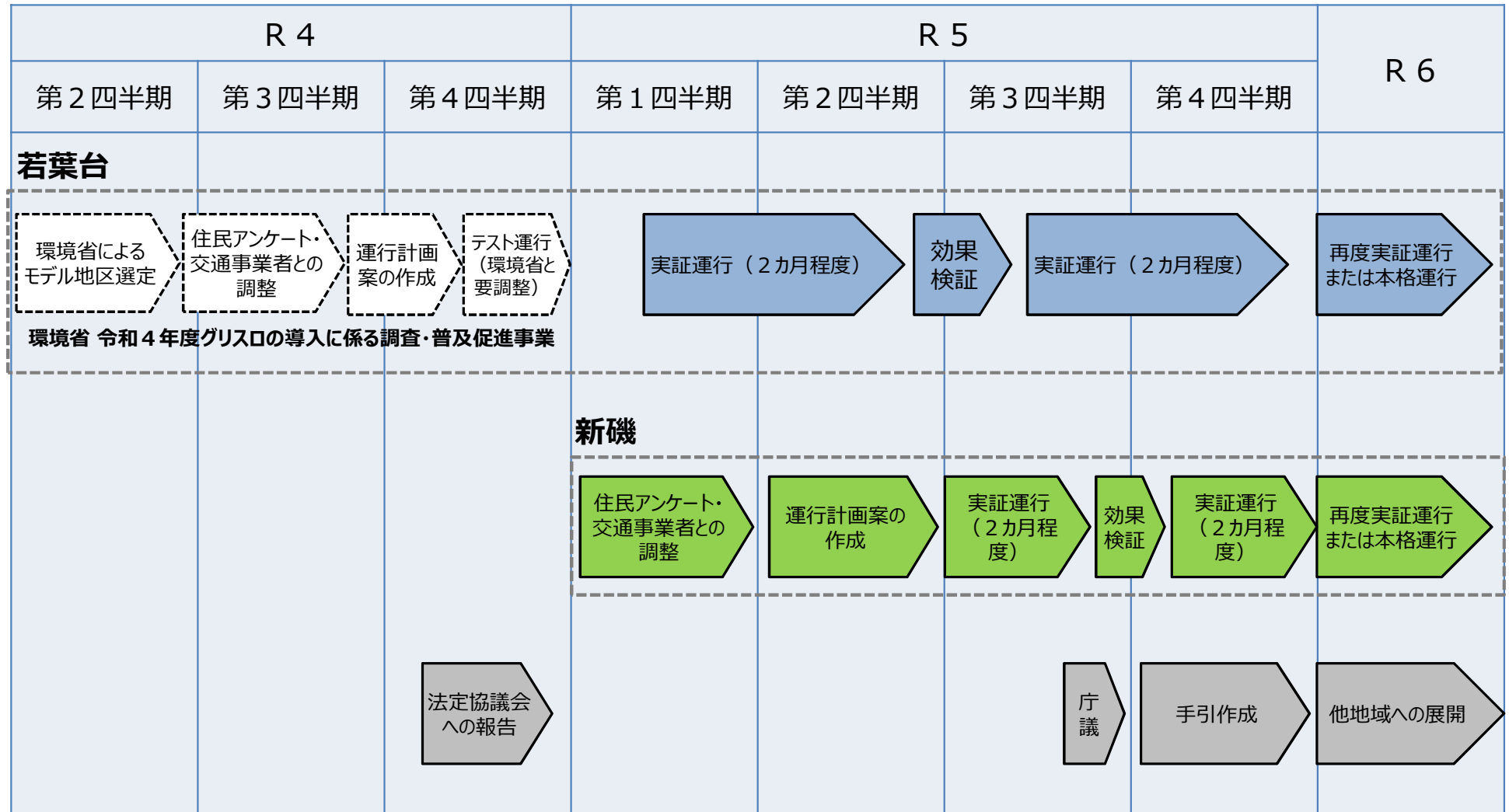
交通不便地域を抱え、コミュニティバス導入希望があるものの、人口規模等から導入には至っておらず、既存の路線バスを補完する移動手段が求められている。



# 今後の展開について

若葉台地区・新磯地区での実証運行をモデルケースとし、令和5年度に本市におけるグリスロ導入の手引きを作成。令和6年度以降、地域主体で導入可能な移動手段として、各地域への展開を図る。

## 想定スケジュール



## 役割分担について

本格導入後の制度設計については、来年度作成予定の「グリスロ導入の手引き」において整理するが、実証運行時の基本的な役割分担は、コミュニティ交通導入検討時と同様、運行内容検討や実際の運行、利用促進に係る内容は地域主体で検討、導入時の車両準備等は交通政策課が担うものとする。

内容	地域	まちづくりセンター	交通政策課
<b>導入時</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・車両の貸与</li> <li>・任意保険契約</li> <li>・運転者講習の実施</li> </ul>			○
<b>運行内容検討</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運行形態（定時定路線型・予約型）</li> <li>・運行ルート、停留所の調整</li> <li>・車両保管（充電）場所等</li> </ul>	○	△	△
<b>既存公共交通機関との調整</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法定協議会での報告</li> </ul>			○
<b>運行時</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ドライバーの確保</li> <li>・予約管理等</li> </ul>	○		
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">                     地域包括ケア推進部にて実施予定の「高齢者等移動サポート活動支援事業」を活用予定（車両充電に係る電気料、運行調整に要する消耗品費等）                 </div>			
<b>周知・利用促進</b>	○	○	

# 事案調書(決定会議)

審議日 令和4年11月14日

<b>案件名</b>		高齢者等の移動支援について							
<b>所管</b>	健康福祉	局 区	地域包括ケア推進	部	地域包括ケア推進課 高齢・障害者支援課 津久井高齢・障害者相談課	課	担当者	内線	
<b>事業効果 総合計画との関連</b>	<b>事業効果</b>	福祉施策として、高齢者や障害者等の移動困難者の外出支援を行い、高齢者等が外出しやすい環境の実現に寄与する。							
	<b>効果測定指標</b>	各事業の利用者数					<b>施策番号</b>	8	
		R4	R5	R6					
	<b>事業効果 年度目標</b>	資料のとおり							
<b>審議事項</b>	<p style="color: red; font-weight: bold;">( 庁議で決定 したいこと及び 想定(希望) している結論 )</p> 高齢者等移動サポート活動支援事業(新規) 介護予防・日常生活支援総合事業(拡充) 介護予防事業送迎「けんこう号」運行事業(拡充) 福祉有償運送事業(新規・拡充)								
<b>決定会議 審議結果 (政策課記入)</b>	○原案のとおり上部会議へ付議する。								
<b>事案概要</b>									
資料のとおり									
<b>事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工</b>									
<b>○事業スケジュール</b>									
<b>実施 内容</b>	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10		
	地域説明	補助金の交付など支援策の実施							

○事業経費・財源		(千円)							
項目	補助率/充当率	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	
事業費(費)									
うち任意分									
特財									
国、県支出金									
地方債									
その他									
一般財源		0		0	0	0	0	0	
うち任意分									
捻出する財源 2									
一般財源拠出見込額		0	0	0	0	0	0	0	
元利償還金(交付税措置分を除く)									

捻出する財源概要 1. 既存の事業を縮小・廃止 2. 既存事業の終了 3. 単年度事業  
4. その他(特定財源の確保)

○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入) (人工)

項目		R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
実施に係る人工	A		1					
局内で捻出する人工	B							
必要な人工	C=A-B	0	1	0	0	0	0	0

局内で捻出する人工概要

SDGs 関連ゴールに (は3つまで)									
									
		○						○	

日程等 調整事項	条例等の調整			議会提案時期		報道への情報提供	なし
	パブリックコメント	なし		時期		議会への情報提供	なし

事前調整、検討経過等	
調整部局名等	調整内容・結果
移動支援に係る庁内連携会議	各課の取組について情報共有
政策課	施策内容の調整
財政課	財源等の調整
人事・給与課	定数の調整
政策連携会議	庁内横断的な課題への対応として、地域の移動手段の確保について協議
相模原市まち・ひと・しごと創生本部会議	中山間地域対策として、移動支援パッケージについて協議

備考	
----	--



### 庁議におけるこれまでの議論

<p><b>調整会議の 主な議論</b> (11/8)</p>	<p>移動支援の考え方についてであるが、対象者は高齢者や障害者のみとなるのか。事業によっては妊婦や乳幼児、同伴者などの移動支援が必要な方も含まれる可能性がある。ただし、介護保険の総合事業等としてして実施する場合には、過半数は要支援者等とする必要があると考えている。</p> <p>津久井地域移動支援サービス事業運営費補助金交付事業について、軽度の障害者を新たに対象とするがあるが、身体障害者のみの予定か。精神障害者も対象とする予定か。精神障害者も対象と考えている。</p> <p>○福祉事業は複雑かつ幅が広いものとなっていることから、利用者目線でわかりやすく十分な案内をしていただきたい。</p>
---	--

# 高齢者等の移動支援について

## < 概要 >

福祉施策における新たな移動支援

関連計画の位置づけ

高齢・障害者の移動支援（区分図）

高齢者等の新たな移動支援の方針（案）

高齢者等の新たな移動支援一覧（案）

利用者の推計及び事業費（4事業の合計）

## < 市域全域の取組 >

高齢者等移動サポート活動支援事業（新規）

介護予防・日常生活支援総合事業（拡充・新規）

## < 中山間地域の取組 >

介護予防事業送迎「けんこう号」運行事業（拡充）

福祉有償運送事業

津久井地域移動支援サービス事業運営費補助金交付事業（拡充）

中山間地域移動支援推進事業交付金（新規）

令和4年11月14日

地域包括ケア推進部

# 福祉施策における新たな移動支援

## < 背景・必要性 >

高齢者の危険運転や事故の多発、免許返納などの社会問題を背景に、平成28年頃から  
高齢者の移動支援が重要な地域課題

高齢者の増加に伴い、介護予防や健康づくりの推進に向け、介護予防教室等の事業参加  
への送迎支援も課題

中山間地域では公共交通機関が少なく、かつ起伏のある地形から、移動に不便な地域が  
多く、特に大きな課題

## < 現状 >

公共交通、特にバス交通を取り巻く環境は、人口減少などにより、交通事業者が採算性  
を保ちながら運行するには厳しい状況

- 福祉施策において、福祉有償運送の活動をしているNPO（市内20団体）の事業運営も  
担い手の高齢化等により厳しい状況

福祉施策としてこれまでも様々な移動支援を実施しているが、今後は身近な地域での  
移動支援の取組の充実(令和元年度からモデル事業)が求められており、  
その活動の支援・促進が必要

## < 今後の取組 >

福祉施策において令和5年度に向け新たな移動支援の事業の実施

# 関連計画の位置づけ

## 第8期相模原市高齢者保健福祉計画（令和2年度策定）

- ・ 高齢者等に対する移動支援策の検討、モデル事業の実施
- ・ 介護予防、健康づくりの推進  
同計画の別冊資料（令和3年12月）では、  
29圏域中15圏域で移動が課題  
地域の関係団体で構成される地域ケア会議では、  
10地区で検討中

## 共にささえあい生きる社会 さがみはら障害者プラン改定版 （令和2年度改定）

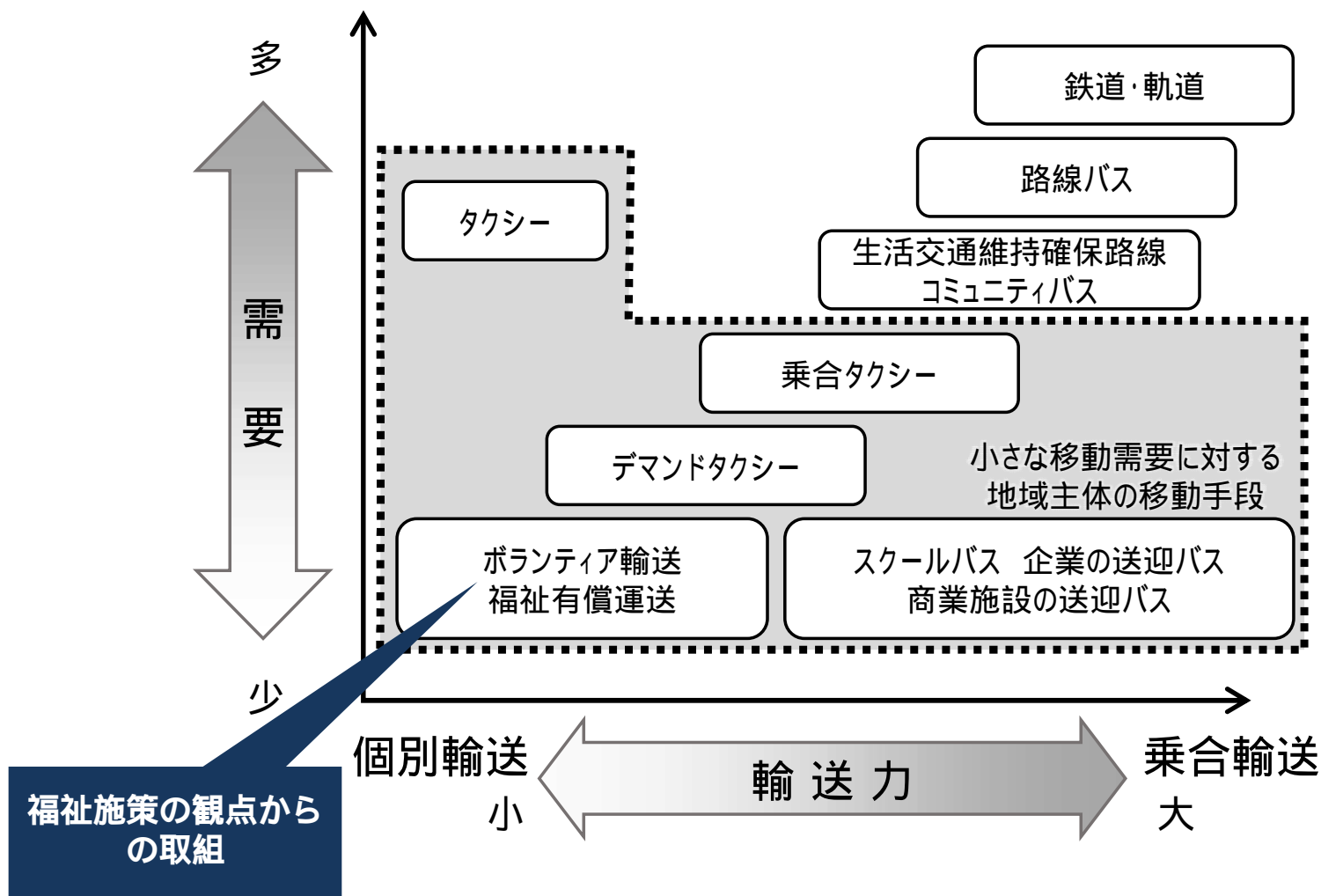
- ・ 社会参加の促進と日常生活に必要な移動支援の充実

## 相模原市総合都市交通計画（令和3年度策定）

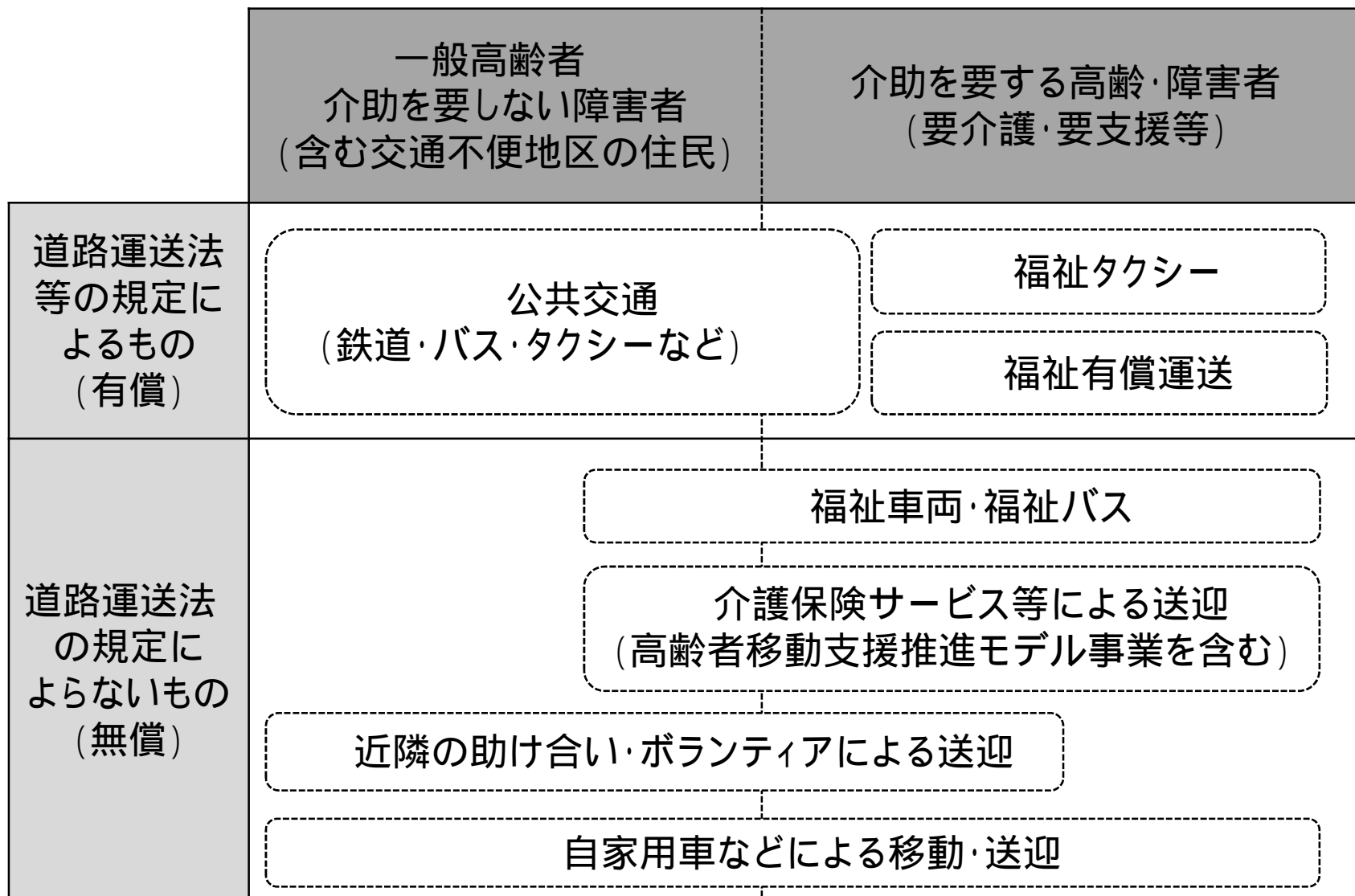
- ・ 小さな交通の検討

# 関連計画の位置づけ

## 交通施策における位置づけ～相模原市総合都市交通計画課～ <小さな交通（イメージ図）>



# 高齢・障害者の移動支援（区分図）



# 高齢者等の新たな移動支援の方針（案）

## 支援の枠組み

市域全体での支援に加え、  
重点的に中山間地域の支援を実施

## 具体的な方針

方針 1：地域資源の活用や地域住民による  
移動支援の取組への支援

方針 2：介護予防等の事業参加のための移動支援の充実

方針 3：福祉有償運送の運営支援と拡充支援

方針 4：中山間地域における移動支援の重点的な実施

# 高齢者等の新たな移動支援一覧（案）

介護予防等の観点から、移動が困難な高齢者等を対象に、介護予防教室や買物への送迎を支援し、高齢者等の皆様が外出がしやすくなり、住み慣れた地域で、いきいきと暮らしていけるよう支援します。

R5年度、6年度と段階的に実施

No	区域	施策名	運行主体	対象者	概要	年間延べ利用者(推計)	R5事業費(一財)
1	市域全体	高齢者等移動サポート活動支援事業 (新規)	ボランティア団体	高齢者、障害者等の移動支援が必要な方	高齢者等の移動困難者に対象とした地域主体の移動支援の取組を支援(補助金、導入・運営支援) 都市建設局のグリーンスローモビリティと連携して実施	< R6年度 > 5,700人	900万円 (900万円)
2		介護予防・日常生活支援総合事業 (拡充・新規)	ボランティア団体・委託事業者	要支援者等に該当する高齢者	介護保険の総合事業に基づく送迎(買い物、短期集中予防サービス等)	< R4年度 > 90人 < R6年度 > 2,080人	610万円 (2万円)
3	中山間地域のみ	介護予防事業送迎「けんこう号」運行事業 (拡充)	委託事業者	高齢者及び障害者の団体 (5名以上)	マイクロバスから小回りのきくワゴン車3台へ更新し、介護予防教室や、買物の送迎支援納車に半年程度	< R4年度 > 700人 < R6年度 > 7,000人	1,100万円 (300万円)
4		津久井地域移動支援サービス事業運営費補助金交付事業 (拡充) 中山間地域移動支援推進交付金交付事業 (新規)	福祉有償運送事業者	津久井地域在住の高齢者・障害者で移動困難な方	津久井地域で不足する福祉有償運送事業者を支援し、津久井地域の高齢者等の移動を支援運営費補助金交付事業の拡充 補助対象拡充(要支援者等、買物送迎) 交付金交付事業の創設(3年間限定) 既存団体、新規参入等団体への支援 新規参入等団体への支援は、制度内容を確認し、R5年度中に団体の新規参入の可能性を探り、R6年度の実施を目指す。	< R4年度 > 10,000人 < R6年度 > 13,000人	3,600万円 (1,650万円)



## 利用者の推計及び事業費（4事業の合計）

### 年間延べ利用者（推計）

令和6年度：2.8万人（対令和4年度：1.7万人増）

### 事業費

令和5年度

6,210万円（一財 2,852万円）

対令和4年度：一財 971万円増

令和6年度

7,630万円（一財 2,791万円）

対令和4年度：一財 910万円増

特財の活用：保険者機能強化推進交付金10/10・地方創生推進交付金5/10等

# NO 1 高齢者等移動サポート活動支援事業（新規）

市域全域

R5事業費（一財）  
900万円  
（900万円）

高齢者・障害者等向け

ボランティア団体向け

## 身近な地域での お出かけ支援が広がります

R5年度延べ  
利用者（推計）  
4,600人（12団体）

高齢者や障害のある方などの外出のお手伝いをする地域のボランティア団体等に、運行費用の補助、担い手の確保に向けた講座の開催、実績豊富なアドバイザーの派遣を行い、身近な地域での「お出かけ」がしやすくなります。

都市建設局のグリーンスローモビリティと連携して実施



### 運行費用の補助

車両リース料、ガソリン代、保険料、運行調整に要する経費等を補助

**上限年額：最大50万円**



### 担い手講座の開催

運転手等の担い手の発掘や育成、安全性の確保に向けた講座を無料で開催



### アドバイザー派遣

運行方法や、車の保険、心配事などについて、経験豊富なスペシャリストを無料で派遣

# NO2 介護予防・日常生活支援総合事業（拡充・新規）

市域全域

R5 事業費（一財）  
610万円  
（2万円）

## 介護予防活動への参加や 買い物がしやすくなります

高齢者・障害者等向け

NPO法人・ボランティア団体向け

R5 年度延べ利用者（推計）  
1,500人  
（200人、1,300人）

「買い物」がしやすくなります  
シニアサポート活動団体が実施する「いきいき百歳体操などの通いの場」への送迎を行います。また、「生活支援の中の買い物同行」に車両を活用します。



### シニアサポート活動とは

住民団体やボランティア団体等により実施していただく活動です。活動の種類は軽体操と茶話会等を行う「通所型」とごみ出しや買い物等の支援を行う「訪問型」があり、一定の条件の下、活動を実施した場合に、市から補助金が交付されます。

「短期集中予防サービス」に参加しやすくなります  
移動が困難な要支援状態などの高齢者に対し、短期集中予防サービス事業を実施する場所（病院等）と自宅との送迎を、NPO法人が行います。



### 短期集中予防サービス事業とは

生活機能が低下している高齢者に対し、保健・医療の専門職が3か月程度の短期間で集中的に支援を行うことで、要支援状態からの自立の促進や重症化予防の推進を図ることを目的に実施するサービス。

# NO3 介護予防事業送迎「けんこう号」運行事業（拡充）

津久井地域

高齢者・障害者等向け

R5事業費（一財）  
1,100万円（300万円）  
R6事業費（一財）  
2,000万円（0万円）

R5延べ利用者（推計）  
3,000人  
R6延べ利用者（推計）  
7,000人

## けんこう号が 利用しやすくなります

けんこう号がワゴン車へリニューアルされ、より利用しやすくなって、津久井地域の高齢者や障害のある方の移動手段として再出発します。

5名以上の団体がお申込みいただけます。



**利用しやすくなります**  
マイクロバス1台からワゴン車3台に切り替わり、狭い道にも対応します。また、運行回数も増え、利用しやすくなります。  
**運行回数** R4 100回  
R6 480回に拡充

介護予防事業に  
楽しく参加しましょう



**介護予防事業に  
参加しやすくなります**  
いきいき百歳体操や地域づくり部会と連携した介護予防事業等への送迎に使用、介護予防事業に参加しやすくなります。

けんこう号  
が買い物にも使えます



**買い物にも使えます**  
介護予防事業を行った団体がその後買い物に行く場合の送迎にも使えます。買い物の機会も増え、交流の機会も増えます。

# NO4 津久井地域移動支援サービス事業運営費補助金交付事業（拡充） 中山間地域移動支援推進交付金交付事業（新規）

津久井地域

## 津久井地域の高齢者や 障害のある方の 移動手段が充実します

高齢者・障害者等向け

福祉有償運送団体向け

R5事業費（一財）  
3,600万円（1,650万円）  
R6事業費（一財）  
3,740万円（1,686万円）

R5延べ利用者（推計）  
11,500人  
R6延べ利用者（推計）  
13,000人

津久井地域で福祉有償運送を実施する団体を支援することにより、この地域で一人で公共交通機関を利用することができない高齢者や障害のある方の移動手段が充実します。

### 運営費補助金の拡充

団体への補助金を拡充することにより、皆さんが利用できる運行回数が増加します。



補助金算定対象の追加  
買い物への送迎  
介護要支援1.2の方  
障害等級の軽度の方

### 基盤強化促進事業

団体の基盤強化促進を行うことにより、皆さまの移動手段が継続的に確保されます。

補助金  
車両購入費  
車両1台につき200万円  
ドライバー人件費  
1人につき100万円  
3年間限定（R5～R7）

### 新規参入モデル事業

津久井3地区（津久井・相模湖・藤野）に新たに拠点を有し事業を開始する団体に支援をすることで、皆さまの移動手段が確保・拡大されます。

補助金  
1団体上限年額400万円  
2年間限定（R6～R7）

制度内容を確定し、令和5年度中に団体の新規参入の可能性を探り、令和6年度の実施を目指します。

# 事案調書(決定会議)

審議日 令和4年11月15日

案件名	中山間地域対策の取組について(中山間地域振興モデル地区推進事業)						
所管	市長公室	局 区	部	政策	課	担当者	内線
事業効果 総合計画との関連	事業効果	中山間地域におけるライフスタイル、ビジネススタイル両面での対策により、関係人口の創出を図ることで地域コミュニティの充実を図り、持続可能な中山間地域を実現する。					
	効果測定指標	必要な時に必要なサービスが受けられると感じている市民の割合(津久井地域)			施策番号	重点テーマ3	
		R4	R5	R6	R7		
	事業効果 年度目標		45.6%	45.6%	45.6%		
審議事項 (庁議で決定 したいこと及び 想定(希望) している結論)	市まち・ひと・しごと創生本部会議で決定された中山間地域対策に係る取組の実施						
決定会議 審議結果 (政策課記入)	○原案のとおり承認する。 ・ただし、庁議の意見を踏まえ、資料を一部修正すること。						
<b>事案概要</b>							
市総合計画における分野横断的に取り組む重点テーマ「中山間地域対策」について、市まち・ひと・しごと創生本部会議と下部組織となる中山間地域対策検討会議等において、令和5年度以降の取組を検討してきたところである。 令和4年11月4日に開催した市まち・ひと・しごと創生本部会議において、中山間地域対策に係る取組について、方向性が決定されたことを受け、令和5年度から新たに取り組む各種事業について総合計画推進プログラムに位置づけ、事業を実施するもの。							
<b>事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工</b>							
<b>○事業スケジュール</b>							
実施 内容	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
	庁内検討 (検討会議)	本部会議 (取組の方向性の決定)  予算 査定  交付金申請 手続き	事業実施			効果 検証	

○事業経費・財源		(千円)							
項目	補助率/充当率	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	
事業費		10,000	40,250	62,690	37,990				
うち任意分									
特財									
国、県支出金	1/2	0	20,125	31,345	18,995				
地方債									
その他									
一般財源		10,000	20,125	31,345	18,995	0	0	0	
うち任意分									
捻出する財源	2	10,000	20,125	31,345	18,995				
一般財源拠出見込額		0	0	0	0	0	0	0	
元利償還金(交付税措置分を除く)									

捻出する財源概要 1. 既存の事業を縮小・廃止 2. 既存事業の終了 3. 単年度事業  
4. その他 地方創生推進交付金、まち・ひと・しごと創生基金及び特別交付税( 2 ) )

○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入) (人工)

項目		R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
実施に係る人工	A	0	3	1	0	0	0	0
局内で捻出する人工	B							
必要な人工	C=A-B	0	3	1	0	0	0	0

局内で捻出する人工概要

SDGs 関連ゴールに (は3つまで)	1	2	3	4	5	6	7	8	9
									○
		○					○		

日程等 調整事項	条例等の調整	なし	議会提案時期		報道への情報提供		記者会見	
		パブリックコメント	なし	時期		議会への情報提供	なし	

事前調整、検討経過等	
調整部局名等	調整内容・結果
中山間地域対策検討会議( )	(5/18) 中山間地域対策のこれまでの検討状況と今後の進め方など (8/22) 課題整理と取組の方向性の確認(書面開催) (10/28) 中山間地域振興の基本的な考え方及び実施施策の検討
部会(ビジネススタイル検討)	(7/4) 部会の役割及び各課・機関の課題認識と対応施策調査など (8/3) 各課・機関の課題認識、ヒアリング結果共有など (8/15) 課題整理と対応策の検討など (8/19) 課題整理と取組の方向性について(書面開催)
部会(ライフスタイル検討)	(7/4) 現状及び課題、ライフスタイルの充実に向けた今後の検討など (7/29) 施策の考え方及び課題と庁内横断的に共有可能な取組など (8/10) 課題整理と事業案について (9/29) 実施施策の検討について
市まち・ひと・しごと創生本部会議	(8/25) 検討状況についての中間報告 (11/4) 中山間地域対策の取組について承認

備考	【構成員】政策課、みんなのSDGs推進課、DX推進課、観光・シティプロモーション課、財政課、危機管理課、市民協働推進課、健康福祉総務室、地域包括ケア推進課、医療政策課、こども・若者政策課、地域経済政策課、農政課、森林政策課、ゼロカーボン推進課、都市建設総務室、都市計画課、建築・住まい政策課、交通政策課、緑区役所区政策課、緑区役所地域振興課、城山まちづくりセンター、津久井まちづくりセンター、相模湖まちづくりセンター、藤野まちづくりセンター、教育総務室
----	--

庁議におけるこれまでの議論

<p>調整会議の 主な議論 (11/8)</p>	<p>中山間地域振興モデル区の推進パッケージについて</p> <p>【事業内容について】          (総務法制課長)リゾートオフィス構想については、建物レベル的なものも想定しているのか。          現在は青根緑の休暇村センターの改修を想定している。          (総務法制課長)用地買収の話があったが、休暇村は公共施設ではないのか。どの部分か。          借地があるため買収の可能性がある。場所はテニスコートなど。          (人事・給与課長)新たなビジネス拠点づくりは青根で決定しているのか。          青根地域においては、2年間の取組の中でビジネスの拠点が必要という提案があった。併せて、中山間地域においてリゾートオフィスの設置を検討する中で、総合的に判断し、青根が候補地の中で上位と考えている。          (経営監理課長)青根は交通の便が悪い印象だが、長期滞在であれば需要があるとの想定か。          市内ではアクセスが悪い印象だが、都心部からは必ずしもアクセスが悪い地域ではない。ターゲットは市外からである。          (アセットマネジメント推進課長)リゾートオフィス構想は泊まれるものというイメージか。全国的な事例は。          機能として一番イメージに近いのはSIC。一定期間そこに滞在してもらうイメージ。テレワークとは一線を置くものと考えている。事例としては、長野県などに複数ある。本市にどの型が合うのかは調査により決めていく。</p> <p>【経費について】          (人事・給与課長)予算は青根に関するもののみか。          市としては青根で検討するが、小原地区も地域を活性化させたいという中では、地域との対話の中で決めていきたいと考えている。          (人事・給与課長)予算1,000万円は具体的に何をするのか。          リゾートオフィスの定義がそもそもない。効果の最大化のためにはどういったものが必要なのか検討したい。          (人事・給与課長)委託を想定しているのか。1,000万円の根拠は。          プロポーザルによる委託を想定している。津久井の再編に向けた取りまとめの委託費を参考にしている。          (財政課長)来年度、予算が上がる可能性があるのか。          計画に民地を含めるとなると、用地交渉により用地費が必要となる可能性がある。また、用地買収した際には、着工を進める必要があるため、設計費が必要となることを想定している。</p>
----------------------------------	--



中山間地域対策に係る事業一覧

<p><b>【取組の方向性】</b></p> <p>①人口減少・少子高齢化に対応した豊かなライフスタイルの実現</p> <p>②既存ストックの活用、森林・農地の保全、新たなビジネスの創出</p> <p>③移住・定住の促進、交流・関係人口の創出・拡大</p> <p>④地域の特徴を生かした新たなビジネス拠点づくり</p>
---

取組の方向性	事業名(関係する所属) ※仮称	事業内容	事業スケジュール						
			R5	R6	R7	R8以降			
<p>新:新規事業 拡:拡充事業</p> <p style="text-align: right;">:地方創生関係交付金充当期間</p>									
①人口減少・少子高齢化に対応した豊かなライフスタイルの実現	移動支援パッケージ								
	新	「地域の移動手段の確保にかかる政策連携会議」において別途意思決定。 ※決定した施策の中から、中山間地域を対象とするものを位置づける。							
	鳥獣被害対策パッケージ								
	新	ドローンを活用した野生鳥獣の実態把握及び追い払い(緑区役所区政策課、津久井・相模湖・藤野まちづくりセンター)	ドローン空撮で野生鳥獣による被害状況、誘因原因を把握する。また、ドローンによる追い払いで、被害(野生鳥獣に加えヤマビル・マダニ)の減少を図る。	【中長期】野生鳥獣による生活者、農業従事者の被害の減少	R4試験導入の効果検証	機体購入、操作研修	本格運用		
	新	医療提供体制パッケージ	オンライン診療や訪問診療機能の充実 ※別途意思決定済み(医療政策課、津久井・相模湖・藤野まちづくりセンター)	看護師を載せた移動診療車が患者宅近くへ訪問し、病院に待機している医師が遠隔により訪問診療を行うことを基本スキームに、交通不便な状況においても持続可能な医療提供体制の構築を図る。	【中長期】通院困難な高齢者や、医療従事者の確保などの課題への対応	導入検討	準備	実証運行	効果検証
放課後の子どもの居場所パッケージ									
拡	市立児童クラブの対象年齢の拡大検討(こども・若者政策課、こども・若者支援課、津久井・相模湖・藤野まちづくりセンター)	学区ごとにこどもセンターや児童館がない中山間地域の特性に配慮し、市立児童クラブの対象年齢を小学校3年生→6年生に拡大することを重点的に検討する。	【中長期】地域特性に配慮した放課後の子どもの居場所の確保	対象年齢拡大、運営体制検討	対象年齢拡大				
②既存ストックの活用、森林・農地の保全、新たなビジネスの創出	ワーケーション推進パッケージ								
	新	ワーケーション施設の充実(観光・シティプロモーション課、産業・雇用対策課、緑区役所区政策課、緑区役所地域振興課)	観光資源の観光以外の目的での利用ニーズ増加への対応、また、多様な働き方の受入れに向けた活用を図る。	【中長期】豊富な市内観光資源を活用したワーカーの受入れ	【中長期】観光目的以外の誘客を取り込んだ観光の活性化	実証事業	環境整備	本格実装	新たなワーケーション施設の設置検討
	新	森林体験事業の充実による森林に関わる人材の創出(観光・シティプロモーション課、産業支援課、森林政策課、津久井まちづくりセンター)	林業に適さない自然林や里山林への対応策として、薪づくりやブランディングによるコミュニティビジネス(CB)を想定した木材活用と、人材の創出を図る。	【中長期】山の管理に苦慮する所有者と山に関わる人材のマッチング	【中長期】津久井産材のブランディングによる高付加価値化	森林体験事業(伐木体験→木材加工→CB)	CB(自走)	週末体験講座(林業者等による人材創出・育成)	津久井産材の高付加価値化、ブランディング
③移住・定住の促進、交流・関係人口の創出・拡大	移住・定住促進(里まち移住)パッケージ								
	新	里まち移住・定住促進事業(政策課、観光・シティプロモーション課、建築・住まい政策課、緑区役所地域振興課)	都市部からの移住関心者への情報発信、相談業務に加え、移住検討者に対するマッチング、手続き等までのトータルコーディネートを行う窓口を整備する。 ※協働事業提案制度を活用(R3~5)し、藤野観光協会が実施中。	【中長期】移住・定住促進による地域の活性化、コミュニティの充実	※協働事業	事業実施	新たなワーケーション施設の設置検討		
	情報発信パッケージ								
	拡	緑区特設サイト「すもうよ緑区」の魅力向上(緑区役所地域振興課、緑区各まちづくりセンター)	中山間地域内の資源や取組などのPR活性化やSNSを通じたイベントの実施等により、関係人口の拡大を図る。	【中長期】情報発信ツールを用いた関係人口の拡大	特設サイトの魅力向上	SNS等を活用したイベントの実施			
④地域の特徴を生かした新たなビジネス拠点づくり	プレジャー推進パッケージ								
	新	観光資源への誘導促進事業(観光・シティプロモーション課)	市内への観光以外(ビジネス等)の目的での来訪者を、観光資源に誘導するための新たな体験型観光の開発や、受入れ環境の整備を実施する。	【中長期】リニア開通等を契機に増加するビジネス客が観光資源に流入	【中長期】ニーズ増加による新たな観光資源の開発や受入環境の充実	実証事業、ニーズ把握	新たな観光資源の開発検討	ニーズに基づく受入環境の整備	
中山間地域振興モデル地区の推進パッケージ									
新	中山間地域振興モデル地区推進事業(政策課、緑区役所区政策課、緑区役所地域振興課、津久井・相模湖まちづくりセンター)	緑区で取り組んできた「中山間地域振興モデル地区※」の取組を踏まえ、地区ごとの特性を生かした新たなビジネス拠点づくりを推進する。また、地域との対話によるまちづくりのプロセスを中山間地域全体に展開できるようノウハウの蓄積を図る。 ※モデル地区:青根地域、小原地域	【中長期】市と地域との対話によるまちの新たな魅力の創出	青根地域振興策の方針検討	青根地域振興策の方針を踏まえた施策の推進	小原地域との対話	小原地域との対話に基づく活性化策の検討、推進	新たなビジネス拠点「(仮称)リゾートオフィス」の実現に向けた取組	
森ラボ(森のイノベーションラボFUJINO)交流促進パッケージ									
拡	森ラボ交流促進事業(緑区役所地域振興課)	森ラボの本格運用を通じて確認された住民等のニーズに対応し、交流促進拠点としての機能を強化するため、プロジェクトの充実と、担い手として「地域おこし協力隊」を導入する。	【中長期】住民等のニーズの的確な把握による交流促進の最大化	【中長期】森ラボの運営を通じた地域課題の解決	交流促進事業	効果検証	効果検証を踏まえた交流促進事業	地域おこし協力隊(2名)の導入	

# 中山間地域対策に係る概算事業費(R5の主な事業)

取組の方向性	区分	取組名称	R5概算事業費(千円)	R5特定財源(千円)	R5一般財源(千円)
②既存ストックの活用、森林・農地の保全、新たなビジネスの創出	新規	【ワーケーション推進パッケージ】 ワーケーション施設の充実	8,000	4,000	4,000
	新規	【森林活用推進パッケージ】 森林体験事業の充実による森林に関わる人材の創出	2,250	1,125	1,125
④地区ごとの特徴を生かした新たなビジネス拠点づくり	新規	【中山間地域振興モデル地区の推進パッケージ】 中山間地域振興モデル地区推進事業	10,000 (今後増額の可能性あり)	5,000 (今後増額の可能性あり)	5,000 (今後増額の可能性あり)
	拡充	【森ラボ交流促進パッケージ】 森ラボ交流促進事業	17,500	6,000	11,500 (うち、5,500千円特別交付税措置)

【関係する所属】

政策課、緑区役所区政策課、  
緑区役所地域振興課、津久  
井・相模湖まちづくりセン  
ター

➤ 地域の特徴を生かした新たなビジネス拠点づくり

中山間地域振興モデル地区の推進パッケージ

■ 対応する課題（振興の方向性）

- ・ 地域資源を活用した具体的な事業の実施による地域の活性化
- ・ 中山間地域でのリゾートオフィス構想の実現のための候補地の選定

■ 令和5年度以降の取組の方向性（案）

- ・ 青根地域：地域住民との対話を進め、エリアを軸にした具体的な振興策を策定する
- ・ 小原地域：小原宿本陣、小原の郷などの拠点を軸にした振興策を地域と共に検討を進める
- ・ 中山間地域における新たなビジネス拠点づくりによる地域振興を推進するため、適地を選定する

事業概要

● 青根地域

R5 青根地域振興策の方針確定

（市と地域とで対話をしながら検討する）

- ・ 旧青根中学校等の公共施設の利活用の検討
- ・ 多様な働き方に応えるためのビジネス拠点としての活用の検討

R6～ 青根地域振興策の方針確定を受けた公共施設の利活用等に対する取組

● 小原地域

R5～ 小原宿本陣、小原の郷などの活性化策などについて、地域との対話を進め、小原地域振興策の方針確定等推進

● モデル地区での検討の進め方

行政の課題

地域の意見や要望

市と地域とで対話をしながら  
地域振興策を策定する

地域活性化や関係人口増加  
などの効果が見込める施策  
の展開

事業費

【R5】

- 青根：旧青根中学校等の必要な修繕等
- 青根：ビジネス拠点としての活用に関する検討  
10,000千円

※小原地域については今後の地域との対話の中で方向性を決定し、必要な予算を算定

【R6、R7】

R5の検討を踏まえて推進

# 中山間地域振興モデル地区（青根地域）の事業スケジュール（案）

	令和4年度		令和5年度			
	第3四半期 (10月-12月)	第4四半期 (1月-3月)	第1四半期 (4月-6月)	第2四半期 (7月-9月)	第3四半期 (10月-12月)	第4四半期 (1月-3月)
地域との対話	<p><b>市と青根のまちづくり検討委員会等との対話</b></p> <p>★これまでの取組の情報共有 ★トライアル結果共有 ★意見や要望の把握 ★具体的な振興策の意見交換</p> <p>青根地域の将来像の確定★</p>					
市での検討	<p>青根地域振興策の検討</p> <p>旧青根中学校等の具体的な活用策の検討</p> <p>★トライアル・サウンディングの実施（R5.3.31まで）</p> <p>休暇村センター等の更なる活用策の検討</p>				<p>事業化に向けた調整等</p> <p>公共施設の利活用に対する取り組み</p>	
<b>R5 想定 事業</b>	<p>★多様な働き方に応えるためのビジネスの拠点としての活用の検討 ⇒整備計画策定（委託：10,000千円）</p>				<p>★整備区域内の用地交渉、買収 ⇒用地購入費（用地費：今後積算）</p> <p>★休暇村センター改修に向けた設計 ⇒設計委託（委託：今後積算）</p>	

青根地域振興策の方針確定



# 事案調書(決定会議)

審議日 令和4年11月15日

案件名	少子化対策の取組について(少子化対策に係る公園改修事業)						
所管	市長公室	局 区		部	政策	課 担当者	内線
事業効果 総合計画との関連	事業効果	安心して子どもを産み育てやすい環境の整備					
	効果測定指標	子どもを産み育てやすい環境が整っていると感じる市民の割合 幼児教育・学校教育が充実していると感じる市民の割合			施策番号	重点テーマ1	
		R4	R5	R6	R9		
	事業効果 年度目標		68.0% 57.3%		70.0% 60.0%		
審議事項 <b>庁議で決定 したいこと及び 想定(希望) している結論</b>	市まち・ひと・しごと創生本部会議で決定された少子化対策に係る取組の実施						
決定会議 審議結果 (政策課記入)	○原案のとおり承認する。						
<b>事案概要</b>							
市総合計画における分野横断的に取り組む重点テーマ「少子化対策」について、市まち・ひと・しごと創生本部会議と下部組織となる少子化対策検討会議等において、令和5年度以降の取組を検討してきたところである。 令和4年11月1日に開催した市まち・ひと・しごと創生本部会議において、少子化対策に係る取組について、方向性が決定されたことを受け、令和5年度から新たに取り組む各種事業について総合計画推進プログラムに位置づけ、事業を実施するもの。							
<b>事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工</b>							
<b>○事業スケジュール</b>							
実施 内容	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
	庁内検討 (検討会議)	本部会議 (取組の方向性の決定)  予算 査定  交付金申請 手続き	事業実施			効果 検証	

○事業経費・財源		(千円)							
項目	補助率/充当率	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	
事業費(民生費)		0	159,414	173,852	295,880				
うち任意分									
特財									
国、県支出金	1/2	0	61,184	70,000	70,000				
地方債									
その他									
一般財源		0	98,230	103,852	225,880	0	0	0	
うち任意分									
捻出する財源 2									
一般財源拠出見込額		0	98,230	103,852	225,880	0	0	0	
元利償還金(交付税措置分を除く)									

捻出する財源概要 1. 既存の事業を縮小・廃止 2. 既存事業の終了 3. 単年度事業  
4. その他( )

○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入) (人工)

項目		R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
実施に係る人工	A		4	4	4			
局内で捻出する人工	B							
必要な人工	C=A-B	0	4	4	4	0	0	0

局内で捻出する人工概要

SDGs 関連ゴールに (は3つまで)	1	2	3	4	5	6	7	8	9
				○					○
							○		

日程等 調整事項	条例等の調整	なし	議会提案時期		報道への情報提供		記者会見	
		パブリックコメント	なし	時期		議会への情報提供		なし

事前調整、検討経過等	
調整部局名等	調整内容・結果
少子化対策検討会議( )	(4/21)少子化対策のこれまでの検討状況と今後の進め方など (6/8)取組の方向性など (7/13)取組の方向性や政策的な取組の検討など (10/14)少子化対策事業パッケージ案の検討など
ワーキング	(4/24)今後の進め方について (5/17)評価ツールによる分析結果のまとめなど (6/2)取組の方向性の検討など (6/16)少子化対策に係る事業案の検討など (7/22)事業案の検討、政策的な取組の検討など (9/8)政策的な取組の検討、事業パッケージ案の検討など (10/4)事業パッケージ案の検討など
有識者との意見交換	(8/9)相模女子大学・客員教授との意見交換
市まち・ひと・しごと創生本部会議	(8/25)取組の方向性を承認 (11/1)少子化対策の取組について承認

備考
【構成員】政策課、観光・シティプロモーション課、子ども・若者政策課、子ども・若者支援課、保育課、子育て給付課、子ども家庭課、産業・雇用対策課、公園課、建築・住まい政策課、学務課、学校教育課、生涯学習課

## 庁議におけるこれまでの議論

<p>調整会議の 主な議論 (11/8)</p>	<p>少子化対策に係る公園改修事業について</p> <p>【事業内容について】 (総務法制課担当課長)今回、少子化の事業で、位置づけは「子育て応援公園」と言いつつ、内容はポンプとか園路とかを対象としていて、「子育て」と伝わりづらいが。 (公園課長)水景施設の改修を中心に考えている。相模大野中央公園のアンケートで、公園のニーズは1番がカフェの設置で、2番は子どもが安全に水で遊べるという結果であった。また、麻溝公園にも水景施設があり、子ども連れに非常に人気である。相模川自然の村公園にも流れがあるが非常に人気ということもある。さらに、公園によっては、バリアフリーの観点で、園路が砂利になっていて、掘れてしまっているところもあり、ベビーカーが押しづらいということもあるので、改善したい。 (経営監理課長)遊具の改修は考えないのか。 (公園課長)長寿命化事業内で、随時進めている。既存の交付金を活用しながら事業を行っているので、地方創生関連交付金の活用と切り分けたい。 (人事・給与課総括副主幹)実施内容の説明はあったが、トイレの改修の目的は。 (公園課長)相模大野中央公園でトイレを改修したいが、暗くて汚いという声がある。また、みんなのトイレがあるが、子供用のトイレがない。こども用トイレを付けるとか、ベビーベッド設置とか、ニーズを把握しながら必要な設備に改めたい。ベビーベッドは、通常、壁付だが、地べたで着替えたいというニーズも聞く。</p> <p>【財源について】 (人事・給与課総括副主幹)事業の概算事業費で、これは一般財源ベースでいくらなのか。起債などもあろうか。 (政策課)仮に推進交付金を充当した場合、充当率が1/2なので、一般財源は約2,000万円となる。ここに多少基金を充てながら一般財源の圧縮に努めたい。 (財政課長)財源とのところで意見である。特に令和7年度は事業規模が大きい。事業費が大きいと財源の確保が厳しいだろう。交付税措置がある起債の活用も検討してもらいたい。 (政策課)承知した。</p> <p>【市民への周知方法について】 (政策課長)せっかく3箇所やるので、打ち出し方を考えられるとよい。メディアなどとも相談しながら、やってほしい。少子化のパッケージでの打ち出し方は別途あると思うが、個別事業でも良い見せ方があるとより良いので、検討してほしい。 (公園課長)承知した。</p>
----------------------------------	--

少子化対策に係る事業一覧

**【取組の方向性】**  
 子育てしやすい環境づくりを推進  
 (子どもの居場所づくり、子育て世帯の負担軽減等)  
 仕事と子育ての両立に向けた市内企業へのアプローチを実施  
 (育休等が取得しやすい環境づくり、出産・子育てを経験しても離職することなく就労できる環境づくり等)

新:新規事業 拡:拡充事業 既:既存事業

地方創生関係交付金充当期間

目的	事業名(所管課) 仮称	事業内容	事業スケジュール				
			R5	R6	R7	R8以降	
子育てしやすい環境づくり	<b>子どもの居場所づくり</b>						
	新	少子化対策に係る公園改修事業(公園課)	利用者ニーズに対応した公園施設の改修・更新を実施することにより、子育て世帯に対する公園の魅力向上を図る。	【中長期】子育て世帯向けの魅力ある公園づくりを推進 相模大野中央公園の整備 他の公園の整備			
	既	子どもの遊び場事業(こども・若者支援課)	遊びを通じた子どもたちの健やかな成長を図るとともに、乳幼児を抱える子育て家庭の孤立化を防ぐため、市内各所において移動式の子どもの遊び場事業を展開し、子育て家庭への負担軽減や支援の充実を図る。	全天候型の遊び場など、市民ニーズに合った遊び場の検討・整備 移動式子どもの遊び場展開			
	既	子育て広場事業等(こども家庭課、こども・若者支援課、保育課)	既存の子育て広場事業等の周知を電子母子手帳アプリと連携することにより、参加者の利便性向上を図り、子育て世帯の不安解消等につなげる。	【中長期】子育ての不安解消や地域の子育て力の向上 イベント等の周知			
	<b>子育て世帯の負担軽減</b>			連動			
	新	相模原市版休日一時保育事業(保育課)	駅前施設等に保育用スペースを設置し、理由を問わず休日(日曜・祝日)に児童を預ける場所を設置する。	【中長期】親の育児負担を軽減 スキーム、場所、事業者の調整 施設運営			
	新	男性の育児力の向上	男性の産後休暇・育児休業の取得促進と合わせて、育児力の向上につながる講座等を実施し、母親のワンオペによる負担軽減を図る。	【中長期】男性の育児力の向上 父親を対象とした事業展開			
	<b>子育てDX</b>						
	拡	電子母子手帳アプリ事業(こども家庭課)	紙媒体の母子健康手帳と併用して、子どもの健診結果や予防接種歴等の記録を補助的にクラウドで保存し、母子健康手帳の紛失等の際の体制を整備する。また、アプリケーションの配信機能を利用し適時情報を発信することにより、情報提供の手段を充実させる。	【中長期】子育てに係る行政手続等のDX化による利便性の向上 子どもの予防接種に係るデジタル予診票の導入検討 有償機能追加 イベント等の周知 電子母子手帳の利用促進に向けた取組			
	仕事と子育ての両立に向けた市内企業へのアプローチ	<b>子育て支援に取り組む企業づくり</b>					
新		認定取得企業支援事業(産業・雇用対策課)	くるみん認定の取得を目指す市内企業に対して、職場内の働きやすい環境の整備のための費用に対して補助するとともに、企業のマンパワーや知識不足を補うためのアドバイザー派遣を行い、認定取得の伴走支援を行う。	【中長期】従業員の子育て支援を行う企業の拡大、育児休業等の取得促進 【中長期】女性の正規雇用率の増加 企業ニーズ調査 くるみん認定取得を目指す企業支援			
移住・定住の促進	<b>住宅施策</b>						
	既	子育て世帯等中古住宅購入・改修費補助事業(建築・住まい政策課)	子育て世帯や若年世帯が中古住宅を購入する際に要する費用の一部又は子世帯が親世帯と同居するために親世帯が所有する住宅を改修する際に要する費用の一部を補助する。	【中長期】移住・定住の促進 補助事業の実施			
市内外へのPR	<b>取組全般のPR</b>						
	-	取組全般のPR(観光・シティ課、総合メディア課、広聴広報課等)	キャッチフレーズの検討など、少子化対策の取組を総合的にPR(市HPの掲載等を含む)	【中長期】子育て世帯に効果的なPRにより移住・定住の促進			
-	市ホームページの更新(こども・若者政策課等)	市ホームページに掲載している妊娠・出産や子育てに関する情報へのアクセス方法を明確にし、必要とする人がアクセスできる環境を整える。	【中長期】魅力ある子育てサイトによる情報発信				
政策的な取組	拡	小児医療費助成制度の拡充(子育て給付課)	小児医療費助成の所得制限撤廃等により小児の健康の保持と保護者の経済的な負担の軽減を図るもの。	【中長期】小児の健康の保持及び保護者の経済的負担の軽減 システム改修 中3まで所得制限撤廃			
	新	子どもの施設利用料の減免(各施設所管課)	子どもの居場所づくりの推進や子育て世帯の経済的な負担軽減の観点から、子どもの公共施設の個人利用について、施設使用料・利用料金を無料とするもの。	【中長期】子どもの居場所づくりの推進及び子育て世帯の経済的な負担軽減 施設使用料の減免			



## 少子化対策に係る概算事業費

取組の方向性	区分	取組名称(所管課)	R5事業費(千円)	R5特定財源(千円)見込み額	R5一般財源(千円)
子育てしやすい環境づくりの推進	新規	相模原市版休日一時保育事業(保育課)	24,270	12,135 (地方創生推進交付金1/2)	12,135
	新規	子育て世帯向け公園改修事業(公園課)	40,098	20,049 (地方創生推進交付金1/2)	20,049
	拡充	小児医療費助成制度の拡充(子育て給付課)	システム改修費等、確認中		
	新規	男性の育児力向上に向けた取組(人権・男女共同参画課、生涯学習課)	2,000	1,000 (地方創生推進交付金1/2)	1,000
	拡充	電子母子手帳アプリ機能拡充(こども家庭課)	3,046	—	3,046
仕事と子育ての両立に向けた市内企業アプローチ	新規	認定取得企業支援事業(産業・雇用政策課)	35,000	20,000 (地域少子化対策重点推進交付金補助率4/5 補助上限20,000千円)	15,000

令和4年11月15日(火)  
決 定 会 議

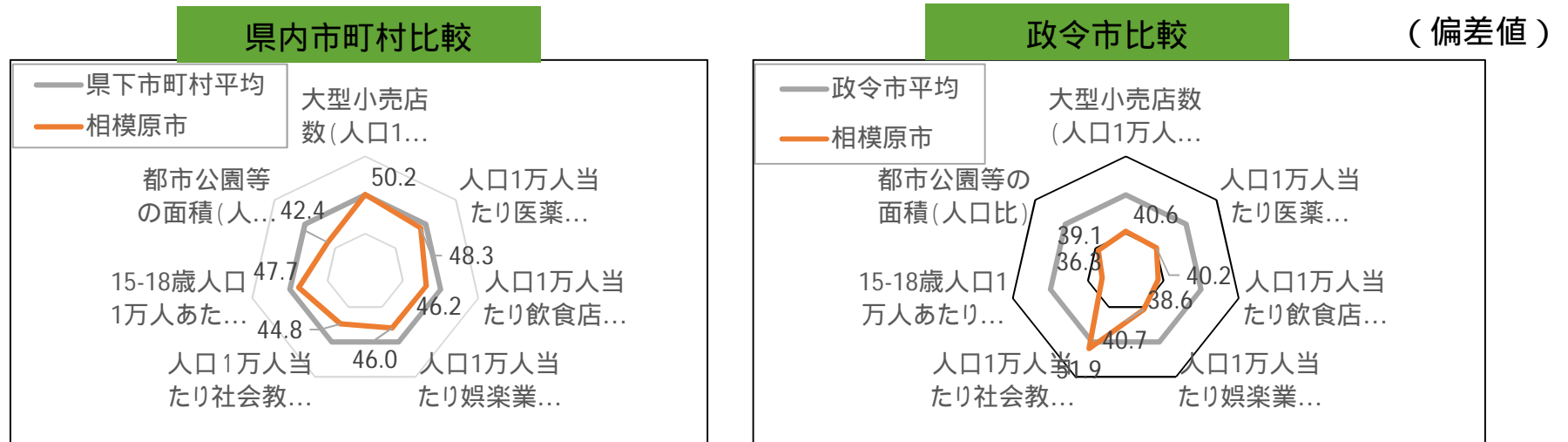
# 少子化対策に係る公園改修事業 ～公園デビューはさがみはらで～

環境経済局 公園課



現状

「少子化対策地域評価ツール」のうち「賑わい・生活環境」において、都市公園等の面積(人口比)は、県下市町村平均及び政令指定都市平均と比較し低い状況



市内約600箇所ある公園のうち、設置から30年以上経過したものが約3割を占め、施設の老朽化により持てる機能が生かされていない状況

## 事業目的

少子化対策として、子育て世帯のニーズへ対応するため、  
ストック資産の活用を図りつつ、公園施設の改修・更新



子育て世帯に魅力的な公園、安全・安心に遊べる空間を提供  
未来を見据えた多世代交流の場の提供



総合計画推進プログラム基幹事業「さがみはら つながる子育て応援プロジェクト事業」に掲げる「子育てしやすい環境づくり」につながる



「子育てするなら相模原」を実現

(PRキャッチフレーズ：公園デビューはさがみはらで)

## 事業内容

各区 1 公園、「子育て応援公園」として施設の改修・更新を実施

	緑区	中央区	南区
対象公園	相模原北公園	淵野辺公園	相模大野中央公園
基本情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緑区下九沢</li> <li>・ 10.5ha</li> <li>・ 総合公園</li> <li>・ H3.9供用開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中央区弥栄</li> <li>・ 15.7ha</li> <li>・ 運動公園</li> <li>・ S62.3供用開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 南区相模大野</li> <li>・ 2.7ha</li> <li>・ 近隣公園</li> <li>・ H2.1供用開始</li> </ul>
選定理由	緑区最大の総合公園であり、広く市民に事業効果を還元できるため	中央区最大の運動公園であり、広く市民に事業効果を還元できるため	相模大野のまちづくりの一環として、公園内に設置予定のカフェとの相乗効果
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 池、園路の改修</li> <li>・ ポンプ関連施設の改修</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 園路の改修</li> <li>・ トイレの改修</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水景施設の改修</li> <li>・ トイレの改修</li> </ul>

### 事業内容

#### 水景施設の改修

##### 現状

設備の老朽化により、噴水や滝の運転停止、汚いイメージ

##### 改修理由

- ・ 水には心理的に様々なプラスの影響をもたらす効果があり、水景施設のある各公園は長年にわたり市民に愛され、親しまれてきた
- ・ R4.7に実施した相模大野中央公園利用者へのアンケートでは、「カフェなどの飲食施設」に次いで、「子どもが安全に水で遊べる」、「きれいな池や小川」といった水景施設や子育て世代が利用しやすい公園を期待する声が多かった
- ・ 水景施設の改修は、貴重な既存ストック資産の活用

##### 改修

##### 改修後

- ・ 公園利用者に潤いと安らぎをもたらすことができる
- ・ 水と直接触れ合え、子どもにとっても貴重な体験ができる

## 事業内容

### 園路の改修

**現状** ガタガタな路面、段差、急な斜面など

改修

**改修後** ベビーカーは移動しやすく、小さな子どもは歩きやすくなり、子育て世帯が安全・安心して来園できる

### トイレの改修

**現状** 暗く、汚く、利用を敬遠されがち

改修

**改修後** 明るく、きれいになるとともに、おむつ替えシートや子ども用トイレ等を設置することにより、子育て世帯が安全・安心して利用できる

## 概算事業費

(千円)

対象	内容	R 5	R 6	R 7	計	
相模原北公園	池・園路の改修	31,680			31,680	69,335
	ポンプの改修	1,023	6,632	30,000	37,655	
淵野辺公園	園路の改修	4,174	20,955		25,129	73,055
	トイレの改修	1,099	5,313	41,514	47,926	
相模大野中央公園	水景施設の改修	1,023	6,632	53,845	61,500	109,426
	トイレの改修	1,099	5,313	41,514	47,926	
計		40,098	44,845	166,873	251,816	

- ・ 基本的には事業費の1/2に「地方創生関連交付金」を活用
- ・ 特に工事が集中するR 7は、交付金のほか、他の補助金や起債等財源確保策を検討



# スケジュール

対象	内容	R5	R6	R7
		計画期間・交付金充当期間		
相模原北公園	池・園路の改修	工事		
	ポンプの改修	コンサル調査	設計委託	工事
淵野辺公園	園路の改修	設計委託	工事	
	トイレの改修	コンサル調査	設計委託	工事
相模大野中央公園	水景施設の改修	コンサル調査	設計委託	工事
	トイレの改修	コンサル調査	設計委託	工事

- ・ R 5 ~ R 7 の 3 か年での完了予定
- ・ 工事が R 7 に集中しないようなるべく平準化を実施

# 事案調書(決定会議)

審議日 令和4年11月15日

案件名	国保年金課業務の一部委託化について								
所管	健康福祉	局区	生活福祉	部	国保年金課	課	担当者	内線	
事業効果 総合計画との関連	事業効果	国保年金課の定型的業務の委託化による、 『市民サービスの向上』、『正確性・効率性の向上』、『あるべき事務体制の実現』 委託契約期間中の効果検証(経営監理課)及び結果の反映による業務委託の持続的な 効果を高める取組みの試行的実施							
	効果測定指標	ICTの活用による事務作業時間の削減 行政サービスの利便性満足度					施策番号	44	
		R5	R6	R7	R8~9				
	事業効果 年度目標	○窓口・受電 <small>(cセンター含)</small> 委託開始 ○効果検証 <small>(経営監理課)</small>	○窓口・受電担当職員 の削減(5名) ○効果検証 <small>(経営監理課)</small>	○一部事務委託開始 ○効果検証 <small>(経営監理課)</small>	○一部事務担当職員 の削減(15名) ○効果検証 <small>(経営監理課)</small>				

審議事項 <b>庁議で決定 したいこと及び 想定(希望) している結論</b>	・国保年金課業務の一部委託化(国保年金課) ・一部委託化後の効果検証の試行的な実施(経営監理課)
決定会議 審議結果 (政策課記入)	継続審議とする。

## 事案概要

専門的ではあるが定型的な業務(窓口・受電(国保・後期高齢コールセンター含む)・事務の一部)を委託することで公民連携による、『市民サービスの向上』『正確性・効率性の向上』『あるべき事務体制の実現』を図る。また、委託契約期間中、毎年度に経営監理課による効果検証を行い、翌年度に結果を反映するなど、持続的な効果を高める取組みを試行的に実施するもの。

## 事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工

### ○事業スケジュール

	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	
実施内容	庁内調整		窓口業務委託実施					委託効果 総括・次の委託実
	予算査定		受電業務(コールセンター含む)委託実施					
				一部事務委託実施				

○事業経費・財源

(千円)

項目	補助率/充当率	R5	R6	R7	R8	R9		
事業費(総務費)		77,770	200,250	288,550	288,550	288,550		
うち任意分		77,770	200,250	288,550	288,550	288,550		
特財	国、県支出金	0	0	0	0	0		
	地方債	0	0	0	0	0		
	その他	0	0	0	0	0		
一般財源		77,770	200,250	288,550	288,550	288,550		
うち任意分		77,700	200,250	288,550	288,550	288,550		
捻出する財源 2								
一般財源拠出見込額		77,770	200,250	288,550	288,550	288,550		
元利償還金(交付税措置分を除く)								

捻出する財源概要 1. 既存の事業を縮小・廃止 2. 既存事業の終了 3. 単年度事業  
4. その他( )

○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入)

(人工)

項目		R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
実施に係る人工	A							
局内で捻出する人工	B							
必要な人工	C=A-B	0	0	0	0	0	0	0

局内で捻出する人工概要

SDGs 関連ゴールに (は3つまで)	1	2	3	4	5	6	7	8	9
			○					○	
	10	11	12	13	14	15	16	17	

日程等 調整事項	条例等の調整	なし	議会提案時期		報道への情報提供	なし
	パブリックコメント	なし	時期		議会への情報提供	なし

事前調整、検討経過等

調整部局名等	調整内容・結果
健康福祉総務室	局運営方針との整合性等 調整済
人事・給与課	業務委託の必要性等 調整済
経営監理課	効果検証についての考え方や進め方等 調整中
政策課	費用対効果の指標等 調整中
財政課	費用対効果の指標等 調整中

備考	

## 庁議におけるこれまでの議論

<p><b>調整会議の 主な議論</b> (10/4、10/18、11/4)</p>	<p>【委託料について】 職員の削減と委託料が見合わない。委託料の精査がもっとできないか。業務を精査し、再度見積もりをする。コールセンターと受電の一体化等で効率化が図られるのでは。事業費の圧縮は、平行してやっていく。</p> <p>【委託による効果と副次的効果について】 他自治体も比較し、予算や委託規模、本市としてどう考えていくか。効果検証をしながら、どこまで委託していくか、経費も含めて検討していく。資料の修正について、委託料について理解が得られるよう、他市の委託との比較を参考に資料に入れる。</p> <p>【効果・検証について】 効果のプラスアルファの部分は、経営監理課と人事・給与課も一緒に検証する。 経費・職員削減の部分について、確実に努力して効果検証をやっていくので、ぜひ、パイロット事業として進めさせていただきたい。</p>
--	--

# 国保年金課事務改善

~ 通常業務 (国保・後期高齢・年金) の一部委託化 ~

## 国保事業等の健全化に向けた これまでの取組（始めに）

### 国保事業の効率的・安定的な運営に向けた取組

- ・平成28年度：税率改定
- ・平成29年度：国保財政健全化方針策定（決算補填等目的の法定外繰入金削減目標設定）
- ・平成30年度：税率改定、国保コールセンター開設
- ・令和元年度：国保コールセンターを活用したSMS勧奨業務開始
- ・令和2年度：決算補填等目的の法定外繰入金解消、国保事業運営方針策定（R3～5）
- ・令和3年度：国保財政調整基金設置
- ・令和4年度：税率改定、市税と国保税の徴収一元化・後期高齢コールセンター開設

### （参考）決算補填等目的の法定外繰入金の推移

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
目標値	—	—	—	24	18	12	6	0
実績値	46	29	29	22	10	0	0	0(見込)

（単位：億円）

- ・収納率の向上や補助金の獲得等により、2年前倒しで解消
- ・市国保事業運営方針に基づき、決算補填等目的の法定外繰入金を再び生じさせないよう努めるもの

これまで

1. **国保事業**の効率的・安定的な取組を実施



決算補填目的の法定外繰入金の解消など  
**持続可能な財政運営の基盤を構築した**



今後

2. **組織**の効率的・安定的な体制の必要性



国保事業を運営する組織が  
今後も**持続可能な体制でなければならない**

# 1. 目的と具体的な取組

## (1) 目的

### ～事務効率の徹底による市民サービスの向上～

既存の直営業務を見直し、委託化による正確で効率的な事務処理の実現

## (2) 具体的な取組目標

### 事務の委託化

国保年金課の事務（市民相談、申請等の受付から審査、決定、交付等に至る一連の事務）の内、法的に可能な業務（19事務115業務）の完全委託による事務全般の業務効率の向上

### 委託による適正な事務体制の実現

あるべき事務体制の実現と職員の時間外勤務削減（年平均328時間/人 “ゼロ”へ）

### 国保事業運営方針の取組に注力

健診率向上や後発医薬品の利用促進など医療費適正化に向けた取組に一層注力し、保険者努力支援制度交付金制度を積極的に獲得する

『公共サービス改革基本方針』(平成21年閣議決定)  
や  
相模原市公民連携活用指針(平成26年策定)

現在の保険者の業務の整理

‘委託’業務の法的な精査  
～委託できない業務の考え方～  
○法的な市長の判断行為  
○市として職員自ら行うべき行為

委託可能な業務を抽出

～委託できる業務の考え方～  
○市職員が行う法的な業務以外の業務  
○その他市職員の補助的な業務

保険者(市) 例

各種届出書・申請書の受理

審査・決定

被保険者台帳等への記載・入力

交付決定

被保険者証の作成

被保険者証の引渡し



役割分担の合理性の検証  
(直営との比較)

↓

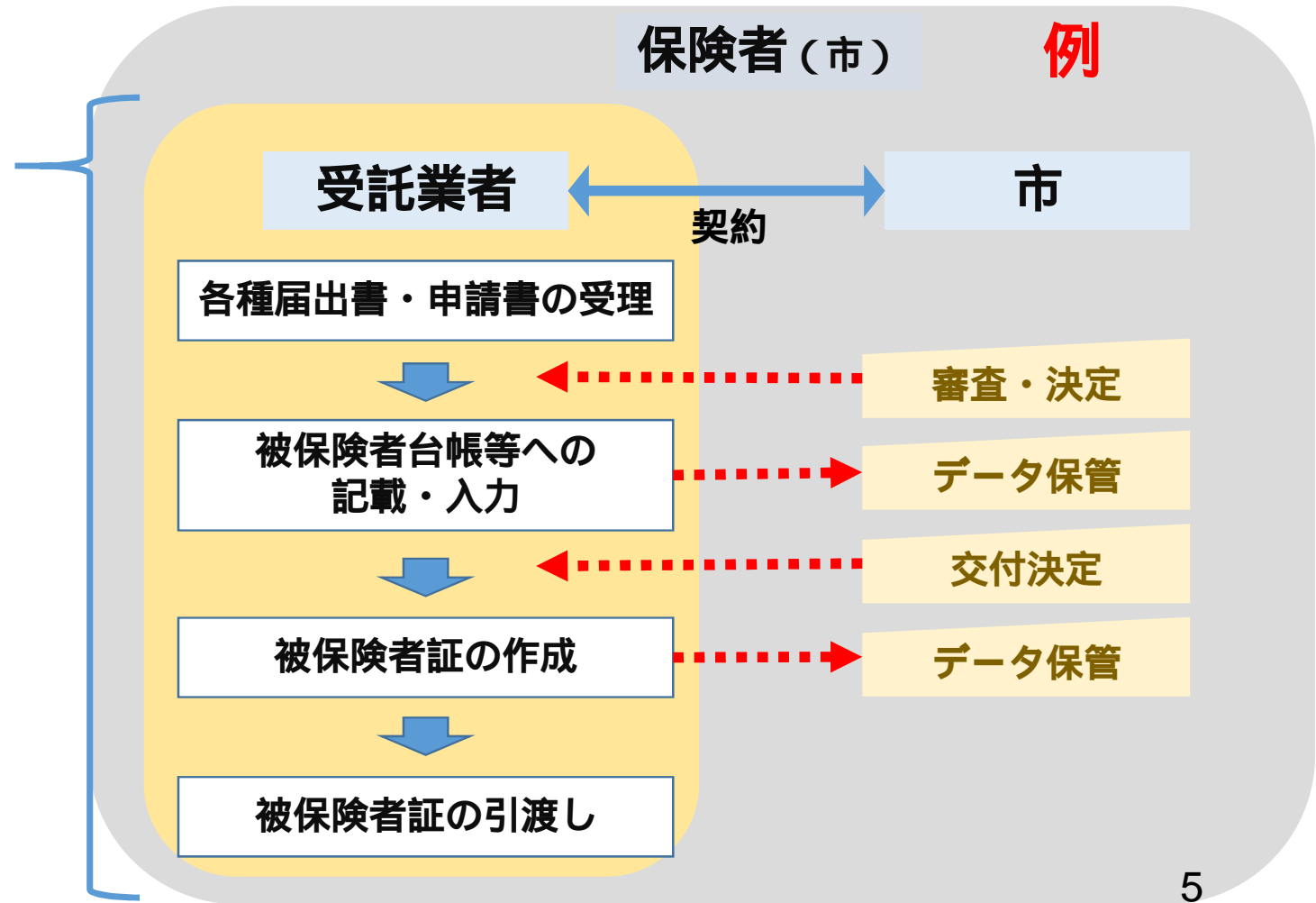
市民サービスの向上の検証  
(直営との比較)

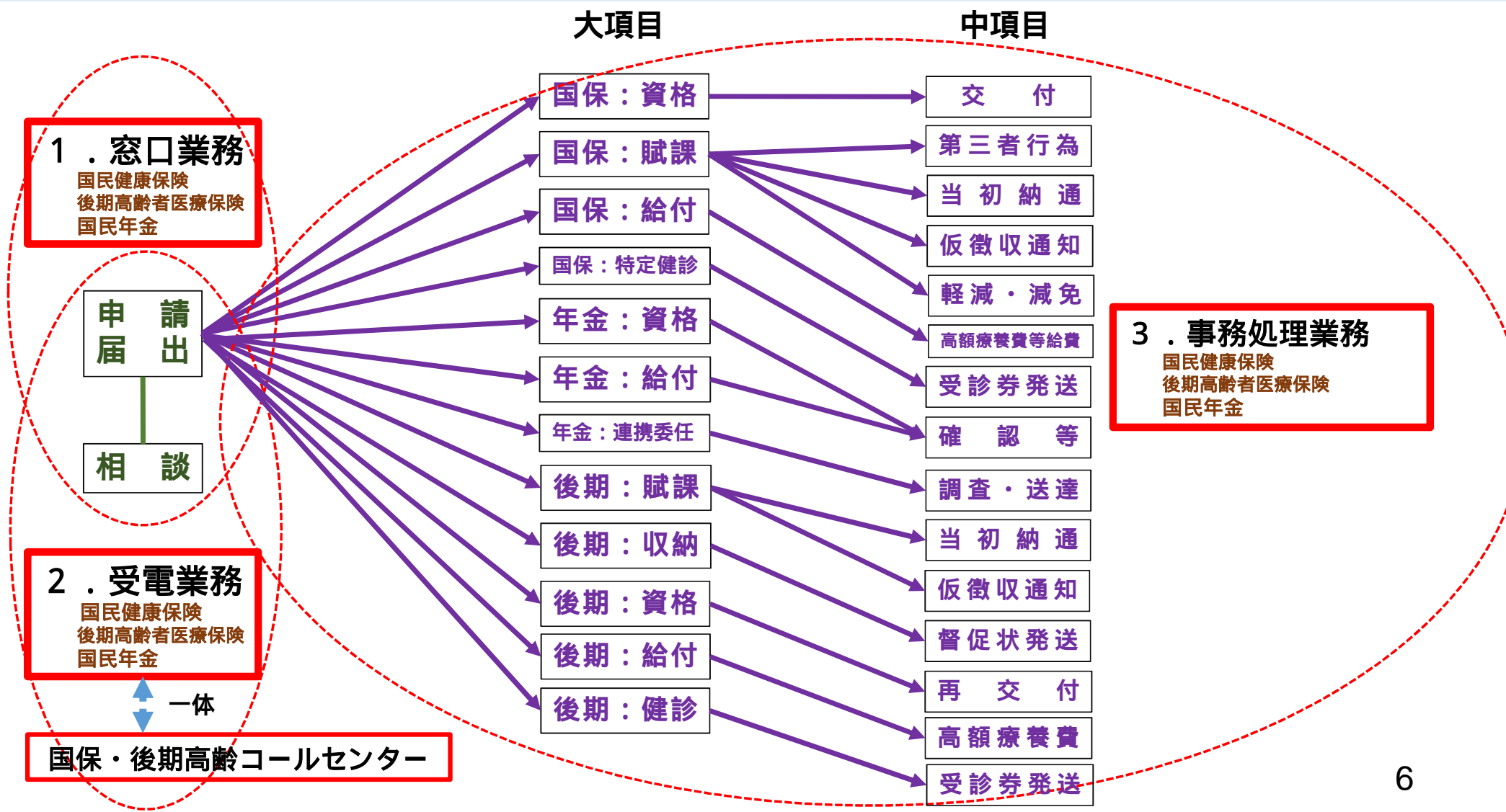
↓

適正な事務体制の検証  
(直営との比較)

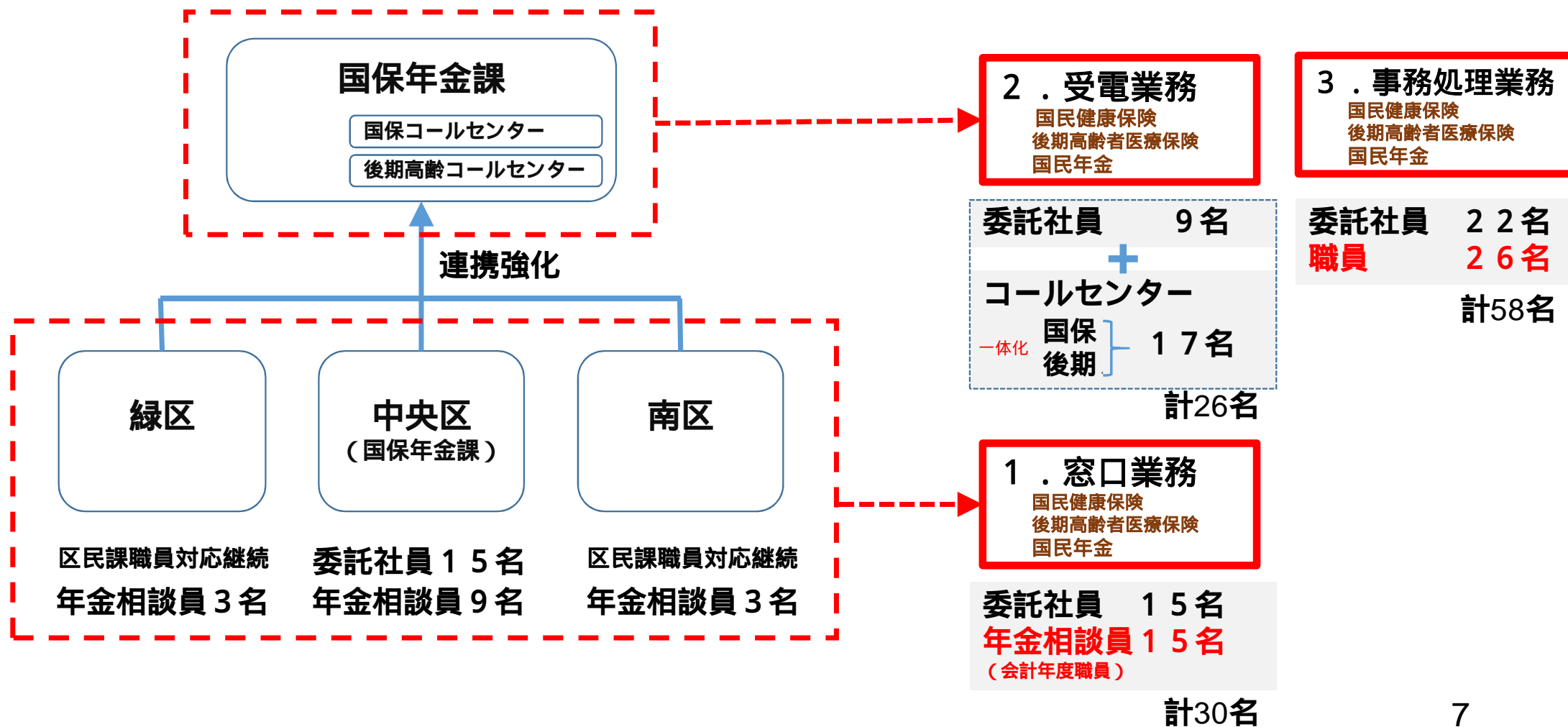
↓

**‘委託の合理性’を検証**



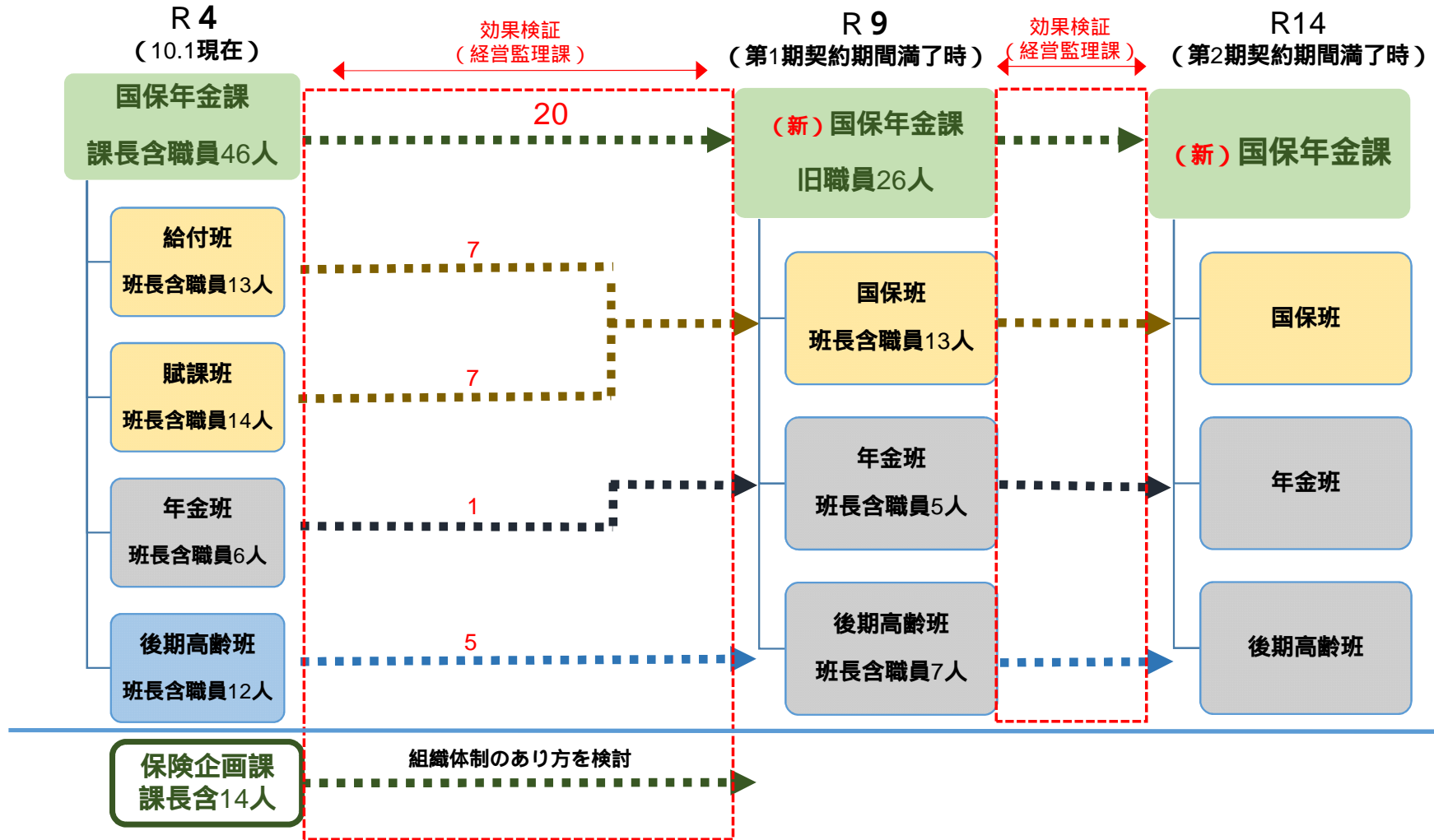


## 2. 業務委託化後の体制（案） その1・・・履行場所（段階的实施後・繁忙期）



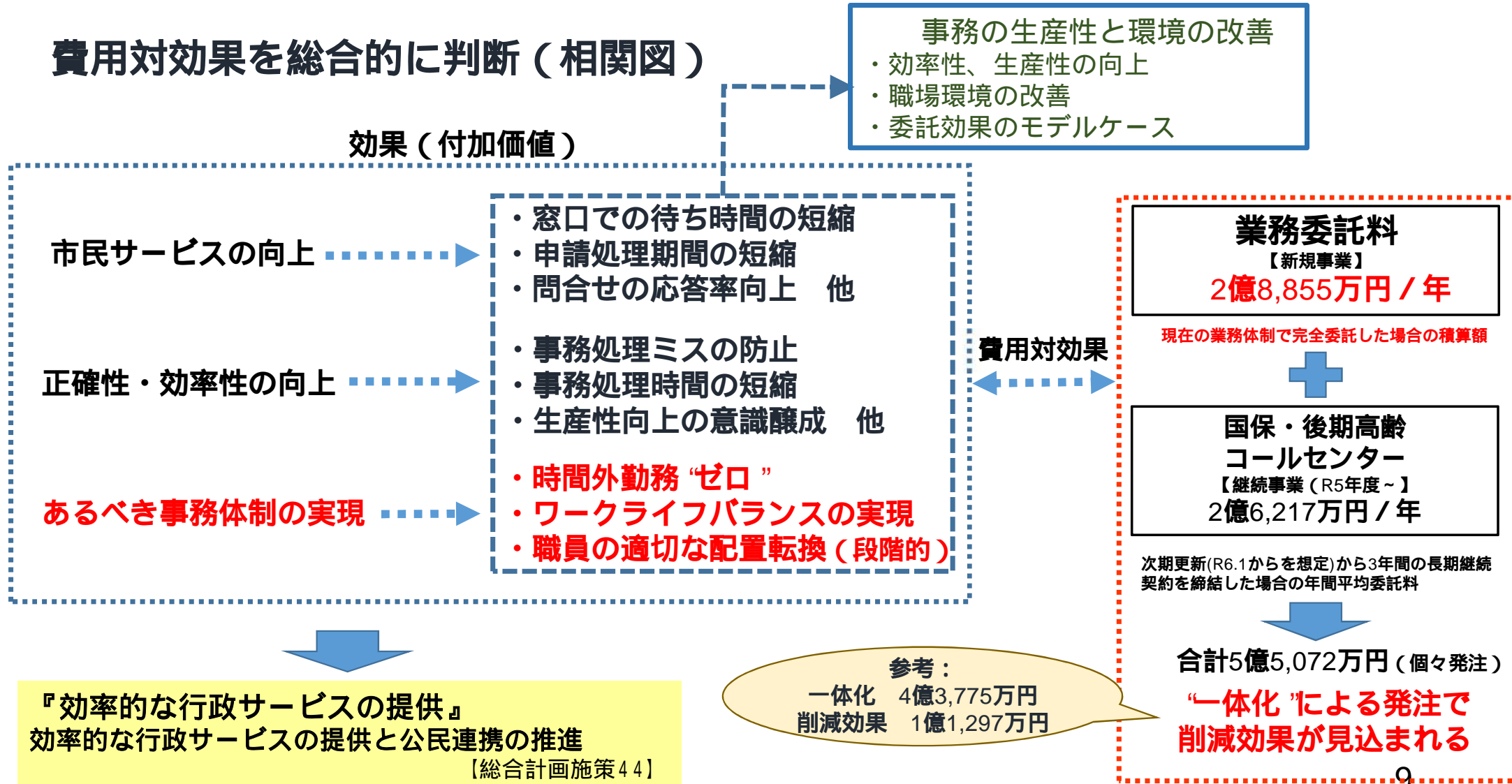
## 2. 業務委託後の体制（案） その2・・・将来の常勤職員体制推移（見込）について（案）

効果検証の指標の一つとして職員削減数（見込数）を設定。検証結果次第で時点修正もありうる



### 3. 業務委託による 国保業務における 効果と付加価値

#### 費用対効果を総合的に判断（相関図）



### 3. 業務委託による 国保業務に関する 効果と付加価値 費用対効果を総合的に判断（主たる効果）

#### 高い専門的知識・事務処理能力を持った事業者への委託効果

- (1) 事業者による正確性や効率性の高い事務フローの提案  
現状の業務プロセスを分析し、現状課題に対応した最適な手法による業務実施
- (2) 組織機能の安定的な維持  
人事異動に伴う組織の機能低下の解消や人材の安定化
- (3) 効果検証を通じ、効率性や事務処理ミス防止体制の強化  
P D C A を効果的に運用し、ミス防止とサービスの強化



#### 事務上の課題解消

“見える化”し効果検証へ

#### 職員の負担軽減など職場環境の改善効果

- (1) 時間外勤務の削減や年休取得の拡大  
時間外平均328時間/年を“ゼロ”に
- (2) 過労等に起因する精神疾患等の発病防止  
昨年度最大5名を限りなくゼロに

#### 労働環境の改善

“見える化”し効果検証へ



“見える化（一部定量化）”し効果検証

今後の業務委託の “モデルケース” に

### 3. 業務委託による 国保業務に関する 効果と付加価値

#### 費用対効果を総合的に判断 (R9 第1期契約期間満了時の定量的効果)

職員 { (職員20名 見込数) = 約1億2,400万円削減 (特会：一般会計繰入金)  
内訳：一般職員15名 再任用短時間勤務職員5名  
(会計年度職員20名 見込数) = 約4,888万円削減 (特会：一般会計繰入金)

時間外勤務 (14,760時間 (R3実績) ゼロ) = 約3,659万円削減 (特会：一般会計繰入金)

副次的効果 (継続的)



後発医薬品利用促進UP↑

保険給付費削減

特定健診受診率UP↑

重症化予防・健康増進 (保険給付費削減)

国保税・後期高齢保険料収納率UP↑

1億5,000万円以上の増収  
(仮に滞納整理部門へ3名配置転換した場合)

人件費効果 2億947万円

職員数：81名 (一般46名会35名) 41名 (一般26名会15名)

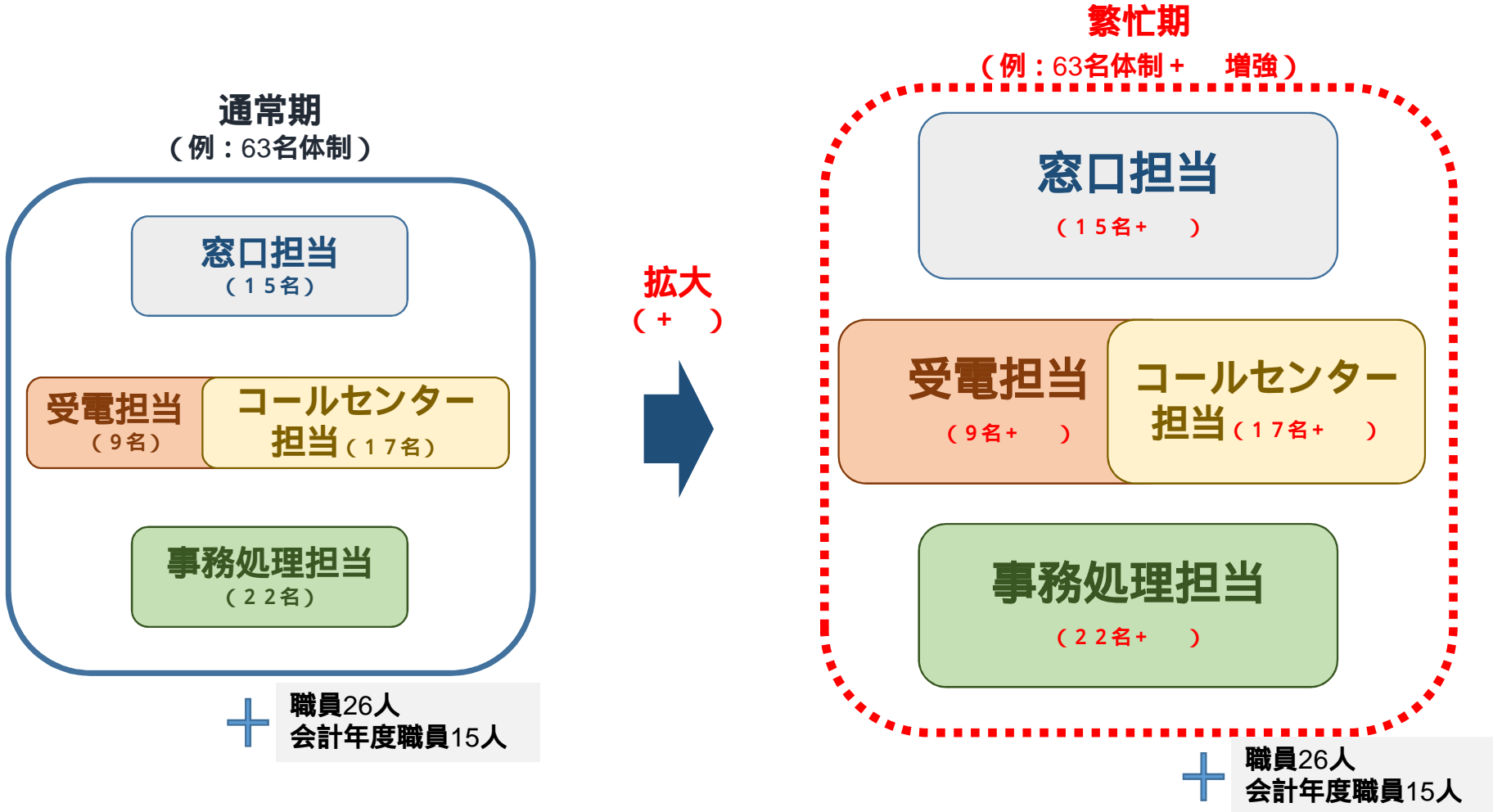
+

プラス

**委託効果** 人件費効果 + 副次的効果

効果検証の指標の一つとして職員削減数 (見込数) を設定。検証結果次第で時点修正もありうる

# 時期ごとの業務量に応じた人員体制（その1）



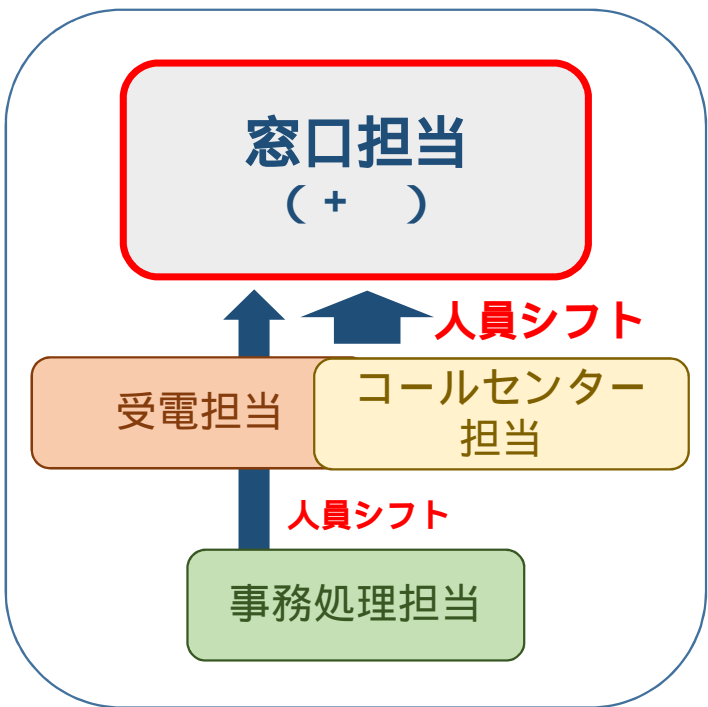
時期ごとの業務量に応じた**変動的な**人員体制



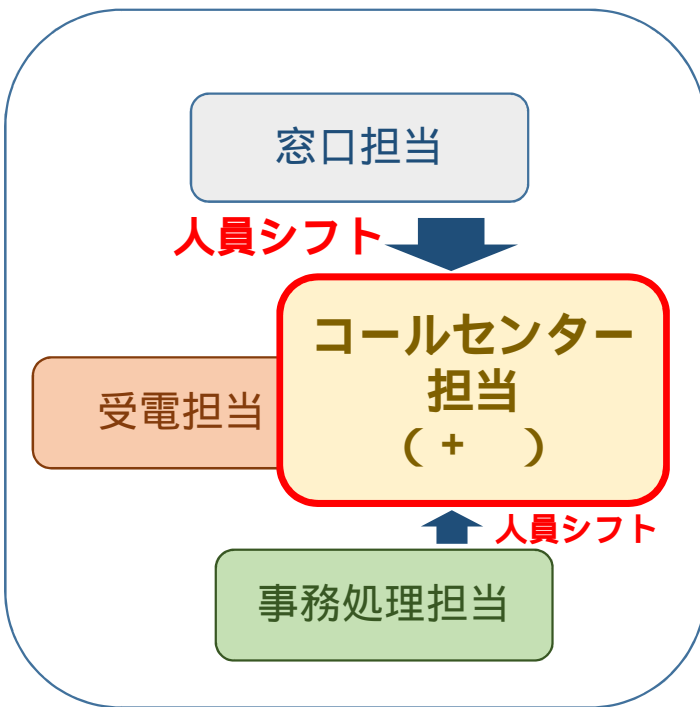
資料

時期ごとの業務量に応じた人員体制（その2）

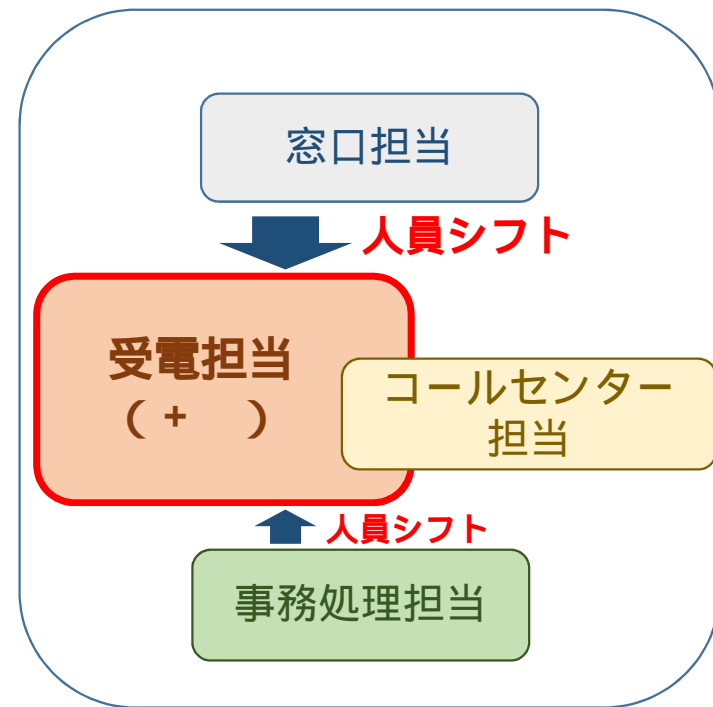
窓口繁忙期  
(窓口増員)



受電等繁忙期  
(コールセンター増員)

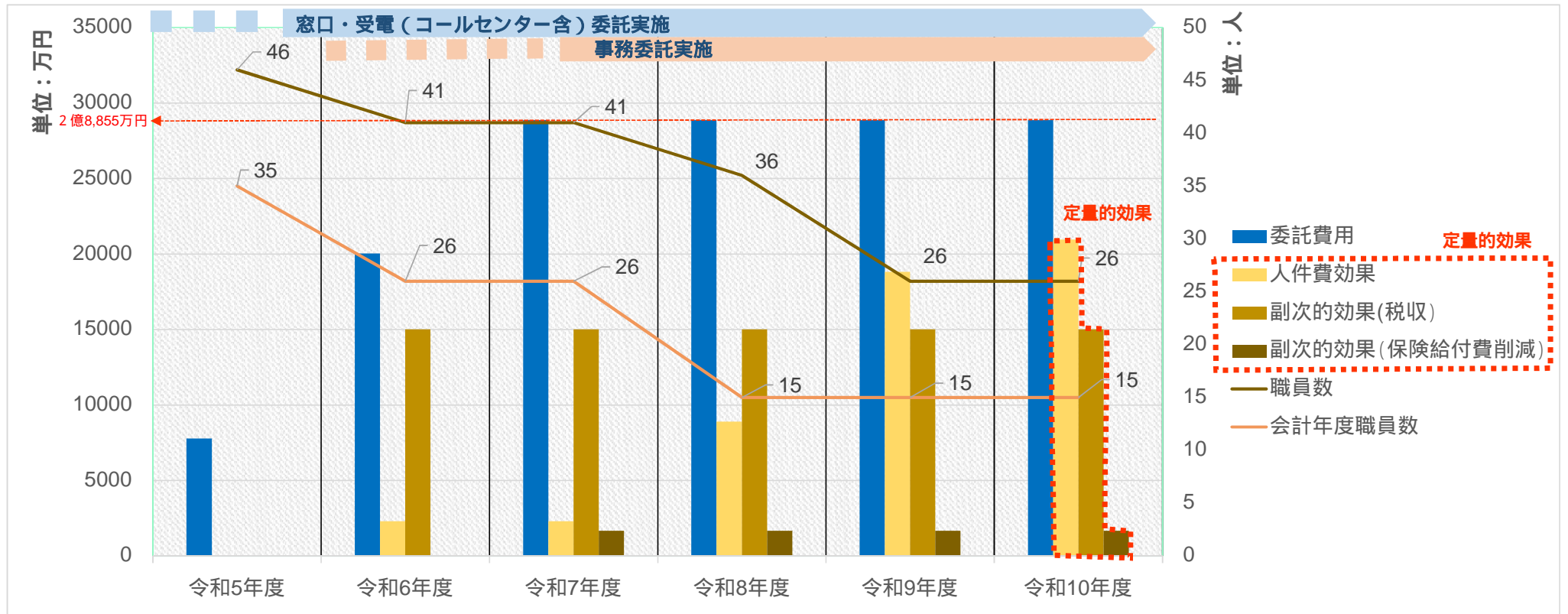


受電等繁忙期  
(受電増員)



さまざまな繁忙期に応じ、組織内で人員をシフト

## 第1期委託契約期間



**資料**

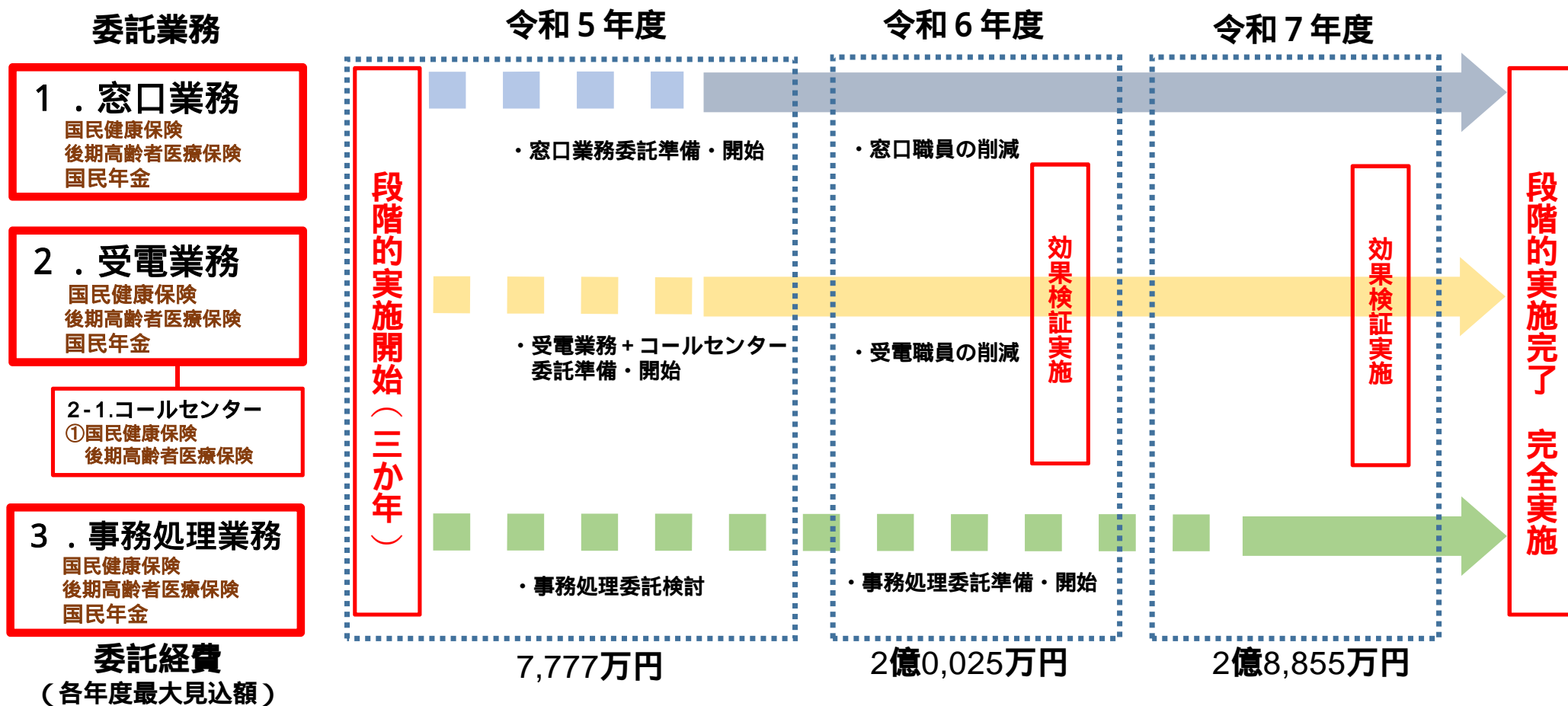
**類似他市の業務委託について**

総務省HP・聞き取りなど

市（人口）	年間委託費 （委託開始年・契約期間）	委託範囲 （具体的事務）	委託対象	人的効果 （委託開始から）	その他効果等
足立区 （69万人）	6億6,666万円 （平成26年～ 5年契約）	窓口・受電・事務	国民健康保険	常勤職員 71人 32人（54%減） 会計年度職員 30人 16人（46%減） 時間外勤務 平均10時間/月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・滞納整理率上昇（収納率3.6%上昇）</li> <li>・セキュリティ上昇</li> <li>・業務の可視化・効率化向上</li> </ul>
		賦課（加入・喪失・保険料算定他） 収納（収納事務他） 給付（高額療養費申請処理他） 庶務（各種統計処理他）			
葛飾区 （47万人）	3億4,780万円 （平成31年～ 4年3か月契約）	窓口・受電（コールセンター含）・事務	国民健康保険 後期高齢者医療保険 国民年金	常勤職員 96人 80人（16%減） 会計年度職員 19人 7人（63%減） <sup>7</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・窓口待時間短縮（区民満足度向上）</li> <li>・業務の可視化・効率化向上</li> </ul>
		賦課・給付・庶務（各種申請書受付・証交付他） 収納（収納事務他）			
柏市 （42万人）	3億1,182万円 （平成23年～ 3年契約）	窓口・事務・コールセンター	国民健康保険 後期高齢者医療保険	人員削減なし 人員不足を補うために委託	委託人数を仮に職員対応した場合5000万円効果と公表
		窓口（加入・喪失他） 事務（入力業務）			
北九州市 小倉北・南・八幡西両区） （64万人）	3億2,898万円 （平成31年～ 3年契約）	窓口・受電・事務	国民健康保険 後期高齢者医療保険 国民年金	委託化により各区から2～3名が収納部門に配置転換し強化	本庁国保事務センターの効率化が図られた一方、各区国保年金課の体制が配置転換により脆弱化？評価不明
		賦課（加入・喪失・保険料算定他） 収納（収納事務） 給付（高額療養費申請処理他） 庶務（庶務経理・フロア案内他）			

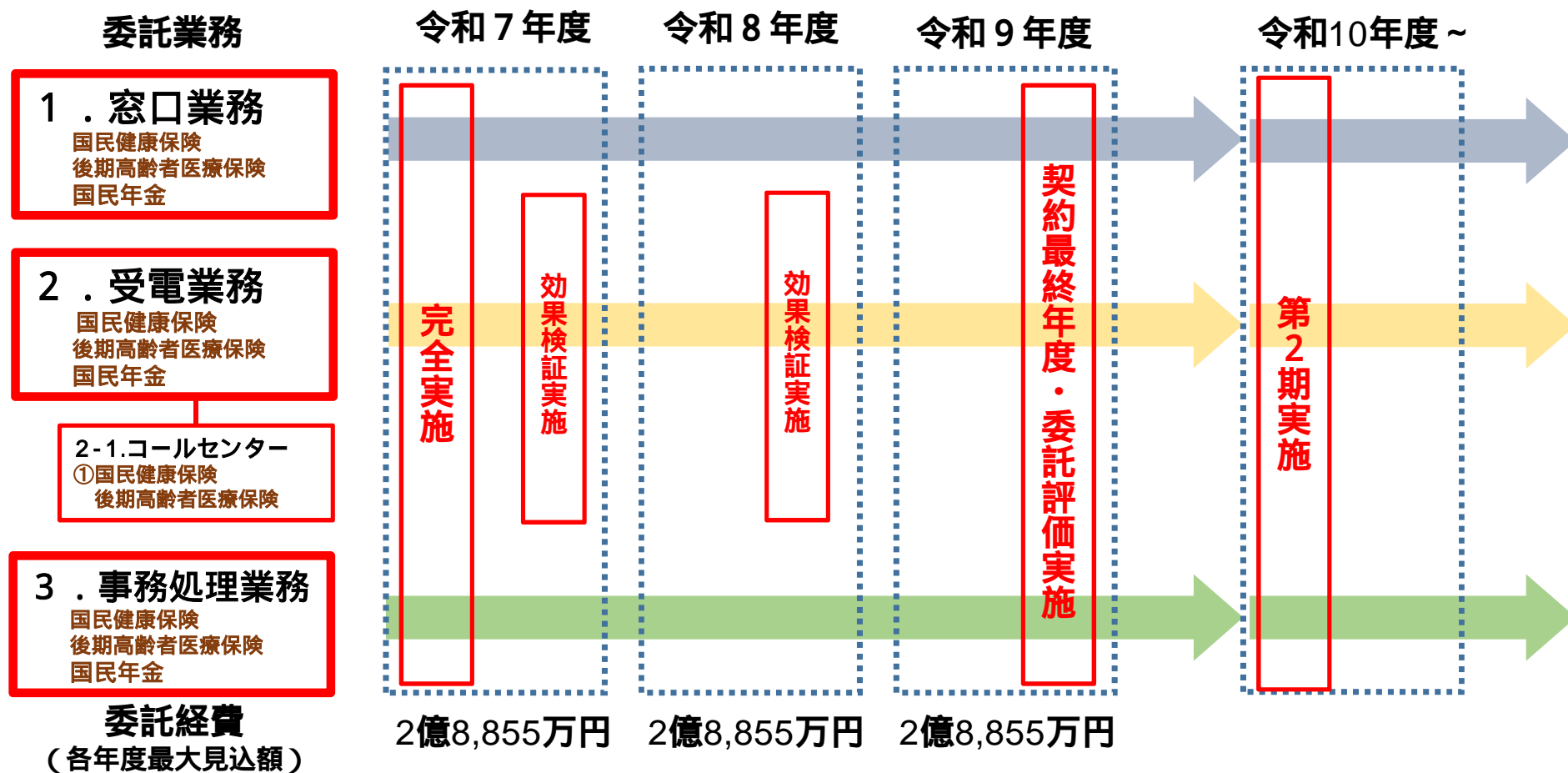
## 4. 段階的な実施（その1）

### 早すぎず、遅すぎず着実に効果をもてる段階的实施

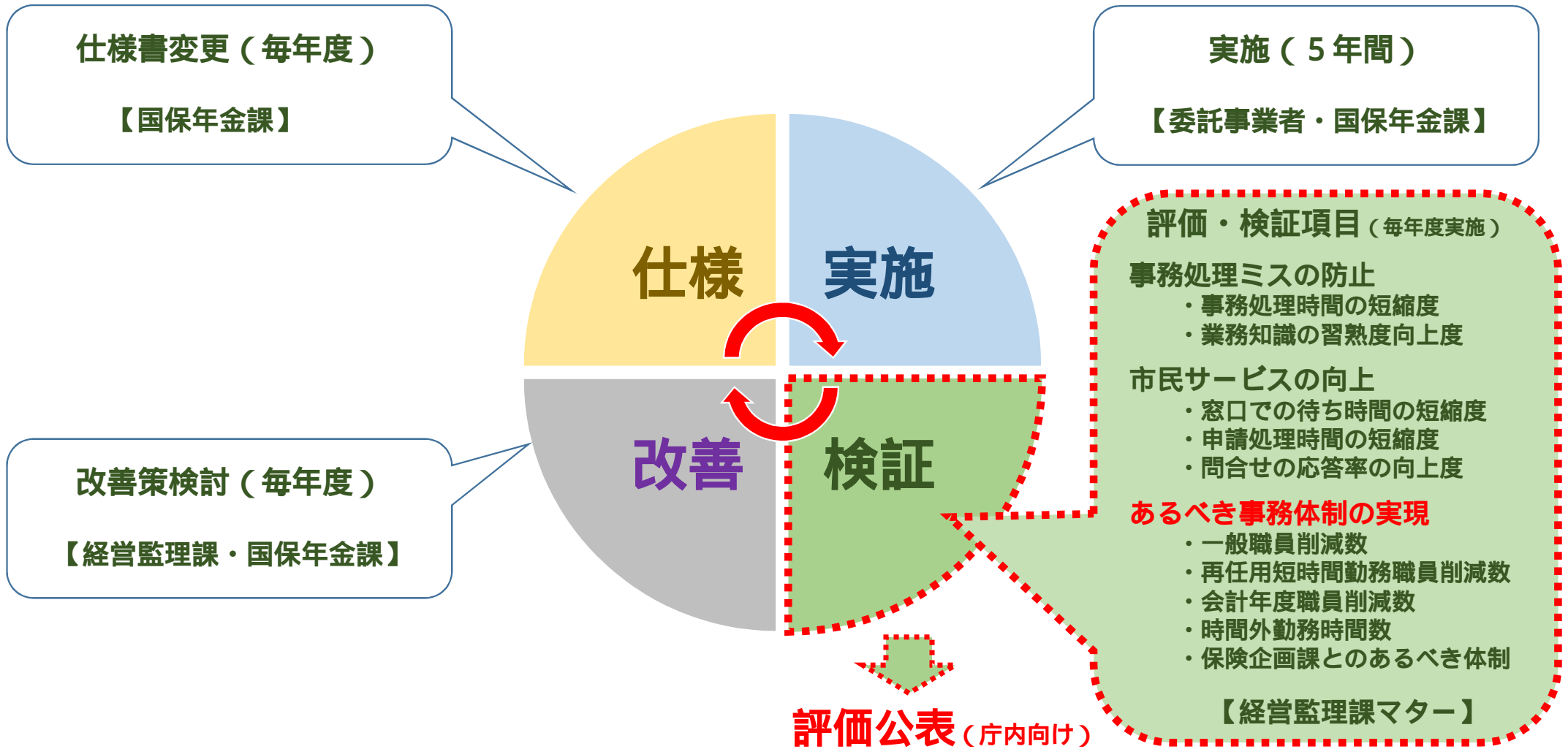


## 4. 段階的な実施（その2）

委託契約最終年度に効果を最大化し、次のステップへ



## 5. 継続的で効果の高い検証の実施（経営監理課）



# 国保年金課の一部業務委託における検証について（提案）・・・経営監理課

## 1. 目的

相模原市PPP（公民連携）活用指針（平成26年12月策定）においては、事業実施後に想定した効果が得られたか及び選択したPPP手法が適切であったかを検証し、検証結果に基づき、事業実施手法の見直し及び改善を行うこととしている。国保年金課の一部業務を委託するに当たっては、市民サービスの向上や職員組織体制等に関する検証項目及び目標値を設定し、定量的・定性的に効果を検証する。

## 2. 検証項目

各検証項目における目標値を設定し、年度ごとの達成度を確認する。検証する項目は以下のようなものを想定しているが、具体的な検証項目や目標値、検証体制等は今後検討していく。

### （1）市民サービスの向上

- ・窓口での待ち時間
- ・電話での問合せの応答率

### （2）事務の効率化

- ・申請処理時間
- ・事務処理ミスの件数
- ・事務処理手順の整備

### （3）職員組織体制の見直し

- ・職員定数の削減（対事業開始前年度比） 人事・給与課と連携
- ・一人当たりの時間外勤務時間の削減
- ・年次休暇、特別休暇、振替等の取得率
- ・組織改編（国保年金課と保険企画課の再統合を含めたあり方提言）

## 1 本市の動物愛護管理行政の今後の取組について

【健康福祉局 生活衛生課】

## (1) 主な意見等

(財政担当部長) 人と動物との共生社会推進懇話会とはどういう組織か。

(生活衛生課長) 協議会として設置しており、附属機関ではない。

(総合政策・少子化対策担当部長) 横浜市や川崎市など、条例について他都市の状況はいかがか。

(生活衛生課長) 現在のところ、横浜市も川崎市も多頭飼育の届出に係る条例は制定していない。横浜市と川崎市は都心部で、非常に人が密集している地域であり、多頭飼育についても近隣住民からの苦情等で状況が把握しやすいということから、届出制度を設けていないと伺っている。なお、川崎市は検討を進めており、横浜市は制定する予定はないとのことである。

(総合政策・少子化対策担当部長) 本件は動物愛護センターではなく、一時保護施設を整備するという提案か。一時保護施設で対応できるということか。

(生活衛生課長) 緊急性が高まっている。動物愛護センターについては、どのレベルの施設や機能が必要なかを整理した上で設置を検討するため、まずは猫を受入れてきていない状態を解決するために一時保護施設を設置したいと考えている。

(総合政策・少子化対策担当部長) 県内の動物愛護センターはどこにあるのか。

(生活衛生課長) 県内は神奈川県と横浜市、川崎市、横須賀市に設置されている。県の動物愛護センターは平塚市に設置されている。

(保健衛生部長) 動物愛護センターに求められる機能は大きく6点あるが、そのうちの猫の収容室、隔離室、トリミング室、譲渡準備室など「犬及び猫の引取り、譲渡し等に関すること」の一部分だけであり、動物愛護センターというには機能が限定されているため、一時保護施設としている。

(総合政策・少子化対策担当部長) この一時保護施設を整備すれば、それぞれの課題等を解決できるのか。

(保健衛生部長) 喫緊の課題解決に向け、まずは一時保護施設の整備が必要と考えている。

(総合政策・少子化対策担当部長) コストを抑えられるのか。

(保健衛生部長) 抑えられると考えている。

(財政局長) 動物愛護センターを今後どうしていくのか、全体像が見えないと難しい。インシナルコストに加え、ランニングコストが10年で2、3億円かかるとすれば、一時保護施設を整備することで機能が拡充され、動物愛護センターの設置は不要となるのか。今回の提案では、猫の一時保護施設のみを整備したいのか。それだけでは、費用対効果として難しいが、どのように考えているのか。

(生活衛生課長) 動物愛護センター機能の検討ということで、令和7年度末までには、今後センターを建てるのか、それとも一時保護施設で機能を拡充させるのかを決めたい。

(財政局長) ここで機能拡充をすれば、一時保護施設が動物愛護センターに替わり、動物愛護センターがあることと差が無くなるということであれば、相当の効果があり、推進していくべきものと考えられる。しかし、まずは一時保護施設を整備して、様子を見るということでは、あまりに費用が高い。今のところは方向性も決まっていないということか。また、条例について、県条例に罰則がないため、本市では新たに条例を制定し、罰則を設けるということか。

(生活衛生課長) 罰則の有無ではなく、早期発見に繋がる届出制度を設けることを目的としている。



( 財政局長 ) 県条例において規定頭数を 10 頭以上としているが、現在は県条例が適用されるということか。

( 健康福祉総務室長 ) 神奈川県動物愛護管理計画には、保健所設置市として本市も位置付けられているが、県条例が本市に適用されるということではない。

( 生活衛生課長 ) 県内指定都市 3 市は除外されており、適用されない。

( 財政局長 ) 市としては一時保護施設を整備することで、県などから設置要望のあった動物愛護センターの設置とすることが出来れば良いと考えている。

( 生活衛生課長 ) ランニングコストで 2,700 万円程度と説明したが、増額分は 428 万円だけである。動物愛護センターに求められる 6 点の機能をどのような体制で実施していくかという視点で整理し、検討してまいりたい。その上で、必要な施設等についても精査する必要があると考えている。

( 健康福祉総務室長 ) 大きく増額しないように運用したいと考えている。動物愛護センター設置を見据えての一時保護施設の整備であるが、6 点全ての機能がどこまで必要なのか等について、今後の一時保護施設の状況や多頭飼育の状況を見ながら、必要性、機能、体制を検討してまいりたい。当然、動物愛護センターは必要な施設だと考えており、それを見据えての提案である。

( 財政局長 ) 動物愛護センター機能の検討が先ではいけないのか。令和 4 年度から検討を続け、その結果が出たところで施設を整備するのが、本来のスキームであると考えている。先に別の施設を整備してから機能を検討していくことに違和感があるが、どうしても猫の一時保護施設を整備しないといけない理由について、これだけ待たなしの状況だということについて説明いただきたい。外的要因はあるのか。

( 保健衛生部長 ) ボランティア等による収容能力に限界が来ており、まず一時保護施設を整備する必要があると考えている。指摘いただいたとおり、動物愛護センターを先に検討すべきという意見があることは承知しているが、とにかくまず先に猫の一時保護施設が必要だということである。

( 健康福祉総務室長 ) ボランティアも 3 団体のみであり、限られた人員で対応している。高齢化も進んでおり、引取りも難しいという状況である。また、県の動物愛護センターでの収容も難しいという状況の中で、多頭飼育崩壊が現実的に起きているので、まず喫緊の課題解決手段として猫の一時保護施設を整備し、そこから発展させて動物愛護センターの設置に繋げていきたい。

( 保健衛生部長 ) 数年前までは県の動物愛護センターに、市で収容した犬と猫を搬送し、譲渡してもらっていたが、近年では県の動物愛護センターも多頭飼育崩壊により収容頭数が 80 頭のところ 250 頭程度となっており、本市から依頼しても受け入れが困難な状況が続いている。県の動物愛護センターへの猫の引き渡し頭数は、令和元年では 36 頭だが、令和 2 年が 2 頭、令和 3 年が 13 頭であり、今年度は依頼しても何ヶ月も搬送ができず、本市でどうにかしなければならない状況である。加えて、既にボランティアに非常に多くの頭数を引き取っていただいております。ボランティアも限界にある。本来、飼い主が飼えないという場合は市で引き取らなければならないところ、ボランティアが直接飼い主から預かっている状況にあり、市として、まずは収容施設を設置する必要があると考えている。

( 財政担当部長 ) 動物愛護センター機能の検討とは、求められる機能が大きく 6 点あるが、これらは全て同じ施設に設置するのか。ここにある機能のうち、何が足りていないのか。

( 生活衛生課長 ) 今現在足りてない機能としては、「犬及び猫の引取り、譲渡し等に関すること」、「動物の愛護及び管理に関する広報、啓発活動」、「その他動物の愛護及び適正な飼養のために必要な業務」である。

( 財政担当部長 ) 例えば、広報啓発活動などの機能が、動物愛護センターという一つの施設でなければならないのか。

( 生活衛生課長 ) 一つの施設である必要はないが、機能を動物愛護センターという施設にまとめ、総合的に取り組んだ方が効率的だと考えている。

(財政担当部長) 今回猫の一時保護施設を整備した際、他に何か検討する必要があるのか、その機能はどこが担っているのか。

(生活衛生課長) 不足している機能も含め、神奈川県に委託している。

(財政担当部長) その機能を自前で整備していくという検討を、一時保護施設を整備した後にすることに違和感がある。犬の抑留施設はどこにあるのか。

(生活衛生課長) 衛生研究所に併設している。

(財政担当部長) 今回、猫の一時保護施設の委託契約は同じ相手方か。

(生活衛生課長) 犬の抑留施設で犬の世話や捕獲などを委託する業者に、猫の一時保護施設についても管理を委託する予定である。

(財政担当部長) 拡充する分だけ委託費を増額するという認識で良いか。

(生活衛生課長) そのとおりである。

(財政担当部長) 人と動物との共生社会推進懇話会は附属機関ではないとのことだが、過去の経緯を見ると、平成29年2月に、動物愛護センター設置の検討体制として、当懇話会を設置したとある。そこで動物愛護センターの議論はされているのか。

(生活衛生課長) 資料では動物愛護センターのためだけに設置されたように受け取られてしまうが、動物愛護センターだけでなく、ガイドライン策定など動物愛護全般に対して意見を伺っている。

(財政担当部長) 動物愛護センターの機能について、議論されていないのか。

(生活衛生課長) 具体的なことについては、まだ意見を求めている。

(総務局長) まず多頭飼育届出制度の条例化というのは、平成22年に制定した「動物の愛護及び管理に関する条例」を一部改正するのか、それとも、この届出制度に特化して、新たに制定するのか。

(生活衛生課長) 「動物の愛護及び管理に関する条例」の改正を想定している。

(総務局長) 猫の一時保護施設について、これは喫緊の課題であり、先に取り組まなければいけないという説明だが、仮に設置したとして、例えばボランティア団体などから、他の機能を求める意見が出てくるのではないかという不安がある。この猫の一時保護施設は、公の施設として位置付けるのか。

(生活衛生課長) あくまでも喫緊の課題を解決するための施設であり、公の施設としない予定である。動物愛護センターについては、公の施設とすることを想定している。

(保健衛生部長) ボランティアからは、猫の収容先について、市でしっかり考えるよう強い要望があり、収容施設の整備について、理解いただけると認識している。今後については、その先に動物愛護センターの整備があるが、当面やらなければならないことを進めることで、理解していただけたと考えている。

(総務局長) 検討の進め方として、まず動物愛護センターのあるべき姿と必要性について議論し、その中で動物愛護センターが必要となった場合に、設置までには相当な時間がかかるため、前期の取組として猫の一時保護施設を整備し、次に中期、後期と進めるべきである。動物愛護センターの必要性は議論しなければならない。一番大きな部分を議論せずに、一番着手しやすい小さいところだけ取り組んでしまうと、最終的に大きな部分まで及ぶのではないかという不安がある。

(生活衛生課長) 全体的に取り組む中で、動物愛護センターについても検討したいと考えている。一時保護施設だけ進めたいということではなく、条例等で猫の引取りを少なくする、譲渡を増やすために新たなボランティア制度を開始するなど、総合的に進める中で、動物愛護センターの機能も検討していきたい。

(総務局長) 猫の一時保護施設という最小限の機能だけを整備するならば、機能を拡充して対応した方がより効果的だと思われる。

(生活衛生課長) 動物愛護センター機能の検討を先にすべきという意見について、どういう事業に取り組みれば、引取りが必要な猫の数が減少するのかといったエビデンスもない中で、拙速に動物愛護センターにどういう機能が必要かは判断できない。まず、パッケージで取り組みながら、同時進行で動物愛護センターの機能がどれだけ必要なのか検

討するとともに、ランニングコストについて、現状の約2,700万円から増額させずに現状確認を進めていきたい。

(財政局長)猫の一時保護施設を整備した際、犬の抑留施設の扱いはいかがか。

(生活衛生課長)犬と猫を同居させないという考えに沿って、現在と同等額のランニングコストの中で、猫を別の施設で管理したいと考えている。

(総務局長)一時保護施設は調整区域に設置予定で、開発調整課とも調整済みとのことだが、許可が下りる見込みはあるのか。

(生活衛生課長)施設の規模が非常に小さいため、許可は下りると伺っている。

(市長公室長)動物愛護センターの機能について、必要なのは施設なのか機能なのか。窓口業務・立入検査機能については生活衛生課にて対応可能で、収容・処置機能や啓発・教育的機能が不足しているとのことだが、これらも既存の施設で代用できるのではないか。本当に動物愛護センターが必要なのか。必要だということであれば、そのような資料にしてもらわなければ、必要性について判断できない。これまでの説明では動物愛護センターが本当に必要だとは感じられない。

(生活衛生課長)これまで収容等の機能は県の動物愛護センターに委託をしてきた。

(市長公室長)動物愛護センターに求められる機能が6点あり、既に生活衛生課内で対応している部分もあるとのことだが、これも施設として整備するのか。公共施設マネジメントの考え方においては、まず機能の必要性が議論された上で、次に施設が必要なのかどうかという議論になるはずである。

(生活衛生課長)本件は、動物愛護センターの必要性について、今後検討したいという提案である。それぞれの機能が一つの施設である必要があるのか判断致しかねている状況であり、例えば、施設を統合する際に機能を備えるのが良いのか、専用施設ならばどれぐらいの規模になるのか、何が一番必要なのか、検討してまいりたい。

(市長公室長)そうだとすれば、そこを先に検討すべきであり、少なくとも猫の一時保護施設を整備と同時並行で検討しなければ無駄になってしまう恐れがある。猫の一時保護施設を整備した後に、仮に動物愛護センターの施設が必要となった場合、改修しなければいけないのではないか。二度手間ということもあり、検討を同時並行で進め、まず必要性を判断しなければならないと考えている。猫の収容施設の不足が喫緊の課題で、一時保護施設が必要というのはわかるが、動物愛護センターの機能の必要性について、同時に今から検討を始め、一時保護施設の整備に間に合うように必要性も判断しないと難しいのではないか。

(財政局長)取組スケジュールの資料では、猫の一時保護施設を整備した後に動物愛護センター機能の検討をするようにしか見えない。動物愛護センター機能の検討を令和5年度からスタートし、猫の一時保護施設とは別に検討すると表記した方が良い。

(生活衛生課長)そのとおりであり、資料については修正する。

(市長公室長)改修整備は無駄であり、少しでも早く必要性を判断すべきである。

(財政担当部長)検討が令和6年度までは内部で検討し、令和7年度に外部とも検討を進めるというスケジュールではなく、速やかに検討を進めるべきである。

(生活衛生課長)今年度も懇話会の開催を予定している。

(市長公室長)動物愛護センター機能の検討は、本年度中から始めてもらいたい。多頭飼育の状況把握が難しいという説明だったが、状況把握はどのように実施しているのか。生活衛生課が実施しているのか。

(生活衛生課長)発見の仕方は様々あるが、福祉部局からの情報提供、市民からの苦情、そのほかにボランティアからの情報提供がある。福祉分野との連携強化と新たな取組として届出制度の新設により、さらに情報を把握できるようにしてまいりたい。

(市長公室長)地域包括ケア推進課が検討を進めている包括的支援体制について説明があったが、現在の相談窓口は生活衛生課か。市民への周知がされれば、情報の入手がしやすくなると思われる。包括支援体制の整備の中において、相談窓口の一つとして、動物の多頭飼育の状況把握の窓口機能を有するということが。

(生活衛生課長) そのとおりである。

(市長公室長) 猫の一時預かりボランティア制度を開始することだが、資格は必要なのか。一般公募で募集するのか。

(生活衛生課長) 資格は必要ない。既に人と猫との共生社会支援サポーターというボランティア制度があり、まずはこの中から募集をしようと考えている。

(市長公室長) 何人いるのか。全員に一時預かりボランティアになっていただくのか。

(生活衛生課長) 不妊去勢手術のサポーターが800名程度、相談を受けるサポーターが85名程度であり、声かけて、手を挙げる方がいれば、お願いしたい。

(市長公室長) いないという場合もあり得るか。

(生活衛生課長) 想定していない。既に神奈川県で同様のボランティア制度を実施していることをご存知であり、要望を受けている。

(市長公室長) 立入り調査等の権限は、現在ある条例の中で明記がされているのか。

(生活衛生課長) 立入り権限はある。

## (2) 結果

原案のとおり承認する。

- ・ただし、庁議の意見を踏まえ、資料を一部修正すること。

## 2 相模原市地球温暖化対策推進条例の改正について

【環境経済局 ゼロカーボン推進課】

## (1) 主な意見等

## (1) 1月10日審議)

(総合政策・少子化対策担当部長) 国の動向や他の自治体の動向等について説明いただいたが、計画を改定する具体的な背景について伺いたい。

(脱炭素社会・資源循環推進担当部長) 地球全体で平均気温上昇を抑えるという目標があり、温室効果ガス等自体は徐々に減っている状況であり、最終的には2050年には”0”にするのが目標である。2030年までの削減目標について、当初は2013年比26%の削減を目標にしていたが、その後46%になり、50%の高みに向けて挑戦し続けるという動きがある。

(総合政策・少子化対策担当部長) 背景の中で、低炭素を脱炭素にする具体的な示し方があるのではないかと思われる。

(脱炭素社会・資源循環推進担当部長) 主旨のところ、審議会の中でも意見があったが、第2条の2において、法律を参考に基本理念を新設しており、ここでは「地球温暖化対策の推進は、気候変動のもたらす影響が誰もが直面している差し迫った危機であることを踏まえ、地域特性に基づく気候変動の影響への適応に取り組むとともに、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの活用、森林の再生等に取り組み、2050年の脱炭素社会の実現に向け、市、事業者、市民等あらゆる行動の主体が相互に連携及び協力し、一丸となって行動するものとする。」と示しており、これが全体を通して、その考え方を表していると認識している。

(総合政策・少子化対策担当部長) 第3条1項の市の責務と、第23条の規定が重複しているのではないか。違いは何かあるのか。

(脱炭素社会・資源循環推進担当部長) 第23条については、市が所有する施設における再生可能エネルギーの利用促進という各論的な意味で市の取組を示している。対して、第3条については、市の施設に係る部分だけではなく、市が自ら取り組む様々な施策など全体に及ぶ行動に対して責務として規定している。

(総合政策・少子化対策担当部長) 市の施設について、今後、統合や集約されていく中では、第23条が必要になると思いつつ、なぜ市だけ規定されているのかと思ったが、率先して取り組まなければならないため必要だと理解した。第3条は全体的な規定であり、第23条はより具体的な規定ということで、今後再編の取組においても、本条例に基づいて進めていただくということによろしいか。

(脱炭素社会・資源循環推進担当部長) 本件は条例改正であるが、昨年に脱炭素ロードマップを策定しており、既にスタートしていると認識いただきたい。また、条例改正という意味では、改めて市全体で取り組むという姿勢を打ち出すということで理解いただきたい。

(財政局長) 今の議論については、総務法制課と調整してもらいたい。市が自ら率先するのは当然のことで、条例に規定する必要があるのか。わざわざ書かなければならないのか。今後調整するのかもしれないが、答えがあれば伺いたい。また、本条例の名称について、地球温暖化対策推進法と気候変動適応法とあるが、規模としては地球温暖化対策が大きく、そのうちの一つが脱炭素の取組だと認識していたことから、条例名が小さくなったように感じたが、それは問題ないと解釈して良いのか。

(脱炭素社会・資源循環推進担当部長) 条例名称について様々な考え方があるが、現行の条例は全て漢字で表記されており、市民にはわかりづらいだろうということで今回の改正案としている。中身について、条例名称が全てを表現しているかと言えば、そうではないが、中には、地球温暖化対策推進及び気候変動適応条例のような名称としている

自治体もある。事案課としては、脱炭素社会を前面に出していきたいと考えている。

(財政局長)今の説明では、条例名から逸脱した内容が含まれているという意味合いになるが、どう考えているのか。

(脱炭素社会・資源循環推進担当部長)逸脱している訳ではない。市民に周知するにあたり、やはり脱炭素社会が今一番のキーワードになっているということで、これを条例名称に使用したいと考えている。全国的に承知している限りでは、長野県と横浜市が同様の条例名称である。

(財政局長)他の自治体と比較することもないが、脱炭素社会を使用した条例名称でありながら、脱炭素以外の地球温暖化対策のより幅広い内容が含まれていると確認しているのか。

(脱炭素社会・資源循環推進担当部長)確認しており、横浜市においては2つ条例がある。

(財政局長)気候変動については、「さがみはら気候非常事態宣言」があり、多様な表現なものもどうかという議論もあるだろう。審議会の意見を踏まえた条例名称ならば良いが、その考え方について総務法制課と調整してもらいたい。また、「自ら率先して」という部分について、当然のことであり、市の条例に規定することではないと考えている。必要性について調整してもらいたい。

(総務局長)審議会等で意見があったとのことだが、改正案の新旧対照表を見て違和感がある。平成25年に地球温暖化対策推進条例を策定しており、地球温暖化という言葉が、条文中に何度も出てくる。脱炭素が世界的にも課題であり、注目されているが、条例名称だけを変更して、果たして新鮮さがあるのか。平成25年度に策定した条例の名称を変更し、所々に脱炭素という言葉を使用しているだけではないか。それならば、脱炭素に特化した新規の条例を制定した方がよりインパクトがあると考えている。条文を読んだ際に、内容としては地球温暖化対策のことがほとんどであり、紐づく計画も名称はそのままであるが、条例名称を変更することで、本当にそれがアピールになるのかという懸念もある。12月に部会説明で、3月議会の提案とのことで、時間的には猶予はないが、脱炭素に特化した条例を制定した方が良いと考えている。条例改正ではなく、新たに条例を制定すべきという意見はこれまで無かったのか。

(脱炭素社会・資源循環推進担当部長)条例名称の変更については、最後に議論している。現行の条例では脱炭素ではなく低炭素であったことや、気候変動適応について規定がされていないことを、時代に合わせた内容に改正するのが本来の目的である。その内容で諮問し、議論を進めていく中で、条文にある低炭素を脱炭素に変えるのは当然として、市、事業者、市民の責務を義務的で強力にするかどうかという意見もあったが、そこまではできないということであった。地球温暖化対策は脱炭素だけではないということで、別々ではなく、一つの条例の方が良いと考えている。

(総務局長)背景として、脱炭素社会の実現が世界的な課題であるとの説明があったが、地球温暖化など環境分野は範囲が広く、地球温暖化対策推進条例はそのままに、今の社会情勢などから「脱炭素」に特化して条例化していく必要があり、その部分は新たな条例とするアピール手法も戦略的であったのではないかと。あえて既存の条例の名称や内容を変更するのではなく、新たに条例を制定した方がわかりやすく、対外的にも説明しやすい。既存の条例を改正することで、本来の条例の趣旨から乖離してしまう、または解釈に疑義が生じることがあっては、改正する意味がない。法に基づいて条例があり、計画があるわけで、あえて改正する必要はない。

(脱炭素社会・資源循環推進担当部長)審議会でも最後に名称変更の議論となり、答申となった。審議会の答申に則しているという状況である。

(財政担当部長)改正のタイミングはなぜ今なのか。地球温暖化対策推進法が令和3年6月に改正されており、他の自治体では既に改正しているところもある。気候変動適応法は、さらに以前に公布されているが、本改正に合わせて改正することになったのかと思うが、このタイミングになった理由を対外的にどう説明するのか。

(脱炭素社会・資源循環推進担当部長)地球温暖化対策推進法が令和3年6月に改正され、動き出した。他市の状況を見ても、未だに低炭素という言葉を使用している自治体もある。気候変動適応については、第2次相模原市地球温暖化対策計画を策定することで対応していたため、条例改正はしていなかった。今回の改正に併せて内容を盛り込んだ形である。

(財政担当部長)実態に合わせて条例を改正するということであろう。グリーンボンドも気候変動と脱炭素の趣旨に適合しており、内容に異論はないが、これまで審議してきた過程があり、このタイミングで提案できたということの良いのか。

(脱炭素社会・資源循環推進担当部長)そのとおりである。

(財政局長)総務局長からも意見があったが、条例名称は原案のとおりで良いのか。これまでの議論の中でも、脱炭素に変えてよいのか、今変える意味は何か、脱炭素に特化した内容で地球温暖化対策全体を表すことになるのか、最終的な結論が出ていないが、どう考えているのか。

(脱炭素社会・資源循環推進担当部長)条例名称が硬いというのはある。条例について市民に全てを説明することは難しいが、名称を変えることで、何かが変わっていると示したい。

(財政局長)脱炭素とゼロカーボンと同義か。

(脱炭素社会・資源循環推進担当部長)そのとおりである。

(財政局長)脱炭素社会を打ち出していきたいというのは理解できるが、わかりやすさの観点からすると、地球温暖化の方が定着した表現であり、課題意識があると思われる。改正理由がわかりやすさと言われると、違和感がある。脱炭素社会を打ち出したいとのことで、新しく条例を制定するのであれば、何も異論なかったであろう。可能であれば、総務法制課と調整し、検討してもらいたい。

(市長公室長)財政局長と総務局長と同意見である。地球温暖化という広い意味合いのところ、逆に脱炭素ということで、狭まってしまい、後退イメージが付く懸念がある。しかしながら、地球温暖化の内容になっており、条例名称と中身が合致していない。条例名称は非常に重みがあり、これによって市の姿勢が問われるものである。市民へのわかりやすさについての議論はあろうが、財政局長の意見のとおり地球温暖化の方がわかりやすく、名称と中身も合致する。本条例に関係する地球温暖化対策計画等の名称は変更しないとのことで、本条例の名称だけが独り歩きしてしまい、中身を伴っていない印象である。本当にこれでいいのかという議論になってしまうので、条例名称について再検討してもらいたい。脱炭素に特化した新規条例を制定する方法もあり、現行条例を改正する方法に相当な違和感を覚える。また、市民の責務として温暖化対策のための措置を講じると規定されており、脱炭素社会づくり条例となれば、市民の責務もそれに合わせて、脱炭素に限定することになり、市民の責務が本当にそれで良いのかという議論になってしまう。条例の名称は、中身にも計画にも及ぶはずなので、慎重に検討するべきだと考える。これは確認だが、中小事業者への支援という新しい支援が規定されているが、具体的にはどのような支援策なのか。

(脱炭素社会・資源循環推進担当部長)現行条例でも既に3年間にわたり75万円の助成をしているが、本改正に伴い金額を100万円に増額する。また、現在金額的に20団体程度にしか助成ができないところを50団体にするということで、重点施策の脱炭素社会推進加速化事業の中で、連動して庁議に付議している。

(市長公室長)助成拡大の財源は何か。

(脱炭素社会・資源循環推進担当部長)国の補助を活用してまいりたい。

(市長公室長)本日の議論は一旦ここまでとさせていただき、別の日程で議論を継続したい。条例名称に対する意見が出ているので、可能ならば再調整をお願いしたい。

(11月14日審議再開)

前回の議論を踏まえ、条例名称を変更。

(市長公室長)市の再生可能エネルギー導入に係る規定の追加として、再生可能エネルギー導入に努めることについて規定するとあるが、努めるではなく、図るという表現ではないのか。要は100%再生エネルギーの電力を使うようなこともあり、市の姿勢としてももう少し強い表現でもどうかと考えている。そのままでも構わないが、これは意見である。

(脱炭素社会・資源循環推進担当部長)検討する。

(2) 結果

原案を一部修正し、上部会議に付議する。

・条例名称について、「(仮称)さがみはら脱炭素社会づくり条例」から、「さがみはら地球温暖化の防止に向けた脱炭素社会づくり条例」へ修正する。



## 3 宇宙関連事業のあり方と必要な施策等について

【市長公室 観光・シティプロモーション課、教育局 博物館】

## (1) 主な意見等

( 財政局長 ) 最後に、中核施設が重要であり、その施設の魅力向上のためには、改修が必要との説明があったが、この理屈であれば、市としてプラネタリウムの更新が今後の宇宙関連事業に繋がっていくことになるとのことで、財政局としても、市の仕組みとして取り組むべきだと考えている。

( 総務局長 ) 今後さらに、トータル的に充実させていくとのことだが、具体的な費用としてプラネタリウムの改修費用は示されているが、全体の総事業費は積算されているのか。本件がこの決定会議において承認された際に、何が承認されるのか。

( 市長公室長 ) 今後このように進めていくという方向性を承認するものと認識している。

( S D G s ・シビックプライド推進担当部長 ) それぞれの事業を連動させていくことが重要であり、この決定会議での承認で事業化するものではない。

( 財政局長 ) これからこういう方向性で検討していくという説明だったので、事業費なども今後検討した上で示されるものと解釈している。

( S D G s ・シビックプライド推進担当部長 ) あくまでも様々な取組に宇宙の要素を入れ込むことが主である。

( 市長公室長 ) 今後新たな取組を検討していくとのことで、必要に応じて外部の関係団体にもヒアリングするという説明があったが、その点は、資料にも反映させてもらいたい。想定スケジュールにおける教育の部分について、宇宙教育の実施とあり、学校での J A X A と連携した授業ということで教育資料や教材の試験的活用ということになるかと思うが、もう少しスケジュールを前倒ししてもらいたい。J A X A も宇宙教育センターを新たに設置するなど力を入れているので、本市の教育委員会としても力を入れてもらいたい。

( 博物館長 ) 学校に対して J A X A から模型等の貸出が可能とのことで、これからリストを頂戴し、それで巡回展示するなど検討してまいりたい。また、J A X A に派遣されている教諭があり、授業プランを作っているの、より活用できる仕組みを作り、宇宙に親しめる授業をしてまいりたい。

( 市長公室長 ) 学校の中に大型テレビジョンなどあり、そこに宇宙の姿や J A X A の取組などを映すことは可能だと思われるので、少しでも早くから取り組んでもらいたい。

( 生涯学習部長 ) 理科の授業なども関連していると思われる。来年度に早めることができるかどうかも含めて検討してまいりたい。

## (2) 結 果

原案のとおり承認する。

- ・ただし、庁議の意見を踏まえ、資料を一部修正すること。

## 4 市観光情報等発信機能の強化について

【市長公室 観光・シティプロモーション課】

## (1) 主な意見等

(財政担当部長) 他市等の状況について伺いたい。

(観光・シティプロモーション課総括副主幹) 横浜市、川崎市、八王子市、さいたま市、千葉市を調べたが、基本的にどこの自治体も観光協会を目立つところに設置していない。駅近の人通りが多いところに、観光情報の発信スペースみたいなものを設けているというのが、共通している。

(財政担当部長) 発信スペースは人通りの多いところにあるが、事務所は雑居ビルなどに入居していることが一般的ということか。

(観光・シティプロモーション課総括副主幹) そのとおりである。

(SDGs・シビックプライド推進担当部長) 川崎市では、川崎駅から5、6分にある本市で言う産業会館のような公共施設の8階にある。他は、市役所の近くが多い。

(財政担当部長) 駅近に発信スペースを設置するという今回の趣旨は一般的な在り方に合致するということが。

(SDGs・シビックプライド推進担当部長) 合致する。

(総務局長) 賃料を下げてもらうなど、様々な努力をされているということは、非常に伝わってくるが、やはり観光協会が橋本から相模原に移転するという点については、どうしても賛成できない。そういう意見であることは承知してもらいたい。

(SDGs・シビックプライド推進担当部長) 本庁舎と観光協会が離れているので、少し立ち寄りということができない。これまで以上に観光協会とコミュニケーションを取り、より発信など強化してもらう。これまでなかなか話す機会が取れなかった。近くなれば、よりコミュニケーションが取りやすくなり、情報発信が強化できると思われる。

(総務局長) 神奈川新聞で大きく特集されていたが、リニア中央新幹線の駅が設置される予定であり、相模原と言えば橋本駅と注目されている中で、雑居ビルの3階でどこにあるのかわかりづらいとしても、橋本に観光協会があるということが大きな本市のアピールポイントだと考える。また、移転費用など観光協会にかかる費用は観光協会ではなく、全部市が負担するのか。

(観光・シティプロモーション課総括副主幹) 今回の移転費用については補助金で対応する予定である。

(総務局長) 観光協会が移転するので、観光協会の経費となるべきではないか。そこまで市が負担するのかと驚きと違和感がある。全くの民間団体に対して、そこまでするものなのか、果たしてそれで良いのだろうか。

(財政局長) 大した収益事業が無く、一番の収益がサガミックスである。そこは、今後しっかりと指導をしていく中で、徐々に自立化してもらう必要がある。今回のような移転費用等についても自主財源で対応してもらうべきだと考えている。

(市長公室長) 外郭団体の見直しを予定している。

(総務局長) 観光協会は、目の前にあるチャンスを活かしていないのではないか。

(市長公室長) 各外郭団体は市に対する依存が強く、その意識を変えていかなければいけないので、見直しを実施してまいりたい。

(財政局長) プロモーションスペースは市の専用スペースになるのか。

(観光・シティプロモーション課総括副主幹) 使用に関する協定を締結し、基本的には市が、観光情報の発信や地域振興に繋がる取組などに活用していくことになる。

- (財政局長) 賃料の比較において、おそらく $m^2$ 単価は近傍類似価格とのバランスがあるため貸主も下げられないであろう。例えば、全体で約 $200m^2$ を使用できるので、 $200m^2$ で賃料を割り返した際の $m^2$ 単価を示してもらえると、市長も $m^2$ 単価の相場を把握されてい

るので、そういう見せ方もあったのではないかと。プロモーションという観点で、総務局長の考えは当然であり、橋本から移転することに対して意見もあろうかと思う。将来的な在り方の検討について、橋本に戻る可能性があるならば、橋本駅周辺の開発まで待つべきという意見が出るので、観光協会の事務所の場所を相模原と決定したとしても、プロモーション部分については、橋本や相模原の開発に合わせて拡充させていくという説明の方が良い。観光協会の事務所が定着しないということが最も良くない。事業概要では、財政負担の軽減を図るとなっているが、これは二次的な効果だと思われる。相模原に移転した方が、今よりも市観光情報等の発信強化が期待されるということが一番ではないのか。現在の家賃が高すぎるために移転する訳ではないので、資料においても、主たる目的が発信強化であり、移転による二次的な効果として財政負担が軽減されるということで整理してもらいたい。

(総合政策・少子化対策担当部長) プロモーションスペースは観光協会の利用は想定しているのか。

(観光・シティプロモーション課総括副主幹) 基本的には、観光協会が事務所の前で、プロモーションビデオの放映、パンフレットの配架、ポスターの掲示などをしていく。併せて、本市の事案課がこの場所で、一定期間PR活動をする、又はある一定期間に地元の商店街が販促活動するなど、そういった活用も想定している。ただ、基本的には観光協会が使用すると想定している。

(総合政策・少子化対策担当部長) いずれプロモーションスペースを活用したいという事案課もいると思うので、その使用に係るルールも整理してもらいたい。

(観光・シティプロモーション課総括副主幹) 市と観光協会と貸主と3社で、覚書のようなものを締結して運用していくことになる。

(SDGs・シビックプライド推進担当部長) 新たなスペースであるため活用するイメージができないと思うが、活用の方法は数多くあると考えている。特に、周辺に工業的な施設がないため、地域振興に有効な拠点として活用できると考えている。

(市長公室長) 総務局長からも意見があったが、橋本駅のまちづくりの中で観光案内所のような観光発信の拠点を整備する検討をしてもらいたい。どういう形になるかはわからないが、そういう機能が必要だと考えている。都市建設局を始め、全庁的な情報共有も含めて、検討する会議体を組織し、そういう機能を取り入れてもらうように進めてもらいたい。賃貸契約が永久的な認識であったが、1年契約ということでもよろしいか。

(SDGs・シビックプライド推進担当部長) 確認済みである。

(市長公室長) 今後の相模原駅周辺のまちづくりがどうなるか未定だが、この開発に合わせて事務所を再度移転するということもありえるのではないかと。

(SDGs・シビックプライド推進担当部長) そこは重々説明している。

## (2) 結果

原案のとおり承認する。

- ・ただし、庁議の意見を踏まえ、資料を一部修正すること。

## 5 (仮称)さがみはらみんなのシビックプライド向上計画の策定について

【市長公室 観光・シティプロモーション課】

## (1) 主な意見等

## (11月10日審議)

(総合政策・少子化対策担当部長) アピールポイントを導出するにあたり、SWOT分析を実施しているが、市民の市への愛着度や継続居留意欲が高いというのは、本当に強みなのだろうか。この強みとして挙げている項目が果たして本当に強みなのか。また、JAXAは内部環境となっているが、外部環境ではないのか。この部分について、どういう整理でこうなったのか説明してもらいたい。

(観光・シティプロモーション課担当課長) SWOT分析で強みに挙げている市への愛着度と継続居留意欲については、シティプロモーション戦略においても、特にその2点について市民の認識が高いという点で強みだと整理されている。また、外部環境として機会という項目があるが、ここにはリニア中央新幹線の新駅などが分類されており、新たに整備する場合などが該当する。対して、JAXAを含めた各施設は既に市内に存在しているため内部環境に分類するのが一般的である。

(総合政策・少子化対策担当部長) 愛着度や意欲というのは曖昧であるが、何かエビデンスはあるのか。

(観光・シティプロモーション課担当課長) 市への愛着度がある市民の割合が76.8%であり、その内20歳代と30歳代では76.5%である。また、これからも住み続けたいと回答した市民が82.1%で、その内20歳代と30歳代は79.0%である。

(総合政策・少子化対策担当部長) アンケートで結果が出ているのであれば問題ないが、本市は以前にそのようなランキングが低いこともあったと認識していた。

(観光・シティプロモーション課担当課長) イメージ調査すると、他市でも同じような愛着をやっているところがある。横浜市でも、地区によっても上下はあるが、かなり愛着度が高い結果である。

- (総合政策・少子化対策担当部長) 目標とする指標の数値は低くても良かったのではないかと考える。数値が低いので、これから伸ばすポイントとしてこういうことを進めていくという整理もあったのではないか。

(SDGs・シビックプライド推進担当部長) 本市の弱みは露出度が少ないことだと考えている。

(観光・シティプロモーション課担当課長) 市民に愛着と住み続けたいという気持ちがある中で、さらに子育て施策などの充足を踏まえると、まさにこれが本市の強みなのだと認識している。子育てしやすいので、本市に住んでもらい、住み続けてより実感してもらう。弱みを克服する方がやりがいもあると思うが、愛着と継続居留意欲があることを認識し、さらにこれを発信していくことで、市内外の人に魅力を感じてもらう。これが本計画の目的である。

(総合政策・少子化対策担当部長) 「子育てしやすいまち さがみはら」など4つのアピールポイントがあるが、この4つを掲げた理由は何か。

(観光・シティプロモーション課担当課長) 今回アピールポイントを4つ設定しているが、これまでシティセールス、シティプロモーションとして、本市には魅力が数多くある一方で、絞り切れていないという課題があった。しっかりと絞り込んでアピールしていくことが、限られた資源の中で魅力を感じてもらうために重要だと考え、アピールポイントを設定した。このアピールポイントを導き出すには、SWOT分析の4つの項目を掛け合わせるクロスSWOT分析を活用しており、これを中心に、今日的な手法によってプロモーションし、シビックプライドの醸成を図っていききたい。

(総合政策・少子化対策担当部長) 今のアピールポイントの導出についてしっかりと説

明すれば、4つのアピールポイントの説明に繋がると思われる。

(SDGs・シビックプライド推進担当部長) 今までシティセールスと言えば総和的だったが、今回アピールポイントを整理したので、そこを中心に発信していく。他の魅力をアピールしないということではなく、アピールポイントを中心に力を入れていくということを、本計画で示している。

(市長公室長) ここで一旦議論を中断し、後日引き続き議論をすることとする。

(11月14日審議再開)

議論を再開

(財政担当部長) シビックプライド向上計画の本編において、発信手法毎の取組スケジュールが分かりにくい。今考えられる取組を引き続きやることに意味があるという趣旨は理解しているが、メリハリが無く、ここで決定してしまっているのか。

(財政局長) 何年に何をやるのかが決まっていれば、当該の表は必要だが、本件のように、各発信手法を計画年度中に取り組みだけというのであれば不要である。計画期間中に進めていくという旨を記載すれば問題ない。

(財政担当部長) 発信手法はそれぞれ内容が異なるが、計画期間中は継続して取り組むのであろう。だとすれば、効果や成果が達成されているのか見直しをする必要があると思うが、毎年何らかの形で評価や検証をするのか。

(市長公室長) 計画の見直しはするのか。

(観光・シティプロモーション課担当課長) 進捗状況の把握については、シティプロモーション推進本部会議に各指標の数値を報告し、進捗状況等を検証していく。さらにその結果を計画に極力反映させていくことを想定している。

(財政局長) 計画の本編に推進体制などが書いてあるので、その部分に今説明された内容も記載すれば良い。

(財政担当部長) 最終目標も設定してある指標は、意識調査の結果によるものだが、途中での評価はどのように行うのか。

(財政局長) 年表に何も記載がないので、途中で評価はできず、最終評価しかできないのではないかと。

(財政担当部長) 有効性がわからないままやり続けるということか。

(観光・シティプロモーション課担当課長) 令和3年の基準値からどれだけ伸びているのか、最終目標値である令和9年度の数値に向けて、どれだけ不足しているのか、これらが検証対象になると認識している。

(財政担当部長) 毎年調査するのか。

(観光・シティプロモーション課担当課長) 毎年調査する想定である。

(財政担当部長) 毎年調査することにより、数値が毎年変わる中で、どこに力を入れようかと考えた際に、どういう議論をするのか。

(市長公室長) 少なくとも、最終目標である令和9年度の前年度には効果検証をする必要があるのではないかと。

(観光・シティプロモーション課担当課長) そうなると想定している。

(市長公室長) その辺りをまとめて計画にも記載した方が良い。

(財政局長) 中間年度に1回効果検証をやるべきだと考える。

(市長公室長) 中間年度の令和7年度に一度効果検証をするなど、計画の中でも示してもらいたい。

(財政担当部長) 今考えられる発信手法に取り組んでいても、将来に別の有効な手法があれば、それを取り入れられる仕組みにするべきである。

(財政局長) 計画期間が長ければ、中間年度で効果検証して見直しもできるが、期間が短いので見直しができるかどうか。いずれにしても計画には効果検証し、必要に応じて見直しする旨を記載した方が良い。

(総務局長) 「さがみはらみんなのシビックプライド条例」の中で、「シビックプライドを

高める取組を効果的かつ計画的に推進するための計画を定めます」と規定しているため、本計画を策定すると理解しているが、条例で定めるとしていたシビックプライド向上計画は、この内容をイメージしていたのだろうか。この内容は、総合計画や推進プログラム等と重複しており、それを検証して評価するというところに違和感がある。説明資料の概要では、「本市と関わりのあるみんなのシビックプライドを高めるとともに、本市の魅力を発信するシティプロモーションを効果的かつ計画的に推進するため、計画を策定するもの」とあるが、計画案を見たときに、本当に市民がそう感じるだろうか。行政が策定した計画という感じがしており、せっかくシビックプライド条例が制定されたのに、旧態依然の計画になってしまっていると思われる。この計画で、何を市民や事業者に発信したいのか。

(観光・シティプロモーション課担当課長) 策定にあたっては、主にシビックプライド向上計画策定委員会で議論を重ね、その他にオープンハウスや庁内ワーキング等を実施してきたところであり、シティセールス推進指針でも本市には様々な魅力があるとしているが、今回、シビックプライドを高める、また、シティプロモーションを推進するという中で、数多くの意見を集約してきた。その中で一番のポイントは、アピールポイントの設定であり、数ある魅力を絞り込むことで、持続可能な行政にも繋がっていくというところが大きなポイントだと認識している。4つのアピールポイントは、シビックプライドの醸成と、シティプロモーションにも繋がる大きな柱であり、それを今日的な発信手法や多様な主体との連携により発信し、魅力を伝えていきたいと考えている。本市には様々な魅力があるが、それをうまく発信できていない、感じていない、若しくは認識していなかったのも、しっかりとターゲットを絞り、アピールポイントを発信してまいりたい。中には他にも魅力があるという意見などもあったが、アピールポイントを中心に、市民のシビックプライドを醸成するきっかけにする、また、新たに相模原市に住んでみたい、相模原市は面白いところと思ってもらうための計画として定めることについては、策定委員も理解されている。この決定会議では、この部分の説明が足りていなかったのだと思う。アピールポイントを柱として、これから全力で発信し、市民に感じていただく。また、シティプロモーションにおいて東京都、神奈川県20歳代30歳代をメインターゲットとして、集中して取り組んでいくということが、本計画のポイントである。

(総務局長) 今の説明とこの計画の内容が一致していない。

(財政局長) 今説明された内容を、本計画のポイントとして、第3章の基本方針・基本施策のところ載せることで、アピールポイントを中心に進めていくということがわかりやすくなる。

(総務局長) シビックプライド条例が制定され、本計画を策定するにあたっては、従来の計画のような厚い冊子で、棚に置いておくだけになってしまわないようにしてもらいたい。誰もが気軽に持てるような薄い冊子で、シビックプライド向上計画とはこういうものなのか、相模原市のアピールポイントはこれなのか、というように気軽に手に取ってもらえるような工夫が必要だと考えている。

(観光・シティプロモーション課担当課長) 策定委員からも同様の意見をいただいている。パッと見てわかりやすい概要版を作って欲しいと意見である。

(市長公室長) 概要版やパンフレットなど検討してもらいたい。またSNSで発信する際も、その概要版を使うなど目につきやすいように取り組んでもらいたい。

(総務局長) 個人的には、計画本編においても、文章を無くし、全てイラストや資料などだけにしても、伝えたいことが伝わるという気がしている。文字がなくても、ビジュアル的に目で見て訴えかける。あとは見た人が様々なことを感じてもらえればいかなと考えている。シビックプライドだからこそその新しい計画とのことで、工夫したというアピールにもなると思われる。

(市長公室長) そこは工夫してもらいたい。

(政策課長) アピールポイントの「子育てしやすいまち」の部分は、少子化対策検討会議の資料を引用しているかと思うが、議論が進んでおり、表現が変わっている部分もあるの

で、表現を揃えるように修正していただきたい。

(観光・シティプロモーション課担当課長)承知した。

(市長公室長)基本施策に部分に魅力の発掘と更なる発信とあるが、ここに、本市で取り組んでいる施策事業の充実を図り、魅力を高めていくという意味合いで、魅力の向上というのも追加してもらいたい。

(2) 結果

原案を一部修正し、上部会議に付議する。

- ・ただし、庁議の意見を踏まえ、計画案を修正すること。

## 6 脱炭素社会推進加速化事業の実施について

【環境経済局 ゼロカーボン推進課】

## (1) 主な意見等

(総務局長) 脱炭素の取組は積極的に進めていただきたい。最後の全体スキームの説明のところで、例えばという表現だったが、事業をイメージするにあたり妥当な金額なのか。

(公園課長) あくまでもキャッシュフローを簡易的に示すものであり、1億円というのは、わかりやすい数字として示したもので、実際の事業費はこれから積算する。

(総務局長) この数字自体が全く違う数字になる可能性もあるということか。

(公園課長) 可能性はある。

(総務局長) そうだとすれば、この数字がただのイメージであり、市にとってプラスなのか、マイナスなのか、判断ができない。

(公園課長) 事業者からのヒアリングでは、電力の買取については、貸付料や事業者の利ざやを乗せても、実際の買取金額より下がるだろうと伺っている。

(総務局長) 例えばということで、他市の例などを示した方がより現実的だと思われる。

(総務局長) 湖月荘の跡地は県から譲渡された際に公園などを整備する利活用計画を定めていたとしても、令和元年のサウンディング調査において、公園的要素のある施設としての利活用は困難との結果だったのであれば、公園整備までの暫定事業として実施することが矛盾している。公園整備が困難だということであれば、公園整備については断念すると、市として判断できないのか。公園整備をするかもしれないという中途半端な状況であり、今回の太陽光発電設備の設置期間も曖昧である。

(公園課長) 事業期間は20年としている。

(総務局長) そうすると、公園整備は20年間やらないということか。

(公園課長) 公園としての本格整備については、20年後になるかと思われる。

(総務局長) そこは明確にしておいた方がよい。地域から公園整備はしないのかという意見があった際に、判断に迷う可能性があるならば、当面20年間は公園として整備はしないと言い切っても良いのではないかと。地域から要望等があると決定していたことも再度検討することもあるため、できないものはできない、やらないことはやらない、と明確にし、その代わりに今回の太陽光発電設備の設置に方向性を切り替えるとした方がよい。曖昧にしてしまうと、結局数年後にまた悩むことになりかねない。20年間は整備しないということを明確にすべきである。

(公園課長) 事業期間20年が暫定事業という考え方の整合性等については、調整会議でも意見があった。

(総務局長) 一般的に20年が暫定と言えるのか。太陽光発電の期間が数年間ないと効果も表れないかもしれないが、20年を暫定とするのは、いかがなものか。暫定という言葉の使い方として気になるところである。

(財政局長) 一般財源について、令和4年度の約5,200万円と令和5年度の約6,200万円の差額は何か。局枠予算などで対応するのか、など調整はできているのか。また、この決定会議で、各事業を進めていくという意味決定するのか。例えば、木質バイオマスボイラー導入事業は、様々な調整をしていたと認識しているが、令和5年度に設計し、1台530万円だとした場合に、方向性を決めるのか。今回の審議事項はどうなっているのか。

(脱炭素社会・資源循環推進担当部長) 国の補助金を活用し、この重点加速化事業として5年間の事業を新設するというところで庁議に付議している。SDGs本部会議において、各事業を実施していくと説明する予定である。

(地域経済政策課長) 令和4年度の予算を局枠内から落とし、この5つの事業について



そのまま全部枠外で要求させていただく。

(財政局長) 総合計画推進プログラムに位置付けるのか。

(地域経済政策課長) 位置付ける。

(財政局長) 資料では、事業実施するにあたり各事業期間が不明であり、事業費については令和5年度だけしか示されていない。各事業の年度スケジュールはある程度決まっているかと思うが、例えば、木質バイオマスボイラー導入事業は最終的にいつにいくらかかるのか。令和4年度と令和5年度が示されている事業費で良いとしても、令和6年度以降に多額の一般財源の負担が控えているかもしれないならば、判断できない。SDGsの本部会議にて、各事業の実施について審議するのか。

(脱炭素社会・資源循環推進担当部長) SDGsの本部会議でも、大枠での説明であり、内容は変わらない。

(財政局長) 順番が逆ではないか。各事業の審議があって、その後取りまとめたものを審議するのではないか。今回の決定会議で本件を承認した場合、令和4年度と令和5年度は資料のとおり進め、その後の事業費がいくらになっても、事業実施が決定されているということになってしまうのではないか。

(政策課長) 方針を本部会議で決定し、個別の事業については、庁議が必要な事業は庁議で審議するという流れである。そういう意味では順番が逆になっているが、この決定会議では個別の事業が決定されるものと認識している。ただ、本部会議で承認されなければ、当然個別の事業が決定していても、次年度に繰り越す、もしくは再審議することになる。

(財政局長) 順番が逆だと何を決定すれば良いのか。

(政策課長) ここで示されている事業を審議する。後年度の事業費負担なども、この決定会議の中で説明を受け、決定するものである。

(市長公室長) ただし、本部会議で承認されていないので、条件付きでの審議ということになる。

(財政担当部長) それならば、木質バイオマスボイラー導入事業は、これまで多くの議論がされてきた中で、この資料だけで決めるとするのは、いかにも乱暴ではないか。交付金事業であることと、脱炭素社会の実現が重要であることは承知しているが、本来庁議に諮る際は、事業毎に詳細な資料を基に議論しなければならないが、本件のようにパッケージとしてまとめて諮ることが、果たして他の事業の審議と比べて良いのだろうか。

(政策課長) 決定会議に向けて資料をまとめてあるが、調整会議ではより精緻な資料で議論をしている。

(財政担当部長) 湖月荘の暫定事業の部分について、背景がわからないが、令和元年に実施したサウンディング調査で公園的な施設の利活用は困難というのは、公園として施設管理をする業者がいらないのか、市民が不要と考えているのか、どういう観点でこういう結果になったのか。

(公園課長) 無償譲渡された後、当初は地元住民とワーキングを実施して、どういう公園にしていくかと議論していた経緯があるが、現在は特に要望等は無状態である。令和元年度のサウンディング調査においても、例えば公園的要素として、フットサル場、ゲートボール場、市民農園、バーベキュー場、などの施設について、事業者が施設を運営できるかというサウンディングをしたが、ここではできないという結果になった。ただ、あくまで事業者サイドからするとできないという判断であり、太陽光の発電設備を設置することについて可能であると伺っている。単純に公園課が、例えば街区公園に整備するというのであれば、普通の公園整備であり可能である。

(財政担当部長) 県から譲渡された土地に制約はあるか。公園としての利活用でなければ、本市として無償譲渡されたものを返さなければならないという条件があるのか。

(公園課長) 経緯としては、そういう条件で旧町の頃に調整していた。

(財政担当部長) もしもその条件を覆すとなれば、県とも再度調整が必要になってくるということか。

(公園課長) 現在、県に担当部署が存在していないので、どこに問い合わせるのがわからない状況である。

(財政担当部長) 行政財産として目的が果たされていないので、普通財産にして貸し付けることや、未利用資産として売却することで、未利用資産の活用の観点になると考えている。それを暫定利用として事業で20年間使用するのは、解決策としては適切ではないと思われる。むしろ本事業に活用するために、堂々と県と交渉して、調整できれば、この土地をより活用できるであろう。行政財産の貸付は相当制約がかかるので、よく確認してもらいたい。事業実施の制約がある土地の扱いについてどうするかを議論したまま進めることと、暫定事業という言葉も適切ではないと思われる。木質バイオマスボイラー導入事業については、この資料では議論が出来ない。財政局として問題があるとすれば、バイオマスボイラーを導入して指定管理者がペイできるのか。最終的には、温室効果ガスの削減で脱炭素に繋がり、かつ、永続的にできる事業なのか、まだ疑問が残るので、そこがクリアにならないと判断が難しい。

(政策課長) 先ほども申したとおり調整会議では個々の事業についてより詳細な資料で議論をしている。

#### 木質バイオマスボイラー導入事業について説明

(脱炭素社会・資源循環推進担当部長) チップの供給について、津久井産材の活用を想定しており、年間531tのチップが必要だが、令和3年度は年間1,260t搬出されているので、供給は可能と判断している。入手方法はいくつかあるが、市内事業者に供給していただくことを想定している。令和5年度は新設にかかる約1,600万円を計上しており、令和6年度の整備について、現時点では約3億円を積算している。ランニングコストについては、灯油ボイラーとバイオマスボイラーを併用することで約650万円の削減となり、約1,000万円になる見込みである。温室効果ガスの削減効果も大きい。スケジュールについて、令和5年度に実施設計、令和6年度に工事、令和7年度から稼働と考えている。

(財政局長) 木質バイオマスボイラー導入事業を説明してもらったが、他の事業の説明はないのか。木質バイオマスボイラー導入事業については、これまでも事業内容等の説明を受けていたが、知らない構成員もいるかと思う。事業毎に審議して決定すべきであり、財政担当部長からも意見があったが、5つの事業をまとめてパッケージとして審議するのは、進め方に疑問が残る。内容を精査出来ているということで良いか。調整会議でも様々な意見があり、当局ではアセットマネジメント推進課から、サイロ等の設置場所により土地を購入するのであれば、公共の土地面積が増えてしまい、さらに施設の面積も増えてしまうので、調整を確りとやってもらいたいという意見が出ていたかと思うが、最終的にどうなったのか。

(緑区役所区政策課長) アセットマネジメント推進課との事前協議は調整済みであり、先週に回答をいただいている。

(財政局長) 課題をクリアしているのであれば良いが、このスケールでやるということを決定するというでいいのか。

(脱炭素社会・資源循環推進担当部長) そのとおりである。

(財政局長) 他の事業は詳細がわからない中で、残りの事業もここで決定するのか。

(政策課長) 他の重点テーマでも同様であるが、個別で庁議に諮るものと、財政局の予算査定の中で展開するものに分かれる。木質バイオマスボイラー導入事業などは、まさに庁議の中で議論していただくものと認識している。

(財政局長) おそらく交付金がかかり使われるので、特に問題ないと思われる。その範囲の中で、効果的な事業を進めてもらえれば良い。木質バイオマスボイラー導入事業に関して一般財源の負担額は確認しておきたかったので、この内容で良いのなら、疑義はない。公園課の湖月荘の跡地については、既に意見があるように暫定ということで本当にいいのか。

もしここで決定すると、今後20年間、湖月荘跡地という名称になるが、それが適切なのだろうか。そもそもこの議論がされていないということが、どうなのか。公共用地の跡地利用は当局が関わるところで、調整がなされていないように思われるが、この件についてはどうするのか。

(市長公室長)湖月荘の件は、公園の位置付けを今後どうするのかだと思われる。20年間を暫定というのは長過ぎるので、方針転換するのであれば、公園を廃止するのが最もすっきりしており、わかりやすいかと思われる。脱炭素社会に向けて、条例改正もするので、市としては脱炭素社会に向けた施策を推進していくという姿勢を打ち出すという意味でも、ここは公園ではなく、太陽光発電設備の設置場所と整理すべきだと考えている。

(脱炭素社会・資源循環推進担当部長)今回湖月荘に太陽光パネルの設置を検討しているが、未利用地は他にもあるので、そういったところにも設置を検討していきたい。

(市長公室長)行政財産から普通財産に変えるということで検討してもらいたい。

(財政局長)案件を分けた方が良いのではないかと。ゼロカーボン推進課の説明と公園課の説明が分かれており、脱炭素社会推進加速化事業として進めていきたいのと思うが、速度感が変わってくるのではないかと。

(脱炭素社会・資源循環推進担当部長)脱炭素社会推進加速化事業としては、公共施設の未利用地等の対応というより、設置場所に関係なく、太陽光パネルの設置を進めてまいりたい。

(市長公室長)国に計画を提出しなければならないと聞いているが、それはいつまでか。

(脱炭素社会・資源循環推進担当部長)本年の12月に5年間の計画を提出しなければならない。

(財政局長)湖月荘についてもここで決定する必要があるか。

(公園課長)可能であれば決定していただきたい。ただ、調整会議でも同様にご指摘いただいているので、整理する必要があると認識している。

(財政局長)そこはアセットマネジメント推進課とも調整してもらいたい。もしこの流れで決めたいというのであれば、未利用資産の考え方で決めるべきである。市としても未利用地のまま所有したくないので、決められるなら決めたほうが良い。流れに乗った方が公園課としても良いのであれば、どういうタイミングで決定できるのかアセットマネジメント推進課とも調整してもらいたい。

(総務局長)会議の進め方について、審議事項で5つの項目があるが、これまでであればこの項目一つ一つが庁議に諮る案件だと考えている。例えば、決定会議で承認されて上部会議へ付議された場合、詳細な内容がわからないままであり、審議が抜けてしまっているような状態だと思われる。本部会議と庁議の関係性がわかりづらいという印象である。本部会議の構成員が戦略会議と同じであることも多く、特別職も含めて議論をしており、そこで方向性が決まるかと思うが、事業毎に詳細な内容は説明されず、庁議でも同様だとすると、あってはならないが、誰もよく理解していないまま事業が承認される事態になりかねないと危機感がある。何か問題が発生した時に、庁議に諮っており、庁議に参加している構成員は内容を承知しているはずだと言われても、詳細は知らない、そういう説明が無かったとなってしまうと、A&A事業のことを踏まえて、検証の結果、何も教訓が生かされていない。本件の5つの審議事項はボリュームがあり過ぎるので、これを一つの案件として、「脱炭素社会加速化事業の実施について」という一括りにするのは、強引で無理があるのではないかと。本件の審議事項とは別の問題として、市長公室に対する意見だが、庁議の進め方を検討する必要があるのではないかと。

(ゼロカーボン推進課長)調整会議ではより詳細な資料を基に説明をしている。

(財政担当部長)本件は、事業をまとめて上部会議へ付議しなければならなかったのか。調整会議で議論され、承認されたもので、議論の余地がないのであれば、木質バイオマスボイラー導入事業など、特定の事業に限定して上部会議へ付議されていれば、より詳細な資料で説明できたのではないかと。

(市長公室長) 調整会議では事業毎に細かく議論している。

(財政局長) 調整会議で承認されたので、決定会議の構成員も事業の内容等の報告を受けているであろう。そのため資料と説明のボリュームが調整されるのは、間違っていない。しかし、だとすれば調整会議での議論の内容や、指摘された項目についてしっかりと説明してもらいたい。調整会議では5つの事業について事業毎に審議しているということの良いか。

(政策課長) 先程の木質バイオマスボイラー導入事業と同程度の内容で各事業について議論をしている。

(市長公室長) CO<sub>2</sub>の削減目標について確認したい。2013年に18.1tだったものを2035年に"0"にするとのことで、脱炭素社会加速化事業を実施することで削減量が増えるということはわかるが、市以外の民間事業者など全部含めて、2030年に"0"するというのか。

(脱炭素社会・資源循環推進担当部長) 市の施策として、例えば補助金を出して再生エネルギーの利用を波及させていくであるとか、あとは啓発など費用のかからない取組もある。市が関わり、費用をかけて削減する部分と、費用はかけずに波及効果など様々な影響により削減されることを狙っている。国とか県は関係ない。

(市長公室長) これは脱炭素ロードマップに沿った内容になっているのか。

(脱炭素社会・資源循環推進担当部長) 現在計画の見直しも進めているが、ロードマップの削減目標が46%になっており、国は50%の高みを目指すとしているので、本市においても50%の削減を目標としており、若干変わっている。

(市長公室長) 具体的には、どのように"0"にするのか。本当に、急激にここまで削減できるのか。

(脱炭素社会・資源循環推進担当部長) 非常に高い目標であり、簡単ではないと認識している。

(市長公室長) 温室効果ガスの目標数値の信頼性や評価する基準を設けるというニュースがあり、内容によっては目標が変わってくる可能性もあろうかと思うが、何か情報は入っているか。

(脱炭素社会・資源循環推進担当部長) そういった情報は入っていない。統計のデータなどを恣意的に活用し、本市が独自に積算したわけではない。国の基準に基づいて数値を示しているなので、新たな基準が示されれば、同様にそれに基づいて積算していく。

(市長公室長) 12月に計画を提出しなければいけないという事情があるが、本来であれば決定会議でも詳細な資料で議論すべきだったであろう。脱炭素を推進するという中では、これらの事業を実施するという方向性は良いが、中身についてはもう少し議論する必要がある。SDGsの本部会議も控えており、そこでの議論も含めて、再度、事業内容の詳細について議論をするということによろしいか。

## (2) 結果

○原案のとおり方向性は承認する。

・ただし、事業詳細については継続審議とする。

## 7 包括的支援体制整備について

【健康福祉局 地域包括ケア推進課、高齢・障害者福祉課、中央高齢・障害者相談課、生活福祉課】

## (1) 主な意見等

(財政局長) 新たに中央区に障害者相談支援キーステーションを設置すれば、委託している業務が軽減され、委託料も減るのではないかと。委託等による時間外勤務の削減や、業務効率化によって生み出された人工を再配置するところまで議論してしまっているのだから。別の事業を含め、必要な業務に配置したいのであれば、別に要求するべきではないのか。これまでも意見しているが、どう考えているのか。

(地域包括ケア推進部長) どの業務にどれだけの人工が必要かということを示せていないが、相談件数を見てもわかるように、かなり業務が逼迫しているため、標準的な状況に戻すにも相当な人工が必要だという認識である。また、キーステーションについて、現在業務を担っている基幹相談支援センターは事務的な部分も含めて指定管理業務一括で契約しているため、指定管理期間と緑区と南区のキーステーションも同じ団体に委託をしていることとの兼ね合いもあり、すぐに委託料に手が出せない。各キーステーションに配置されている相談員は緑区が3人、南区が4人であり、中央区は4人配置するつもりだが、その配置については、調整が可能だと考えている。

(財政局長) 指定管理契約の更新のタイミングに合わせて、事業実施すれば良いのではないかと。指定管理期間中に、業務が減少し、人工を他のところに充てるのも契約変更になると思われる。総務局と人工の配置について調整する際は、優先順位が必要だが、どう考えているのか。人事に関する調整はされているのか。

(総務局長) この件で調整はしていない。

(財政局長) 当局としては、人工を削減し、その浮いた人件費より低額で委託出来れば賛成である。例えば、時間外勤務が削減された分の人件費で業務委託し、市全体として人工も生み出せるというのであれば、意見することは何もない。しかし、別の業務に充てると人員配置が決まっていれば、実質的に何の削減もできていないことになる。

(財政担当部長) 財源の考え方でいけば、委託費が生み出された人件費で収まるのであれば、何も意見することはない。再度人件費に充当されるのであれば、財源をどうするのか。財源が無いのであれば、令和6年度の4,300万円を予算化できないとなった場合、それはお互いに利が無い。そうすると、新たな人員配置については、別の議論として必要な人工を精査して、積算しなければいけないので、令和6年度以降の経費削減で生み出してもらおうという意味では、様々な施策の見直しに取り組んでもらう必要がある。

(総務局長) 逆にこういう考え方はできないだろうか。業務負担が増加しているが、職員は増えないという中で、委託可能な業務を洗い出したところ、5つの業務について委託により一定の効果に期待できるということで、委託する。局内で努力した結果、委託可能な業務を委託化により生み出した人工を他の業務に充てるというのは、本当に駄目なのだろうか。

(財政担当部長) その場合は、委託費の財源をどうするのかという議論になる。本来であれば、他の事業のスクラップアンドビルドで捻出するべきであるが、現時点で扶助費の見直し等の説明をしておらず、人件費見合いの委託切替だけという財源の説明では、当局としては賛成しがたい面がある。

(総務局長) できるだけ委託化する、外注するというように努力をしているが、最後に費用面について言われてしまうと、委託化に踏み切れないということになりかねない。各局区の努力を評価しなければ、直営で時間外勤務が増えても構わないということになってしまう恐れがある。各局区の状況を見ないと、一概に委託化が良いとは言えないが、本件については、一生懸命に工夫しているという点は、これまで3回の決定会議の説明を聞いて、理解できる部分はあると思う。

(総務局長) キーステーションについて、平成24年から今回の提案と同様の考え方があ  
るにもかかわらず、約10年が経過しても実現していないのは、根本的な問題があるの  
ではないか。今回も結果的に実現できないということもありえるのではないか。約10年  
前からあったのに、出来ていないということは何か足りないのだろうと思われる。

(地域包括ケア推進部長) 今一つ、最後の一押しが出来ていなかったと認識している。

(総務局長) 2年前に地域包括ケア推進部を組織した際に、平成24年からの体制を承  
知していれば、まず、これを確立しようとするべきであり、ここで改めて「包括支援体  
制の整備」となっていることに違和感がある。2年前に地域包括ケア推進部が組織され  
て、既に構築されていると庁内でも認識されていると思われる。

(地域包括ケア推進部長) これまで組織と相談業務がマッチしていなかったところなの  
で、ここで是正したいと考えている。合わせて委託化などを総合的に取り組み、新しい  
体制を構築したい。

(総務局長) 今回はできるのか。

(地域包括ケア推進部長) 少なくとも今より改善できると考えている。3層構造の構築  
により相談体制が充実され、相談に来る市民の利便性が確実に上がる。緑区と南区は高  
齢・障害者相談課とキーステーションが同じ建物にあり、それぞれに行き来ができるの  
で、スムーズな相談が可能となっている。中央区では、基幹相談支援センターが松ヶ丘  
園にあり、高齢・障害者相談課がウェルネスにあるので、行き来が出来ない状況である  
が、そういった面も含めて確実に利用者の利便性が向上する。また、団体要望におい  
ても優先度が高いものの、スペースや人員の問題もあり、結果ここまで延びてしまっ  
たが、このタイミングで法律の改正もあったので、改めて提案させていただいた。

(高齢・障害者福祉課長) 補足させていただきたい。緑区と南区のキーステーション設  
置されたのが平成26年で、その際にも中央区にもキーステーションを設置すべきでは  
ないかという議論があったが、設置可能な場所がないとのことで、結果的に中央区は断  
念したという経過がある。今回、基幹相談支援センターと分離して中央区のキーステ  
ーション設置という提案であるが、令和元年より、基幹相談支援センターからは、これ  
以上相談を受けることは難しい旨の話があり、その後各福祉関係団体や協議会から、キ  
ーステーションについて多くの要望をいただいている。

(総合政策・少子化対策担当部長) 指定管理契約はいつまでか。

(高齢・障害者福祉課長) 次の契約は約2年後の令和6年4月である。

(総合政策・少子化対策担当部長) そこで契約内容を変更するのがベターだと思われる。

(高齢・障害者福祉課長) 正直、人工が削減できるかどうかわからない。基幹相談支援  
センターでは受電もままならない状況の中で、人を減らして業務を続けてもらうのでは、  
何も改善されていない。そこは状況を見ながら判断していきたいと考えている。

(市長公室長) キーステーションが無いことにより、新規の困難ケース等の相談を受けら  
れないことがあってはならないと認識している。そのため、中央区にキーステーションを  
設置する方向性は賛成である。ただ、財源についての意見がある中で、優先順位を付ける  
必要があった場合に、窓口委託と中央区のキーステーション設置はどちらを優先するのか。

(地域包括ケア推進部長) 市民の要望などからすれば、間違いなくキーステーションで  
あり、当局もそこを優先したいと考えている。今後、団体等と交渉する上でも目玉にな  
る事業が必要であり、それがキーステーションである。その一方で、財源の問題がある  
ので様々な施策について順次見直しを図っていききたいと考えている。また、窓口委託に  
ついては、実施により他の相談業務が充実することも間違いなく、利用者の待ち時間が  
短くなると想定している。

(市長公室長) 共生社会の実現を目指す本市としては、やはり新規相談を受けられないこ  
とはあってはならない。そのため、優先順位としては、キーステーションの方が高いと考  
えている。4つの事業を同時に実施するにあたり、財源の生み出しが難しいという中では、  
扶助費の見直しによる財源をそのまま充当することも難しい面もあるが、やはり各局区で  
努力している面があり、歳出の平準化のような考え方の中で、見直しによる財源を一部充

当するなど、検討が必要である。また、人工がどれくらい減員され、どのくらいの生み出すことができるかについても、資料で提示してもらう必要がある。

(総務局長) 扶助費の見直しは可能なのか。既に扶助費の見直しをしており、これ以上できないように思うが、どうなのか。

(地域包括ケア推進部長) 全く生み出せないことはないと考えている。これほど大きな財源を生み出せるかどうかわからないが、できる限りのことはするつもりである。

(総務局長) すぐに扶助費の見直しができないのに、資料の中では扶助費の見直しのことを記載するのは良くない。実現可能な内容にし、庁議を通すための資料にならないようにしてもらいたい。

(財政局長) 委託により生み出した人工を自局の事業に充てることができるというルールになっているわけではないので、切り分けて考える必要がある。本来かかるはずだった人件費を削り、それを委託料に回せば良いという話になると思うので、本件が承認されるとするならば、総務局と当局で調整する必要がある。委託した方が良い面も当然あるが、今ある業務全て委託にということになってしまうので、そこは調整をしないと説明がつかないであろう。扶助費の見直しは行財政構造改革プランにも記載されており、これからも進めていくところなので、両方の見合いで財源を生み出していかないといけない。

## (2) 結果

○原案のとおり承認する。

- ・ただし、人工及び費用については、関係各課と引き続き調整すること。

## 8 グリーンスローモビリティの実証運行について

【都市建設局 交通政策課】

## (1) 主な意見等

○(総合政策・少子化対策担当部長) 実証運行を予定している若葉台地区と新磯地区には、意向は確認しているのか。

(交通政策課長) 若葉台地区については、今年度の環境省の事業として調整が進んでいる。また、新磯地区についても、10月4日のまちづくり会議にて説明し、前向きな回答をいただいております、11月25日のまちづくり会議にて正式な回答をいただくことになっている。

(総合政策・少子化対策担当部長) 運行ルートは地域と協議して決めるのか。

(交通政策課長) 運行ルートについては、基本的には地域が主体的に決めるものと考えますが、市としても、地域のニーズを踏まえた助言をしながら調整していきたい。

(総務局長) 実証運行後に本格運行につながっている事例が少ないとのことだが、課題は何か。また、本格運用に当たっての条件はあるのか。

(交通政策課長) グリーンスローモビリティ自体が新しいモビリティのため、実証運行段階のものが多く、事例の多くは、有償運行であり、収支採算性が課題となっている。本市が想定しているボランティア輸送による無償運行は、事例が非常に少なく、ボランティアドライバーの確保が一番の課題であると考えている。また、本格運行の条件については、利用者数や運行頻度等について、実証運行の中で目標を設定し、決めていきたいと考えている。

(総務局長) 4ヶ月の実証運行を経て、本格運行への移行を考えているようだが、本格運行への移行を決定するまでの期間が短いと感じる。通年で実証運行することも必要ではないか。

(交通政策課長) 実証運行を2ヶ月実施し、検証を踏まえた上で、再度2ヶ月の実証運行を経て、本格運行に移行することを想定しているが、安定的な本格運行を目指すためには、1年を通して地域主体で運行が可能かどうか確認することが必要であると考えているため、実証運行や効果検証のスケジュールについては再考する。

(総合政策・少子化対策担当部長) 実際の運行に当たっては、運転手はどの程度確保する必要があるのか。

(交通政策課長) 他市の事例では、運行本数を確保するには数人では対応が難しく、相当数確保する必要があると伺っている。

(財政担当部長) 来年度の事業実施については、環境省からの補助金を市が受けて実施するのか。

(交通政策課長) 今年度については、環境省が国の直営事業として委託契約を行っており、その委託事業者にて、アンケート調査を実施している。来年度については、市でコンサル等と委託契約を行い、アンケート結果の取りまとめや効果分析を委託事業者と一緒にやっていく予定であり、環境省からの補助金がもたらえた場合は、委託料に充当することを想定している。

(総務局長) 効果検証の結果、事業をやめるという判断もあり得るのか。

(交通政策課長) ドライバーの確保が困難だった場合は、その判断もあり得ると考える。

(総合政策・少子化対策担当部長) どの程度の頻度で運行するのか。

(交通政策課長) 1日あたり2～3便程度の運行を考えている。

(市長公室長) スケジュールについては引き続き調整をお願いしたい。



(2) 結 果

原案のとおり上部会議へ付議する。

ただし、スケジュールについては別途調整すること。

## 9 高齢者等の移動支援について

【健康福祉局 地域包括ケア推進課、高齢・障害者支援課、津久井高齢・障害者相談課】

## (1) 主な意見等

○(総合政策・少子化対策担当部長) 試行運転等を実施していると説明があったが、実施地区はどこか。

(地域包括ケア推進部長) モデル地区として、城山、麻溝で実施しており、津久井の青野原でも10月～11月で試行運転を行っている。また、光が丘及び藤野においては、地域で自発的な取組も始まっている。

(総合政策・少子化対策担当部長) 団体等とは話をしながら進めているのか。

(地域包括ケア推進課長) 事業の継続性を考えるに当たって、団体等へ話を聞いており、ガソリン代や運行調整に伴う経費、保険料などが継続するに当たって負担になることなので、そこを補助していきたいと考えている。

(総合政策・少子化対策担当部長) どの程度の頻度で運行するのか。

(地域包括ケア推進課長) 地域の実情に応じたルートや利用者とのマッチング状況により様々ではあると思うが、そこまで多くはないと考えている。

(総合政策・少子化対策担当部長) 担い手の確保の他に課題はあるのか。

(地域包括ケア推進課長) 地域の実情に応じた輸送量を確保できるか、また、ドライバーの年齢による安全性も課題であると考えている。中長期的にみると、ボランティアに頼り切れるものではないため、福祉有償運送への振替についても検討する必要がある。

(総務局長) 試行運転等の検証は行うのか。

(地域包括ケア推進課長) 補助金を出すことにより、実績報告をいただき、それを通じて検証を行う必要があると考えているが、補助金の目的が、このような活動を地域主体で広げ、促進していくことであるため、市が主体的に効果測定を行うものではないと考えている。

(総務局長) 基盤強化促進事業や新規参入モデル事業については、期間限定で補助金を出すことになっているが、延長することがないようにしていただきたい。

(津久井高齢・障害者相談課長) 事業者や団体には、事前に時限措置であることを丁寧に説明し、延長することがないようにする。また、補助金の交付がなくなることによる事業の終了がないよう調整を行う。

(市長公室長) 補助対象の車両リースには電気自動車も該当するのか。

(地域包括ケア推進課長) 電気自動車はリース代が高くなると考えられるが、排除するものではない。

(市長公室長) 脱炭素ロードマップを定めるなど、本市として脱炭素の取組を推進しているため、市の姿勢としてそこも積極的に考えていただきたい。

(財政局長) 対象者は高齢者等に限定されるのか。

(地域包括ケア推進課長) 介護保険等の特定財源を活用するため、高齢者等移動サポート活動支援事業を除き、一定の高齢者・障害者が対象となる。また、高齢者等移動サポート活動支援事業も、支援が必要な高齢者、障害者、妊婦の方など、支援を必要とする方が対象となる。

## (2) 結果

○原案のとおり上部会議へ付議する。

## 10 中山間地域対策の取組について

【市長公室 政策課】

## (1) 主な意見等

(財政担当部長) 休暇村センターの改修設計については、来年度の予算計上を予定しているのか。

(政策課長) 公共建築課と調整しているが、休暇村センターについては、メインの建物の他にコテージもあり、地域と調整しないとどういうリノベーションが良いのかなど、分からないところがあるので、なかなか公共建築課も対応できないとのこと。概算費用が積算できれば当初予算で要求したいと考えているが、補正等も含めて、対応を検討していきたい。

## ○(財政担当部長) 事業スケジュールの考え方はいかがか。

(政策課長) いつまでにやらなければいけないということはないが、仮に地方創生の推進交付金等を財源措置していく場合は、一義的には3年間という考え方もある。地域としては、課題解決に向けてスピード感を持って対応してもらいたいという思いがあると承知しており、前倒しも検討していかなければいけないと考えている。

(緑区長) このモデル事業は大きく2つ提案しており、1つが既存の各施設を活用した取組と、もう1つはワーケーション等の新たなニーズに対する取組である。青根小中学校は、民間事業者からの問い合わせも多く、これまでもサウンディング型市場調査を重ねてきた実績があるので、例えば地域と話し合い、既存の公共施設をどう活かしていこうかという視点での振興策は前倒しできる可能性があると考えている。

## ○(財政担当部長) 承知した。補正する場合、スケジュール感など含めて検討いただきたい。

## ○(財政局長) 既存の取組と何か変わるのか。今、既に対話を重ねており、それを来年も継続するようにしか見えない。

(政策課長) そのとおりであるが、青根の休暇村等について、行政としてどういう拠点にするのか、具体的な検討に関してはまだ地域とは対話できていない。青根地区に限らず、全体的な進行については区役所が今までも取り組んできたところであるが、特にワーケーション又は新たなビジネス拠点などの導入に関してずっと検討してきており、具体的に青根地区という形でお示しするのは今回が初めてである。

## ○(財政局長) 寄付による財源について、将来的に活用できるイメージで良いか。

(政策課長) そのとおりである。

(総務局長) この小原と青根をモデル地区で進めること自体に反対ではないが、本市の強みとして、都心から1時間で藤野や相模湖の中山間地域に行けるところだと認識している。ただし、その周辺の地域振興という観点あまり無いように感じる。小原や青根については、これまでも麻布大学の学生が青根の地域振興を地域住民と一緒にやってきたが、その継続のみとを感じる。モデル地区は青根や小原だけでは無く、もう少し駅周辺等を含めるべきではないか。中山間地域の地域振興というよりは、青根地区の地域振興と色合いが少し強過ぎという気がする。

(緑区長) 本市の中山間地域の特色については、都心から近く、いわゆる便利な田舎というのがまず根底にはある。駅周辺の活性化という話はあるが、やはり中山間地域の抱えている課題を見た場合に、交通の便が悪い、若しくは人口が減っているという中で、確かに相模湖と藤野の駅を軸に中山間地域振興を推進するという視点はあがあるが、一方で駅周辺というのは中山間地域特有の課題は薄い部分もある。今回、青根を選んだ理由として、モデル事業としての成果を他の地域にも広げるとい趣旨の中で、青根と小原はそれぞれ違った視点で選んでいる。青根については、本市の中でも、特に人口減少が著しい中で、どういう取組ができるのか。また、小原については小原宿本陣や、小原の郷

のような施設があり、そうした既存の観光施設をキーとして何かできないかという2つの切り口で、まず始めたいと考えている。あくまでもこのモデル事業は、地域と対話を行いながら活性化を目指すというスタンスがあり、その成果を他の地域に反映させることを前提としている。

- (総務局長)一方で都市計画的に言うと、立地適正化計画があり、当該地域は居住を誘導するエリアでは無いのではないか。

(緑区長)それについても議論となった。立地適正化計画については、20年ぐらいかけて長期的な視点で取り組むものと認識している。その流れは否定しないが、現に人が住んでいるということと、観光中心とした地域の活性化という視点があることから、立地適正化計画とは整合を図りがなら、地域振興を進めていきたい。

- (政策課長)本市の立地適正化計画では緩やかな誘導ということになっている。今まさに青根がモデル地区になっているのも、高齢者人口の割合が高いということがある。ここはもう埋められないと考えており、人口が減少していく中で、地域の担い手になる人が多少なりとも来ていただくことで、緩やかな減少になるものと捉えている。こうした施策を実施せず、高齢者だけの集落になってしまうと地域の活性化が困難になってしまうことから、自助・共助の観点で、地域として維持できる担い手が来てもらえるように検討している。

(総合政策・少子化対策担当部長)この資料にはないが、今年度何か調査を行っているかと認識しているが、その結果はこれからか。

(政策課長)中間報告という形では、本部会議でも説明したが、取りまとめた上で、また然るべき時期にお示しする。

- (総合政策・少子化対策担当部長)その調査結果が、何らか活かされていくようなエビデンスがあるのか。

(政策課長)今までの調査と異なる部分として、都心の企業などに意向確認を行った。

- (総合政策・少子化対策担当部長)小原地域とはどのような話をしているのか。

(緑区長)小原地域は、まだ具体に対話の場を設けていない。しかし、小原地域でも地域活性化協議会のような地域の団体が活性化を考えており、今年度、要望書を受け取っている。小原の郷については県の起債の償還が令和6年3月で終わる。それによって規制は変わってくるので、そこを目指して活性化施策をこれから検討する。

- (市長公室長)スケジュールについて、青根地域住民との意見要望の把握が来年度の第1四半期とのことだが、今年度中に早めることはできないか。

(緑区長)意見や要望の把握のみであれば早められる。事業の採算性などの検証を踏まえなければ、判断ができないという部分があり、地域との対話の中では、時間がかかることはお互いに交流している。

- (市長公室長)モデル事業なので、この結果を基に、他の地区への参考にするようなことを資料の中に入れ込んでもらいたい。

(緑区長)承知した。

(財政局長)小原がちょっと薄すぎる印象がある。なぜ選んだかという先ほどの説明したような選定理由を資料に記載した方が良い。

(緑区長)今回は、先行している青根の方を承認いただきたく資料を作成した。

## (2) 結果

- 原案のとおり承認する。

・ただし、庁議の意見を踏まえ、資料を一部修正すること。

## 1.1 少子化対策の取組について（少子化対策に係る公園改修事業）

【市長公室 政策課】

## (1) 主な意見等

(財政担当部長) 今回提案されている改修等は国の長寿命化事業に該当しないのか。

(公園課長) 事業内容による。長寿命化に該当するものであれば、社会資本総合整備交付金を使う考えでいる。

(財政担当部長) 長寿命化事業を前倒ししてやっていくイメージか。

(公園課長) そうではあるが、実態として、長寿命化経費は遊具の更新に使っている状況である。

(財政担当部長) アセットマネジメントとして、この3年間の事業は優先順位など整理できているのか。公共建築課とはよく調整してもらいたい。

(公園課長) 現時点で相談できていないため、別途、調整する。

(財政局長) スケジュールを決める前に公共建築課へ相談してもらいたい。3か年の事業となると難しい部分もあるかもしれない。

(公園課長) 承知した。

(財政局長) 財源は推進プログラム経費か。

(政策課長) そのとおりである。

(総務局長) トイレの改修などは少子化対策に関わらずしておくべき内容ではないか。そうなるとこれまでの長寿命化の考え方がどうなのかといった部分もある。今回の内容を見ても実態としては改修だけと見えてしまう。例えば、相模大野中央公園以外の2つの公園もカフェを作るなど、検討しても良い。また、子育ての考え方が多様化している現状を踏まえると、「少子化対策」の言葉の使い方は工夫が必要と考える。出生率の向上などは行政としては重要な課題だが、市民の目線で考えたときに伝え方は考えていく必要がある。せっかく子育て世帯に特化して、取組を前面に出してやるなら園路などだけではなく、カフェ設置なども含めて考えた方が良いのではないか。

(財政局長) 子育て応援といった趣旨をメインに考えて、表現を工夫すれば良いのではないか。トイレの改修とだけ見ると子育てにつながる部分が小さく感じる。

(総合政策・少子化対策担当部長) 少子化対策の中では、父親の子育て参画にも取り組んでいきたいと考えているため、男性用トイレを子育て仕様にといった視点もあると考えている。

(市長公室長) 子育て応援公園として打ち出すのであれば、要件などの基本的な考え方を定める必要がある。水景施設やトイレの扱いも同様である。他市の公園ではカフェをはじめ、子どもの休憩施設もあるところが魅力的と感じる。場所としては、麻溝公園でも街区公園でも良いと思うが、公園は市民の憩いの場であるため、機能的な定義を考えなければいけない。財政的な部分も含めてではあるが、新たな定義を含めて検討してもらいたい。

(市長公室長) 今回の提案に民間活用の視点は入っているか。

(公園課長) 今回の提案では入っていない。

(市長公室長) PFI等の検討についてもお願いしたい。

(総務局長) スケジュールの平準化はどういったものを想定しているか。

(公園課長) 複数の設計等を抱き合わせでできればと考えている。

(総務局長) 実効性のあるスケジュールを立てていただきたい。

## (2) 結果

○原案のとおり承認する。

## 12 国保年金課業務の一部委託化について

【健康福祉局 国保年金課】

## (1) 主な意見等

- (財政担当部長) 新たな業務を一体化すると4.3億円とのことだが、コールセンターの派遣会社に、新たな業務を依頼するとこの金額になるということか。
  - (生活福祉部長) 業務委託料の見積もりで2.9億円を出している会社に、現行規模或いはそれにプラスアルファしたコールセンター事業もやってもらうといくらか伺ったところ4.3億円との回答であった。
  - (財政担当部長) コールセンターの派遣会社とは別の会社か。この今の業務委託に係る提案と、既存のコールセンター部分の業務の合計で4.3億円ということか。
  - (生活福祉部長) そのとおりである。一体の契約とすることで1.1億円程の経費が削減できると見込んでいる。
  - (財政担当部長) コールセンターの業務は、令和6年の1月で終了となるのか。
  - (保険企画課長) 現行のコールセンターについては、令和5年度中に更新が必要となる。契約課の調整だと令和5年度末まで延ばすことは可能である。
  - (財政担当部長) そうすると令和6年度からは切り換えが必要ということか。
  - (保険企画課長) そのとおりである。ただし、年末年始の方が機器の入れ替えが簡単ということもあり、年末に実施し、1月から新たにスタートするのが一番現実的だと考えている。
- (財政担当部長) 令和5年度の経費7,777万円というのはそういった部分を念頭に、契約することを前提にしたものか。
  - (国保年金課長) これは業務委託の部分である。コールセンターは入っていない。
  - (総務局長) 今回提案いただき、当局としても恒常的に職員の時間外勤務が発生する業務というのは見直さなければいけないと考えている。その業務自体を見直して減れば良いが、その業務自体はやらざるを得ず、恒常的に時間外勤務が見込まれるのであれば、委託化すべきだと考えている。委託化するに当たって、今回経営監理課が令和6年度から効果検証を実施されるということで、非常にありがたいと感じている。最初にかかる経費は、委託化に向けて取り組む作業の経費ということでいけば、十分精査いただき取り組んでもらいたい。今回の委託化は、全庁的にも委託化できるものとして繋げていただきたい。
- (財政局長) 人が増やせない分をお金で解決するというのであれば、やはり人の削減がその財源としてあるべきである。本当によく積算していただいたと思うが、その削減効果が将来的に出るとなると、現実的に、5、6年度の財源がない。収支バランスがマイナスという状況の中で、委託化をすることが、全庁的にモデルになるというのは、やってみてからモデルにするということか。委託化について、その分のお金は別の事業を潰すのか。健康福祉局が忙しいのは承知しているが、そこだけが忙しいわけではない。全庁的に予算を捻出するには、各局長に理解いただいた上で進めていかないと難しい。積算については、よく頑張ってくれているとは思いますが、5年度から検証していくのはまだ早いのではないか。
- (財政担当部長) 令和5年度からこの委託を始めなければならないのか。その理由を伺いたい。
  - (生活福祉部長) 速やかにやりたいということである。当然国もそういう民間の委託の推進をずっと前からしており、本市もそういう指針を出して推進している。なかなか始まらないのには理由があると思うが、当局としては、他市の事例を踏まえ、委託できることはもう間違いない。速やかに始めることが望ましいと考えている。
  - (財政担当部長) 令和5年度から手続きを進めると、最速でこの令和5年度の後半から始められるという話である。先ほどからコールセンターの話と絡めて伺ったのは、コールセンターと入れ替える時に、この提案で4億程度の経費でいけるのであれば、それとセット

でやるべきだということと、今、財政局長が申し上げたように、それを考えるならばもう少し時間をかけて6年度当初から始めるとか、そういう考え方もあるのではないか。方向性自体を否定するつもりは無く、民間委託を進めるということと、行政サービスを向上させるということについては必要だと思う。ただ、やはり費用対効果というのは当然に考えなければならない。

- (総合政策・少子化対策担当部長) 公民連携を推進する立場としては、やはり民営化や委託化は推進していきたい。これまで委託化の検討はされてこなかったのか。

(生活福祉部長) 一般的に、忙しい部署において、そういう事務改善をすべきというのは頭にはあると思う。しかし、手をつけられる人がいない。議論がそこまで至らなかった。

- (総合政策・少子化対策担当部長) 政策サイドとしても、公民連携やPFIと民間活力というのは進めていくべきだと考えている。庁議では、様々なところで人が足りないというのは耳にする。その中で、政策サイドとしても行革的な何か事業を廃止してとか、そういうものを全庁に出していかなければいけないと思いつつ、その中で、パイロット事業的に委託化が目に見えていくのであれば、進めてもらいたい。

(総務局長) 最初に経営監理課が入るのが令和6年度となると、検証して結果が出るのが7年に反映される可能性がある。また、令和5年からスタートして7年というのは、まだ判断できないというのであれば、委託することにあたって、まずは、減員できる人数を示すことができないと新規で予算を付けるのは難しいのではないか。これだけ直営でやっており、議会でも委託化に向けて取り組むと、コロナ禍の中で職員が疲弊していると答弁しており、委託化は進めていくべきだと思っているが、それと予算はリンクするため、当然、きちんと説明していただき、理解のもと予算がつくのだと思う。

(国保年金課長) 議論してからスタートするのがベストだと思われるが、モデルケースのような形で進めながら、まずは結果を出すことが必要であると考えている。

(財政局長) 例えば、この委託事業をモデルにするということ、市長公室で固めていくのだとすれば、6年度にはなるが、始められるのではないか。その場合、10年で40億円になるが、その財源は担保しておかなければならないため、その部分は全庁で決めなければならない。5年度からは難しいというのが率直な意見である。

- (市長公室長) まず非常に良い取組であることから、ぜひ進めてもらいたいが、やはり財源の話は避けて通れない。また、全庁的にこの委託検証の新たな仕組みについて、意思決定が必要になってくる。窓口の委託をどう進めていくのか、検証の仕方をどうするのかを同時並行で進めていかなければならない。そのあたりを市長公室の方で検討した上で、改めて庁議に諮り、モデルケースとして先行的に取り組んでもらいたい。

## (2) 結果

継続審議とする。

以上